

令和5年度 宇治市特別職報酬等審議会
(第1回)

令和5年9月6日(水)
9時30分～
場所：宇治市役所本庁
7階第2応接室

議事次第

- 1 委嘱状交付
- 2 市長からの諮問
- 3 議事
 - (1) 審議の公開・非公開について
 - (2) 令和5年度審議予定について
 - (3) 資料説明について
- 4 その他事務連絡等
- 5 閉会

裏面 [配布資料一覧]

[配布資料一覧]

議事次第

委員名簿

資料1 宇治市審議会等の会議の公開に関する指針

資料2 令和5年度 審議予定

資料3 令和4年度の主な取組と
令和5年度予算の概要（抜粋）

資料4 宇治市普通会計決算概要（令和4年度）

資料5 令和5年度資料集

令和5年度 宇治市特別職報酬等審議会委員名簿

委員(五十音順、敬称略)

任期: 令和2年10月8日から令和5年10月7日までの3年間

(池本委員、黒川委員は令和5年9月6日から令和5年10月7日まで)

池 本 幸 子 (いけもと さちこ)

黒 川 哲 治 (くろかわ てつじ)

会長 小 長 谷 敦 子 (こばせ あつこ)

会長職務代理 坂 下 弘 親 (さかした ひろちか)

多 々 納 裕 一 (たたの ひろかず)

長 谷 川 理 生 也 (はせがわ りきや)

平 井 幹 人 (ひらい みきと)

事務局

市長公室長 秋元 尚 (あきもと ひさし)

市長公室副部長 雲丹亀 正記 (うにがめ まさき)

市長公室 人事課長 西川 聡 (にしかわ さとし)

市長公室 人事課副課長 足立 貴志 (あだち たかし)

市長公室 人事課給与係長 加島 達郎 (かしま たつろう)

市長公室 人事課給与係主任 福本 勇樹 (ふくもと ゆうき)

市長公室 人事課給与係主事 野口 遥香 (のぐち はるか)

宇治市審議会等の会議の公開に関する指針

第1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、本市の諸活動を市民に説明する本市の責務を果たすとともに、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

第2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及び要綱等により設置された附属機関に準ずるもの(以下「審議会等」という。)とする。

第3 審議会等の公開基準

審議会等は法令、条例等の規定により会議が非公開とされている場合を除き、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 宇治市情報公開条例(平成17年宇治市条例第4号)第6条各号の規定に該当する情報(以下「非公開情報」という。)に関し、審議等をする場合。
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

第4 公開又は非公開の決定

- (1) 会議の公開又は非公開は、第3の審議会等の公開基準に基づき当該審議会等が決定するものとする。
- (2) 審議会等が会議を非公開とした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

第5 開催会議の事前公表

審議会等は、会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するとともに、宇治市ホームページへの掲載等により市民に周知するものとする。

ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

第6 公開の方法

- (1) 会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 公開する会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 審議会等は会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

第7 会議資料の提供

審議会等は、会議資料（非公開情報が記録されている部分を除く）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

第8 会議録等の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、非公開情報が記録されている部分を除いた当該会議に係る会議録を行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するよう努めるものとする。
- (3) (1)、(2) に定めるもののほか、審議会等は、その活動状況について、情報の提供に努めるものとする。

第9 運用状況の公表

市長は、毎年、審議会等の会議の公開に関する運用状況について取りまとめ、公表するものとする。

宇治市審議会等の会議の公開に関する指針

第3 審議会等の公開基準について（非公開にできるものの解説）

公開の例外として、次の情報については非公開にできるものとする。

（1）宇治市情報公開条例第6条各号該当情報

- ① 法令等により公にすることができない情報
- ② 個人に関する情報
- ③ 法人等の事業活動上の利益を明らかに害する情報
- ④ 本市等の公正な意思形成に著しい支障が生じるおそれのある情報
- ⑤ 本市等の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれのある情報
- ⑥ 市民生活の安全に支障が生じるおそれのある情報

（2）会議の目的が達成されないと認められる場合

審議等の事項によっては、公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が著しく阻害される場合も想定され、そうした場合は審議内容が公開すべき内容であったとしても非公開とすることができるものとする。

令和5年9月6日

令和5年度 審議予定

回次・開催(予定)日	主な審議内容
第1回 令和5年9月6日(水)	<ul style="list-style-type: none">本市の財政状況等 令和4年度の主な取組と 令和5年度予算のポイント 令和4年度普通会計決算概要法改正と人事院勧告について 地方自治法の改正 人事院勧告他団体との比較状況について一般職の給与の状況について
第2回 令和5年10月16日(月)	<ul style="list-style-type: none">京都府人事委員会勧告について 【予定】
第3回 令和5年11月16日(木)	<ul style="list-style-type: none">答申の方向性について答申案について
答申 令和5年11月下旬	

令和4年度の主な取組と 令和5年度予算の概要

宇治市

令和4年度の主な取組

【新型コロナウイルス感染症・物価高騰への対応策】

約55億円

▽ 国の実施する支援や施策にスピード感を持って対応

- ・ 令和3年度に引き続き新型コロナウイルスワクチンの接種を実施
- ・ 子育て世帯や生活困窮世帯等の市民への支援として給付金を給付

▽ 市内の状況やニーズに応じた宇治市独自支援をきめ細やかに実施

市民生活・事業者への支援

- ・ 水道料金等の減免
新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、第4期から3期分（6か月分）の水道料金の基本使用料等を減免
- ・ 子育て世帯物価高騰対策臨時給付金
物価高騰による家計への影響が大きい子育て世帯を支援するため給付金を市独自に給付
- ・ 学校給食費高騰対策事業
給食費の値上げを抑制するため、食料品等の価格高騰分を支援
- ・ プレミアム付デジタルクーポンの発行
スマートフォンで利用可能なプレミアム付デジタルクーポンを発行
- ・ 中小企業創業支援事業
創業初期の経営安定化等を目的に、創業にかかる経費の一部を支援
- ・ 先端設備等導入支援事業
市内事業者等の生産性向上を目的とした先端設備の導入を支援
- ・ 農業情報発信事業
「宇治を食べようキャンペーン」の実施など、市内産農産物の消費・販路拡大の取組を実施
- ・ 福祉施設等への物価高騰対策
物価高騰の影響を受ける福祉施設等に対し光熱費の一部を支援
- ・ 地域公共交通燃料費高騰対策事業
燃料費の価格高騰の影響を受ける、市内交通事業者を支援

ICTを活用した取組

- ・ デジタルデバイド対策事業
スマートフォンの操作講座やオンライン申請の問い合わせ対応等を実施
- ・ 小・中学校におけるICT教育の充実
プログラミング教育用ロボットの活用等によりICT教育を充実
- ・ 視覚障害者専用電子図書館事業
全国初の取組として、視覚障害者専用の電子図書館サービスを実施

【第6次総合計画の着実な推進】

▽ WITHコロナ・POSTコロナ時代の安全・安心

地域の防災・防犯の取組

- ・ 災害時地域タイムラインの作成を支援
京都大学防災研究所と連携し、防災シンポジウムを開催

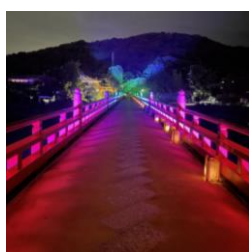


脱炭素化に向けた取組

- ・ エコ・アクション・ポイントの導入
市民限定のエコ・アクションに取り組んだ方にポイントを付与

新たな観光施策に向けた取組

- ・ 「京の七夕 in Uj i」事業
新たな夏季のツーリズムとして、旧暦の七夕にあわせ京都府内で実施されている「京の七夕」と連携し実施



▽ みんなでつくる子育て・子育てにやさしい地域共生社会

子育て・子育て環境の充実

- ・ 公園でつなぐ子育てにやさしいまち創出事業
植物公園、黄檗公園及び西宇治公園において、子どもが外遊びできる環境を整備するとともに、各種イベントを実施



<西宇治公園 芝生ひろばオープニングイベント>

- ・ ヤングケアラー対策事業
子ども家庭総合支援拠点にヤングケアラー相談窓口「いいやん」を設置し、ヤングケアラー・コーディネーターによる相談・支援を実施

学校教育環境の整備

- ・ (仮) 西小倉地域小中一貫校整備事業
令和8年4月の開校に向け、設計業務等を実施



< (仮) 西小倉地域小中一貫校完成イメージ >

健康長寿社会の実現

- ・ 健康アライアンス事業
親子向け（小学生）講座「うーちゃ学校」の開催等、健康増進の取組を実施

誰もが住みやすい地域共生社会

- ・ 高校生文化芸術祭事業（FUN×FAN×FES）
12月22・23日に、市内全7校の高校生による舞台発表・作品展示を実施



▽ 活力あふれる産業振興と未来への投資

産業戦略の更なる推進

- ・ 産業戦略に基づき、地域資源を活かした市内産業の振興につながる取組を実施
事業者間の取引拡大・交流促進の取組や、事業場の設置・増設等を支援

新たな都市基盤整備の推進

- ・ J R 奈良線六地蔵駅改良工事完成



< J R 奈良線 六地蔵駅記念式典 >

▽ まちづくりの土台となる取組の推進

市民等との連携・協働

- ・ 地域のつながり促進事業
人と人とのつながりが希薄化している等、地域コミュニティ活性化のため、「人」と「空間」に着目した取組により、地域のつながりを促進



<まちのリビングによるつながり>

- ・ コミュニティ・スクールの推進
全ての小・中学校に学校運営協議会を設置し、地域学校協働活動を実施



<見守り活動>



<学習支援>

加速するデジタル社会への対応

- ・ 行政手続きのオンライン化を推進
市民サービスの向上などを図り、証明書等のオンライン申請環境を整備

持続可能な行財政運営に向けた取組等

- ・ 長寿命化などの公共施設マネジメントを着実に推進
中学校の長寿命化改修に着手
小学校の体育館等非構造部材耐震改修を実施
公共施設における空調改修を実施
- ・ 外部人材の活用による積極的な施策展開を推進
広報戦略プロデューサーやデジタル政策プロデューサーを配置し、時代に即した施策展開を行うための体制を整備

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 背景 H29 ラスパイレス指数 103.6 全国 1 位*
H30～取り組み実施（昇給抑制、管理職員の給料カット等）
R3 ラスパイレス指数 101.4 全国 40 位*
(R4 ラスパイレス指数 101.7 全国 24 位*)

※指定都市及び中核市を除く市区町村

2 基本的な考え方

国・京都府制度に準拠する方向で制度・運用を見直し、京都府を上回る水準にあるものを経過措置を設けて引下げ、給与水準の適正化を図るもの

3 給与制度・運用の適正化に係る改正

(1) 等級別基準職務表の見直し

現行 5 級に位置付けている「特に困難な業務を処理する主任」を廃止する。ただし、現に同職に位置付けられている職員については、なお従前の例によることとする。

(2) 給料表の構成の見直し

各級の給料月額の上限を引き下げる。ただし、現に改正後の上限号給よりも上位の号給に位置付けられている職員については、現行の給料月額は保障して支給する。

給料表の各級の上限号給とその給料月額

級	現行	改正後	差
4 級	125 号給 398,600 円	101 号給 389,000 円	24 号給 ▲9,600 円
5 級	117 号給 403,900 円	93 号給 397,900 円	24 号給 ▲6,000 円
6 級	105 号給 420,400 円	85 号給 415,400 円	20 号給 ▲5,000 円
7 級	77 号給 455,700 円	61 号給 450,500 円	16 号給 ▲5,200 円
8 級	65 号給 482,000 円	45 号給 474,500 円	20 号給 ▲7,500 円

(3) 55 歳以上の原則昇給停止

極めて良好又は特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとする。

(4) 施行日 令和 5 年 1 月 1 日、ただし (3) は令和 6 年 1 月 1 日

令和5年度

予算の概要

宇治市

～一人ひとりが輝き 伝統と新たな息吹を紡ぐまち・宇治～

人と地域が輝き躍動する積極予算

令和5年度は第6次総合計画第1期中期計画の2年目となる年度であり、3つの重点施策やまちづくりの土台となる取組をさらに推進します。また、市民生活や市内経済のさらなる活性化に向け、POSTコロナへの転換を図りながら、喫緊の課題である物価高騰に対応するとともに、国の経済対策を活用した13か月予算として編成し、切れ目なく施策を展開します。

◆物価高騰への緊急対応

当初予算額 約1.5億円

◆第6次総合計画のさらなる推進

当初予算額 約157.0億円
(再掲含む)

(1) 3つの重点施策

- ▶ WITHコロナ・POSTコロナ時代の安全・安心
- ▶ みんなでつくる子育て・子育てにやさしい地域共生社会
- ▶ 活力あふれる産業振興と未来への投資

(2) まちづくりの土台となる取組の推進

- ▶ 市民等との連携・協働
- ▶ 人に優しいデジタル化の推進
- ▶ 持続可能な行財政運営に向けた取組等



新規事業75事業、拡充事業60事業

令和5年度 一般会計当初予算額 683.6億円



◆国の経済対策を活用し、切れ目なく施策を展開 補正予算額 約0.4億円 (令和4年度3月補正予算)

重点施策「活力あふれる産業振興と未来への投資」において、国交付金を活用し、令和4年度3月補正予算で先行実施

令和4年度補正予算とあわせた予算規模 684.0億円



令和5年度当初予算の体系

①物価高騰への緊急対応 約 1.5億円

②第6次総合計画のさらなる推進 約 157.0億円 ※再掲含む
(13か月予算:約 157.3億円)

▶ 3つの重点施策

【1】WITHコロナ・POSTコロナ時代の安全・安心 約 37.4億円

【2】みんなでつくる子育て・子育てにやさしい地域共生社会 約 58.9億円

【3】活力あふれる産業振興と未来への投資 約 25.0億円
(13か月予算:約 25.4億円)

▶ まちづくりの土台となる取組の推進

【1】市民等との連携・協働 約 3.2億円

【2】人に優しいデジタル化の推進 約 6.0億円

【3】持続可能な行財政運営に向けた取組等 約 26.4億円



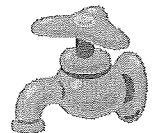
物価高騰への緊急対応 約 1.5億円

水道料金の減免 120,000千円

- ・第1期分の基本使用料・量水器使用料の半額減免を延長
- ・低所得者(※)を対象とし、第2・3期分まで半額減免を実施

R4.5期 (12月~1月検針)		R4.6期 (2月~3月検針)	R5.1期 (4月~5月検針)		R5.2期 (6月~7月検針)	R5.3期 (8月~9月検針)	R5.4期 (10月検針~)
《半額減免》			【半額減免】 全対象		【半額減免】 低所得者(※)のみ対象		(通常料金)
(半額)			(半額)		(半額)		

(※)低所得者減額制度対象者



学校給食費高騰対策事業 32,000千円

給食費の値上げを抑制するため、食料品等の高騰対策を実施





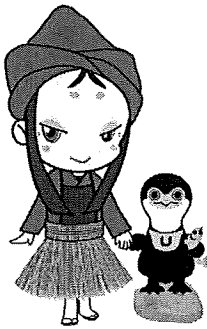
重点1

WITHコロナ・POSTコロナ時代の安全・安心

予算規模 約 37.4 億円

<施策の目標>

社会情勢の変化を的確に捉える中で、あらゆる状況下においても市民生活の安全・安心を重要課題に捉え、POSTコロナ時代に向けた安全・安心なまちを目指します。



<具体的な取組>

- (1) 新たな時代に輝く宇治の観光まちづくり
- (2) 地域でつくる安全・安心のまち
- (3) 災害に強いまちづくり
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止



重点1
(1)

新たな時代に輝く宇治の観光まちづくり

約 3.4 億円

新たな時代に輝く宇治の観光まちづくり

<p>宇治を照らす ～新たな魅力の発見～</p> <p>豊富な観光資源をさらに活かす取組に加え、さらなる魅力を発見</p>	<p>宇治から広がる ～広域交流の実現～</p> <p>多様な主体と連携した周遊滞在型観光の仕掛けづくり</p>	<p>宇治でもてなす ～おもてなし力の向上～</p> <p>「ふるさと宇治」に来られる観光客を温かくお迎え</p>
---	--	---



観光戦略と施策の展開

<p>観光コンテンツの新たな発見</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境や伝統的文化の活用 地元産業との連携 	<p>豊富な文化観光資源の魅力再発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 「源氏物語のまち」や宇治茶等の魅力発信強化 社寺等の歴史資源との連携 	<p>広域的な観光の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内周遊性の向上 外国人観光客の誘客強化 お茶の京都エリアとの連携
<p>おもてなしのまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域のにぎわいづくり 安心・快適な環境整備 	<p>効果的な魅力発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦略的な情報発信 発信したくなる仕掛けづくり 	



重点1
(1)

新たな時代に輝く宇治の観光まちづくり

全国鵜飼サミット宇治大会の開催

6,000千円

第25回全国鵜飼サミットを宇治市で開催

主な
内容

伝統保存・継承及び観光振興などについて意見交換を行い、鵜飼事業等の質をさらに高める

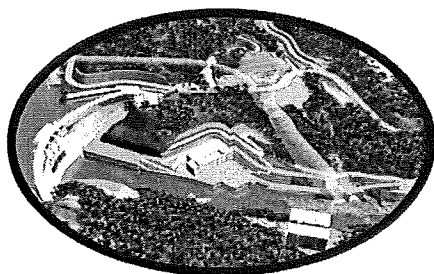
広域観光推進事業

3,000千円

相互に人が行き交う周遊・滞在型の観光を推進

主な
内容

・沿川市町と連携した水上アクティビティ
・お茶の京都エリアでの連携



天ヶ瀬ダムかわまちづくり推進事業

5,300千円

天ヶ瀬ダム周辺の観光資源を活かした総合的な利活用を推進し、新たな観光需要を創出

内容

・旧ガーデンズ天ヶ瀬跡地整備検討
・推進協議会の運営



重点1
(1)

新たな時代に輝く宇治の観光まちづくり

紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロジェクト

198,804千円

(債務負担行為：121,000千円)

NHK大河ドラマ「光る君へ」を契機に宇治の歴史・文化・観光の魅力発信

➡ 源氏物語・紫式部ゆかりのまちの魅力を伝える

“ほんまもん”の素晴らしさを伝える

“ほんまもん”の平安文化が息づく宇治の
まちの魅力を伝える

源氏物語の世界を伝える

源氏物語の世界観を体感することで物語
の舞台となった宇治の魅力を伝える

ゆかりの地との連携

紫式部ゆかりの地である大津市・越前市等と連携し、魅力を発信する

放映前・放映中・放映後と時期に合わせ事業展開・情報発信 → 一過性で終わらない魅力発信



重点1
(1)

新たな時代に輝く宇治の観光まちづくり

“ほんまもん”の素晴らしさを伝える

歴史文化体験事業

3,000千円

文化財専門職員によるガイドとVRにより、平安時代の
宇治の街並みを体感

源氏物語の世界を伝える

紫式部のまちにぎわい創出事業

54,583千円

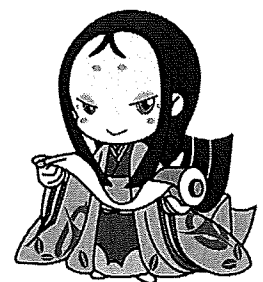
宇治を訪れた人が源氏物語や平安貴族の歴史文化を知ることが
できるイベントや展示などにより誘客促進

ゆかりの地との連携

紫式部のまち魅力発信プロモーション事業

62,000千円

ゆかりの地である宇治の歴史・文化・観光の魅力発信及びまちの活性化に
向けたプロモーションを広域的に展開





重点1
(2)

地域でつくる安全・安心のまち

約 3.7億円

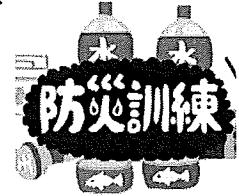
地域の防災力向上に向けた取組

14,855千円

地域による防災意識の向上等、地域での自主防災活動等を支援

ポイント

- ・官学連携により親子で学ぶシンポジウムを開催



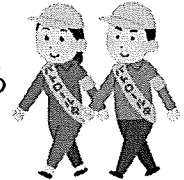
地域安全・安心見守り事業

6,599千円

防犯カメラの設置や「ながら防犯」等、地域防犯の取組を市民協働で実施

拡充内容

社用車を活用した見守り活動など、市内の事業者等による「ながら防犯（見守り）」パトロールの実施



重点1
(2)

地域でつくる安全・安心のまち

市民と築くゼロカーボンのまち事業

278,420千円

家庭での
脱炭素

事業者の
脱炭素

循環型社会
への移行

移動を
エコに

緑豊かな街

2050年
「ゼロカーボン
シティ」の実現

引き続き5本の柱を継続

—公共施設のLED化等は引き続き実施—

R5は特に未来を担う子ども達に向けた取組を実施

親子で学ぶゼロカーボンツアー

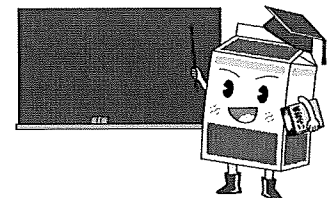
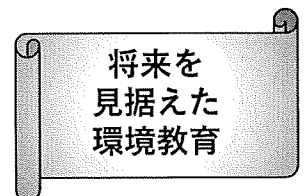
1,514千円

脱炭素の取組を進める先進施設に訪れてもらい学ぶ機会を創出

幼児から中学生の成長に応じた環境教育

617千円

2050年に中心世代となる子ども達に向けた環境教育を充実





重点1
(3)

災害に強いまちづくり

約 24.3 億円

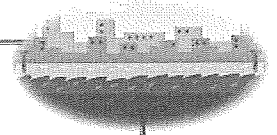
道路・河川などの安全・安心基盤の強靱化

2,004,406千円

災害に強い安全・安心で強靱なまちづくりを推進

ポイント

- 国・京都府と連携した道路や河川等の計画的な改修
- 東宇治地域における防災拠点として黄檗公園を再整備
- 災害時における東西輸送道路を確保するため、宇治川橋を耐震化



地域の安全・安心を支える消防力の強化

426,638千円

地域消防力をハード・ソフト両面から強化

強化の内容

- 高規格救急車の更新や自動心臓マッサージ器の導入
- 消防団器具庫の建替えや消防団員の活動服等を更新
- 京都府南部消防指令センター共同運用に向けた取組

119番



重点1
(4)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止

約 6.1 億円

新型コロナウイルスワクチン接種・ 接種体制確保事業

572,000千円

当面の間の措置として、引き続きワクチン接種を早期かつ円滑に実施できる体制を確保

内容

- ・ 宇治市役所、医療機関等の各会場において、集団・個別接種を実施
- ・ コールセンター、宇治市役所会場への送迎支援なども継続予定



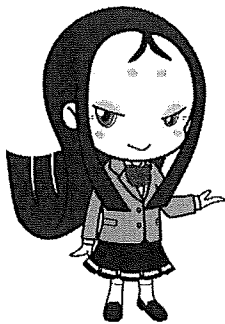


重点2 みんなでつくる子育て・子育てにやさしい地域共生社会

予算規模 約 58.9 億円

<施策の目標>

一人ひとりの子どもの特性や状況などに応じた切れ目のないきめ細やかな支援や教育環境を充実させるとともに、人や地域などの多様な主体がつながり、地域や社会で支えあう子育て・子育てにやさしいまちづくりを進めます。



<具体的な取組>

- (1) 子育て・子育て環境の充実
- (2) 子ども達の学びをはぐくむ教育の推進
- (3) 誰もがいきいきと暮らせる社会の実現
- (4) 誰もが住みやすい地域共生社会
- (5) 文化芸術がつむぐまちづくり



重点2
(1)

子育て・子育て環境の充実

約 9.0億円

子育てにやさしいまち実現プロジェクトの推進

68,609千円

中宇治エリアでモデル実施している子育て施策を、木幡黄檗エリアと小倉エリアに拡充し、地域特性を活かした取組を推進

→ 今後、更に全市へ広げる施策展開を図る

考え方

エリア拡充

小倉エリア

中宇治エリア：市民協働による場の創出

- ・ まちのリビング（まちなわ・交流空間創出を統合）
：市民協働で交流の場を促進
- ・ 子育ておうえん環境整備・空き家活用促進等



エリア拡充



木幡黄檗エリア

✓Check 食育の推進や地域との連携

- ・ 未来をつくる食育：地域と連携した食育
- ・ 公園でつなぐ：幼児期からの外遊び推進
- ・ スポーツ振興・まちのリビング等



✓Check スポーツによる交流や魅力発見

- ・ スポーツ振興：スポーツによる多世代交流
- ・ 魅力発見：親子で体験する魅力発見・発信
- ・ 食育・まちのリビング・空き家活用等



重点2
(1)

子育て・子育て環境の充実



各エリアで実施する
主な事業

未来をつくる食育推進事業

4,547千円

学校や地域を中心とした体験型出張講座等を実施し、食育を推進

公園でつなぐ子育てにやさしいまち創出事業

10,000千円

公園を軸に、子育て世帯を対象としたイベント等を展開

まちのリビング創出促進

11,084千円

地域の店舗を活用するなど、多世代が集いやすい空間の創出・促進

つなげる・ひろがるスポーツ振興事業

4,400千円

スポーツによる多世代交流の促進や運動機会の創出

親子で宇治文化の魅力発見事業

2,000千円

親子で体験できる魅力発見ツアーに参加してもらい、参加者によりSNSで発信

子育てにやさしいまちプロモーション事業

200千円

「子育てにやさしいまち」をテーマとした市民参加型のプロモーションを実施



重点2
(1)

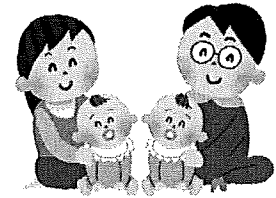
子育て・子育て環境の充実

乳幼児教育・保育推進事業

1,000千円

乳幼児教育・保育の質の確保・向上を図るため、保幼小が連携し、各種研修等の実施や発達子育て支援の取組を推進

組織機構改革
「乳幼児教育・保育支援センター準備室」の設置



子育て世帯訪問支援事業

1,178千円

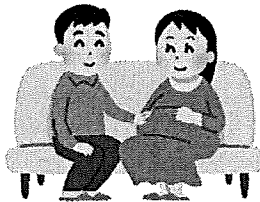
子どもの養育環境に課題のある家庭等（ヤングケアラーを含む）への家事・育児等の支援を実施

子育てにやさしいまちうじ

産後ケア事業

7,702千円

多胎児の保護者負担軽減のため、最長利用日数を増加



出産・子育てあんしんサポート事業

132,500千円

伴走型の相談支援及び妊娠・出産に関する経済的支援を実施



重点2
(2)

子ども達の学びをはぐくむ教育の推進

約 32.4億円

家庭・学校・地域でささえる 宇治のひとづくり・まちづくり

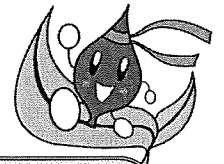
京都府と宇治市が一体となって、地域の実情に応じた取組を進める

京都府との連携

- ・個々の力を伸ばす取組
- ・医療的ケア児の支援
- ・特別な支援を要する児童生徒への対応

宇治市

- ・ICT教育の充実
- ・コミュニティスクールの推進
- ・個に応じた学びの充実
- ・小中一貫教育の推進





重点2
(2)

子ども達の学びをはぐくむ教育の推進

学びのステップアップ事業

2,133千円

小学校2・3年生に学力調査→強み弱みの分析→個別指導・授業改善を実施



アイススケートチャレンジ事業

3,000千円

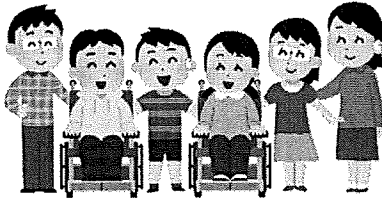
府内唯一の通年型スケート場を活用し、多様な運動を経験する機会を充実



安心子育て支援事業

6,608千円

小学校、育成学級での医療的ケア児の受け入れ体制を確保



多様な学びの場創造事業

8,000千円

特別支援学校との連携により、小中学校における効果的なインクルーシブ教育システムの構築を推進



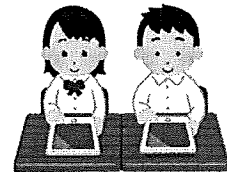
重点2
(2)

子ども達の学びをはぐくむ教育の推進

ICT教育推進に向けた環境整備

247,788千円

小中学校にICTアドバイザーを配置するほか、無線転送機能を備えた大型テレビを更新



(仮)西小倉地域小中一貫校整備事業

1,316,528千円

(債務負担行為：5,738,700千円)

実施設計や校舎建築工事等を実施

給食センター整備関連事業

629,961千円

(債務負担行為：3,580,000千円)

給食センター整備に係る関連経費

- ・用地取得費
- ・民間事業者のノウハウを活用した設計及び施工（DB方式）
- ・市内中学校における配膳室の設計





重点2
(1)(2)

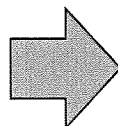
子育て・子育て環境の充実
子ども達の学びをはぐくむ教育の推進

子育て支援医療費の財政負担軽減による子育て環境等の拡充

		就学前		小学校	中学校
		0~2歳	3~5歳	1~6年生	1~3年生
令和5年 8月まで 入院 通院	入院	現物給付(月200円負担)			
	通院		市独自		
令和5年 9月から 通院	通院		京都府制度拡大分		市独自

【京都府】
令和5年9月診療分より、通院の自己負担分(200円)の対象が小学校卒業まで拡大

財政負担の軽減



【宇治市】
*子育てにやさしいまちの実現
*学校教育環境の充実
など
子育て・子育て環境等を拡充



重点2
(3)

誰もがいきいきと暮らせる社会の実現

約 6.9 億円

高齢者生きがい・助け合い活動応援事業

1,000千円

高齢者の主体的な活動による介護予防・生活支援等の拠点整備等に必要な費用を助成

健康データ分析・地区診断事業

556千円

健康課題の共有等を目的として、地区の健康課題を地域の各種団体とワークショップを実施



人間ドックの受診補助（国保特会）

93,960千円

人間ドック及び脳ドック補助の定員を拡大
➡人間ドック：2,000人 脳ドック：1,400人

生活支援体制整備事業（介護特会）

18,014千円

生活支援コーディネーターの体制を強化し、地域の支え合い・助け合いの仕組みづくりを推進



重点2
(4)

誰もが住みやすい地域共生社会

約 6.2 億円

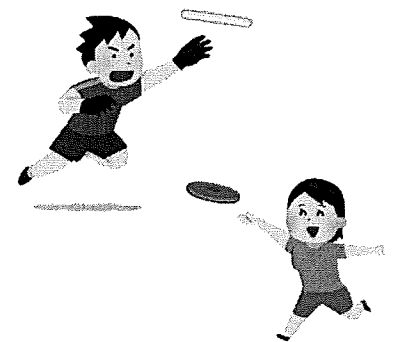
フライングディスクのまち宇治推進事業

606千円

2027年のワールドマスターズゲームズ関西開催に向けて、計画的な広報PRや交流大会等を実施

拡充
内容

- ・体験会及び交流試合により機会を提供
- ・地域・学校・企業への用具貸出



J R黄檗駅周辺整備関連事業

52,317千円

J R黄檗駅駅舎のバリアフリー化やバリアフリー化に伴う駅前広場の設計

高齢者買物移動支援事業

300千円

病院が運行する送迎車両を活用した高齢者の買い物支援

利用条件

- ・槇島町紫ヶ丘地域の方（登録済みの方）
- ・70歳以上かつ、一人で乗降可能な方





重点2
(5)

文化芸術がつむぐまちづくり

約 4.3億円

文化芸術がつむぐ ひと・まち・みらい

機会の充実	交流の促進	活動の促進	担い手・支え手 育成	情報の発信
-------	-------	-------	---------------	-------



5つの柱に沿った取組を推進

文化芸術がつむぐ

ひと まち みらい

宇治の歴史・文化の魅力を広く発信し、あらゆる世代が日常の中で文化芸術に親しむ機会を拡充することにより、まちの魅力向上につなげる

価値の創出による魅力アップ	関係団体と協働による視野拡大	事業の有機的連携による相乗効果
素材を活かし、多くの方が楽しめる事業にブラッシュアップ	文化芸術団体等と連携した、活動の活性化や基盤づくり	文化の多様性を発信・訴求力向上



重点2
(5)

文化芸術がつむぐまちづくり

文化庁移転を契機とし、宇治の歴史・文化の魅力を広く発信することで、あらゆる世代が日常の中で文化芸術に親しむ機会を充実



文化庁が
いよいよ京都へ
やってきます。

つむぐみらい文化芸術活動支援 事業

1,050千円

団体等による地域連携や活動の担い手・支え手の確保・育成にかかる取組を支援



文化の都・京都プロジェクトin 宇治事業

6,000千円

新たな文化施策の展開に向け、京都中を文化で彩る取組を実施

五感で楽しむ古の文化講座開催

550千円

「五感で楽しむ」をコンセプトに平安時代の文化に触れる体験型講座を開催



重点3

活力あふれる産業振興と未来への投資

予算規模 約25.0億円

(13か月予算：約25.4億円)

<施策の目標>

将来にわたって持続発展できるまちをつくるため、地域資源を活かした市内産業の振興や地域の特性を活かした都市基盤整備など、活力あふれる産業振興と未来への投資により、市民や地域生活を支えるまちづくりを進めます。



<具体的な取組>

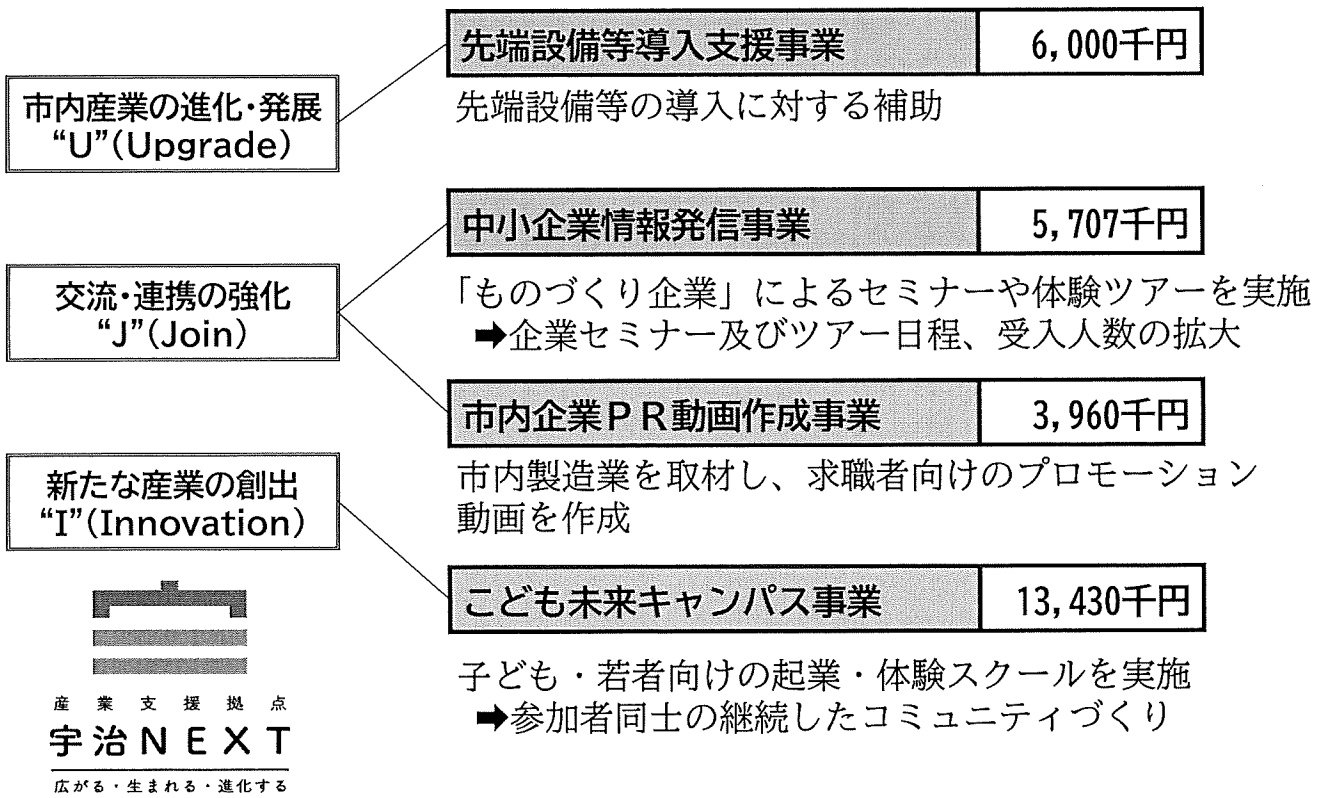
- (1) 活力あふれる産業振興
- (2) 農業を支える取組の推進
- (3) 地域特性を活かした都市基盤整備の推進



重点3
(1)

活力あふれる産業振興

約18.3億円



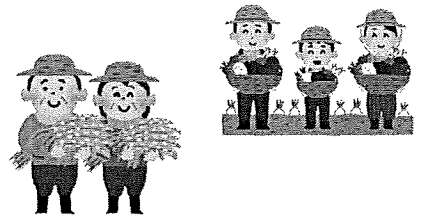
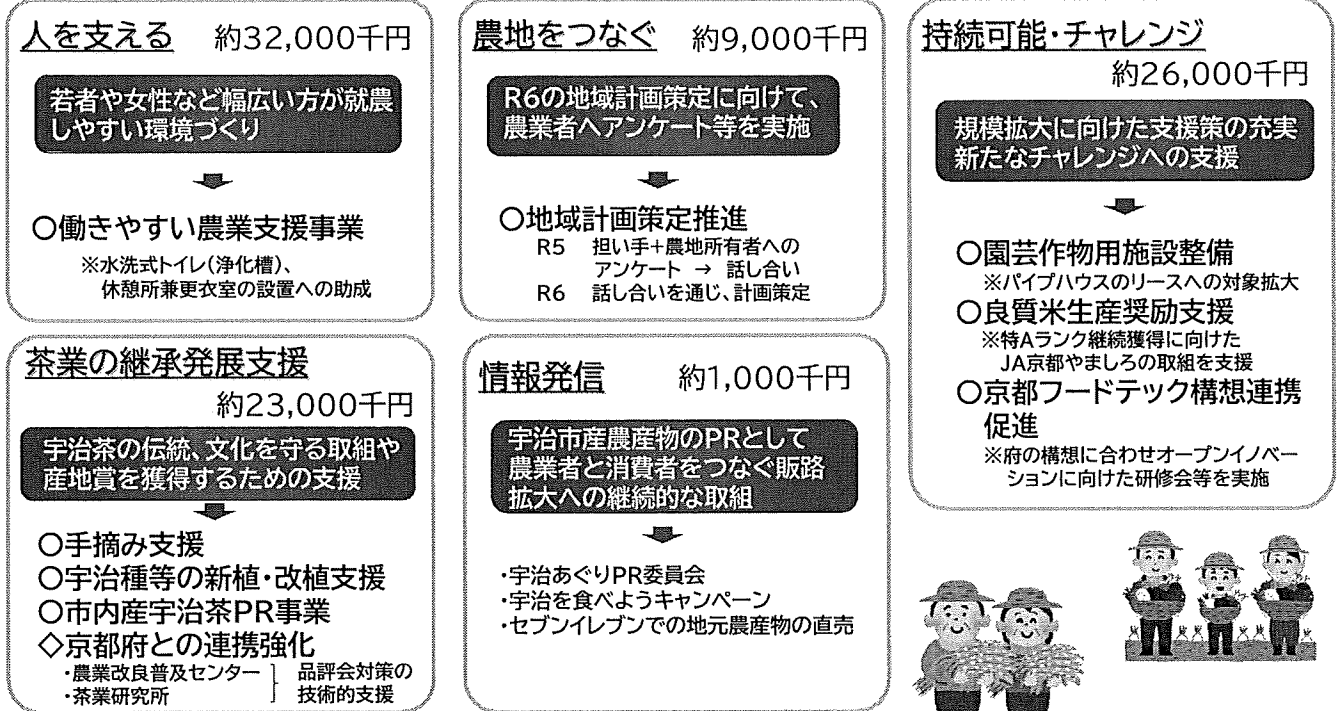


重点3
(2)

農業を支える取組の推進

約 0.9 億円

5つの柱に沿って進める農業振興



組織機構改革 「宇治茶ブランド強化推進プロジェクトチーム」の設置



重点3
(3)

地域特性を活かした都市基盤整備の推進

約 5.8 億円

(13か月予算：約6.2億円)

近鉄小倉駅周辺地区まちづくり関連事業	38,800千円
---------------------------	-----------------

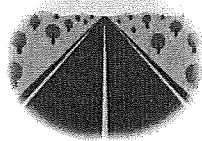
駅周辺まちづくりの基本計画の策定、駅西口の駅前広場暫定整備及び歩道整備

JR六地蔵駅周辺整備関連事業	424,229千円
-----------------------	------------------

駅舎改築に合わせた駅前広場、自転車等駐車場、関連道路整備等

宇治白川線道路改良事業	29,492千円 (13か月予算：56,492千円)
--------------------	--------------------------------------

市道下居大久保線との交差点改良により交通渋滞を緩和



中宇治周辺みちづくり検討事業	2,000千円
-----------------------	----------------

経済の活性化や観光振興、防災機能強化、交通渋滞緩和などに向けて中宇治周辺の道路整備を検討



まちづくりの土台となる取組の推進

予算規模 約35.7億円

【1】市民等との連携・協働

約3.2億円

誰もが住みやすいまちをつくるため、地域で活動する住民同士がつながる仕組みやきっかけづくり、地域の課題解消のための支援を部局横断・連携により推進します。

【2】人に優しいデジタル化の推進

約6.0億円

SDGsやDXなど、急速に変わる社会情勢の変化を的確に捉え、地域課題の解決や産業の発展、行政運営の効率化などにデジタル技術を積極的に活用します。

【3】持続可能な行財政運営に向けた取組等

約26.4億円

長期的な視点において公共施設の維持管理コストを縮減するため、計画的な長寿命化を進めるとともに、窓口業務等において民間活力を活用するなど、持続可能な財政運営に向けた取組を進めます。

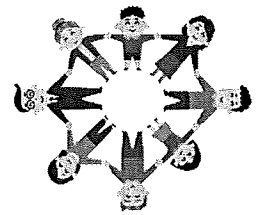


土台
【1】

市民等との連携・協働

約3.2億円

市民協働によるまちづくりの推進を目指し、市民と職員が手を取り合って、つながりを育み広げていくための取組を実践



つながりを育む

- ・地域住民・事業者等とのまちづくりワークショップの定期開催
地域住民と多分野の職員でワークショップを実施し、共にまちづくりについて考える機会を創出
- ・市各種支援策の連動
職員の意識醸成と連携強化を実施

つながりを広げる

- ・まちづくりに携わる人の集う場の創出
地域を越えてつながりあえる場をつくり、さらなる市民協働の推進を図る

関連する
主な取組

- ◆地域のつながり促進事業
- ◆自主防災組織育成事業
- ◆地域安全・安心見守り事業
- ◆文化・スポーツ関連事業
- ◆エコ・アクション推進事業
- ◆地域福祉活動応援事業
- ◆健康アライアンス事業
- ◆市民協働推進拠点の検討
- ◆地域学校協働活動
- ◆ファミリー・サポート・センターの運営
- ◆高齢者生きがい・助け合い活動応援事業



土台
【2】

人に優しいデジタル化の推進

約 6.0 億円

コンビニ交付サービス事業

11,287千円

コンビニエンスストア等のキオスク端末において、マイナンバーカードを活用し、いつでも手軽に住民票の写し、印鑑登録証明書の取得が可能

いつでも

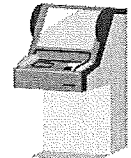
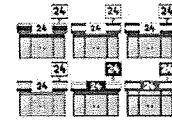
毎日6:30~23:00

どこでも

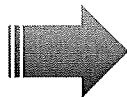
全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末

すぐに

マイナンバーカードと簡単な操作



引き続き、行政機能を維持するため、AIやRPAを活用し、業務の効率化を進める



業務の効率化により、さらに市民サービスを向上



土台
【3】

持続可能な行財政運営に向けた取組等 約 26.4 億円

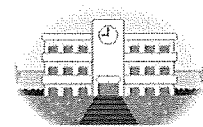
長寿命化などの公共施設アセットマネジメントを着実に推進

これからの公共施設の老朽化を見据え、長期的な施設の維持管理コストの縮減を図るため、公共施設の予防保全を計画的に推進

主な内容

産業振興センター、ゆめりあうじ、斎場、
総合福祉会館、育成学級、保育所、小・中学校、
うじ安心館、消防庁舎 など

約 26.4 億円



水道の窓口受付業務等の委託拡大 (R6~)

市民サービスの向上及び水道事業経営の効率化を図るため、令和6年度より、窓口受付業務等の委託を拡大

5.5 億円
債務負担行為
(R5~R10)

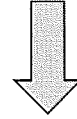
効果額

職員の人件費や公用車維持費等の削減により、年間約15,000千円の削減を見込む



令和5年度の国民健康保険料について

医療の高度化や被保険者数の減少、高齢化などの構造的要因による一人あたり医療費の増加傾向が続いており、国民健康保険運営協議会からの答申をふまえて、標準保険料率に基づく設定を基本としながら、後期高齢者支援金分の保険料率の伸びをこの5年間の平均水準まで抑制した内容による改定を予定しています。



令和5年度
(標準保険料率等に基づく改定)

$\Delta 0.80\%$ (医+後+介)
($\Delta 911$ 円)

- ・一般会計からの支援により保健事業を積極的に展開
- ・基金による財源対策
- ・子どもの均等割半額を継続

令和5年度の後期高齢者支援金分の一人当たり保険料額

改定率11.75%

保険料率の伸びを過去5年の平均水準程度まで抑制

改定率2.87%



施策別主な事業一覧

【1】WITHコロナ・POSTコロナ時代の安全・安心

(1) 新たな時代に輝く宇治の観光まちづくり

(単位:千円)

区分	事業名	担当課	【1】WITHコロナ		ページ
			(1) 観光	(うち紫式部)	
《新規》	紫式部のまち魅力発信プロモーション事業費	秘書広報課・観光振興課	62,000	62,000	77
<拡充>	天ヶ瀬ダムかわまちづくり推進事業費	政策戦略課・観光振興課	5,300		80
	観光センター管理運営費	観光振興課	14,198		202
	市営茶室管理運営費	観光振興課	18,085		202
	観光振興計画推進事業費	観光振興課	341		202
	観光インバウンド推進事業費	観光振興課	9,700		203
	お茶の京都DMO協議会負担金	観光振興課	20,209		203
	観光案内サイン整備事業費	観光振興課	2,512		203
	放ち鶴飼事業補助金	観光振興課	3,300		204
<拡充>	「京の七夕inUji」事業費	観光振興課	18,000		100
<拡充>	観光おもてなし推進事業費	観光振興課	9,968		101
《新規》	宇治のまちあるきガイドツアー事業費	観光振興課	118		204
《新規》	広域観光推進事業費	観光振興課	3,000		102
《新規》	戦略的観光情報発信事業費	観光振興課	26,757		103
《新規》	全国鶴飼サミット宇治大会開催費	観光振興課	6,000		104
《新規》	親子で宇治文化の魅力発見事業費	観光振興課	2,000		105
《新規》	紫式部のまちにぎわい創出事業費	観光振興課	54,583	54,583	106
<拡充>	源氏ろまん事業費	文化スポーツ課	22,111	22,111	107
《新規》	五感で楽しむ古の文化講座開催費	文化スポーツ課	550	550	109
<拡充>	道路インフラ長寿命化事業費	維持課	52,000	52,000	138
《新規》	歴史文化体験事業費	歴史まちづくり推進課	3,000	3,000	151

施策別主な事業一覧

【1】WITHコロナ・POSTコロナ時代の安全・安心
 (1) 新たな時代に輝く宇治の観光まちづくり

(単位:千円)

区分	事業名	担当課	【1】WITHコロナ		ページ
			(1) 観光	(うち紫式部)	
	源氏物語ミュージアム企画展示費	博物館管理課	1,425	1,425	268
	源氏物語ミュージアム講座等開催費	博物館管理課	633	633	268
	源氏物語ミュージアム広報活動費	博物館管理課	1,146	1,146	268
《新規》	源氏物語ミュージアム特別企画展示費	博物館管理課	1,356	1,356	172
合計			338,292	198,804	

施策別主な事業一覧

【1】WITHコロナ・POSTコロナ時代の安全・安心
 (2)地域でつくる安全・安心のまち

(単位:千円)

区分	事業名	担当課	【1】WITHコロナ			ページ
			(2)安全・安心	(うち防災防犯)	(うち脱炭素)	
<拡充>	防災事業費	危機管理室	10,593	10,593		75
	自主防災組織育成事業補助金	危機管理室	1,880	1,880		179
	住宅等土砂災害対策改修事業補助金	危機管理室	772	772		179
	崖地近接等危険住宅移転事業補助金	危機管理室	975	975		180
<拡充>	災害時地域タイムライン作成支援事業費	危機管理室	635	635		76
	安全・安心まちづくり推進事業費	総務課	896	896		187
	防犯カメラ設置事業補助金	総務課	1,200	1,200		187
<拡充>	地域安全・安心見守り事業費	総務課	6,599	6,599		86
	森林経営管理運営費	農林茶業課	8,342		8,342	194
	森林保全地域連携活動事業費	農林茶業課	7,400		7,400	195
<拡充>	地球環境保全活動推進事業費	環境企画課	3,024		3,024	112
	家庭用雨水タンク設置事業費補助金	環境企画課	340		340	210
	自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金	環境企画課	5,120		5,120	210
	ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業費	環境企画課	9,000		9,000	210
	環境管理制度認証登録支援事業費	環境企画課	506		506	210
	エコ・アクション推進事業費	環境企画課	2,264		2,264	211
	脱炭素社会普及啓発事業費	環境企画課	5,000		5,000	211
<<新規>>	親子で学ぶゼロカーボンツアー事業費	環境企画課	1,514		1,514	113
<<新規>>	環境教育充実事業費	まち美化推進課	617		617	115
	リサイクル事業費	まち美化推進課	2,093		2,093	212
	古紙回収事業費	まち美化推進課	36,884		36,884	213
	安全・安心まちづくり推進事業費	維持課	15,800	15,800		246
<<新規>>	空き家等対策計画策定費	住宅課	580	580		140
<拡充>	空き家利活用推進事業費	住宅課	3,403	3,403		141
<拡充>	空き家活用促進まちづくり支援事業費	住宅課	3,000	3,000		142
<拡充>	空き家活用子育て世帯住宅確保支援事業費	住宅課	2,750	2,750		143
<<新規>>	善法・東山地区住環境改善基本計画等策定事業費	住宅課	37,600			145
	緑化啓発費	公園緑地課	120		120	250
	まちかどふれあい花だん推進事業費	公園緑地課	2,108		2,108	250
	みどりのボランティア推進事業費	公園緑地課	2,195		2,195	250
	木幡緑道整備事業費	公園緑地課	30,000		30,000	251
<<新規>>	公園照明LED化事業費	公園緑地課	42,650		42,650	148
	地域公共交通活性化事業費	交通政策課	3,783		3,783	255
<拡充>	小学校・中学校照明LED化事業費	学校管理課	113,100		113,100	158
<<新規>>	総合野外活動センター府内産木材備品等整備事業費	生涯学習課	2,360		2,360	171
	合計		365,103	49,083	278,420	

施策別主な事業一覧

【1】WITHコロナ・POSTコロナ時代の安全・安心 (3)災害に強いまちづくり

(単位:千円)

区分	事業名	担当課	【1】WITHコロナ			ページ
			(3)災害	(うち強靱化)	(うち消防力)	
	道路維持修繕事業費	維持課	580,279	580,279		246
<拡充>	道路インフラ長寿命化事業費	維持課	162,820	162,820		138
<拡充>	菟道榎島線橋梁耐震化事業費	維持課	80,000	80,000		139
	河川排水路等維持管理費	維持課・ 治水対策課	115,775	115,775		247
	河川改修事業費	治水対策課	26,900	26,900		247
	排水路改良事業費	治水対策課	118,252	118,252		247
<拡充>	黄檗公園再整備事業費	公園緑地課	146,980	146,980		146
	救急搬送体制強化事業費	警防救急課	6,000		6,000	270
<<新規>>	京都府南部消防指令センター共同運用事業費	指揮指令課	5000		5000	173
<拡充>	消防団活動費	消防総務課	47,524		47,524	174
<拡充>	消防団施設整備費	消防総務課	26,166		26,166	175
<拡充>	消防機械器具整備費	警防救急課	60,707		60,707	176
<拡充>	高度救急設備整備費	警防救急課	38,955		38,955	177
<<新規>>	消防通信指令システム再整備事業費	指揮指令課	242,286		242,286	178
<拡充>	管渠等(雨水)建設費	上下水道部	773,400	773,400		281
合計			2,431,044	2,004,406	426,638	

施策別主な事業一覧

【1】WITHコロナ・POSTコロナ時代の安全・安心 (4)新型コロナウイルス感染症の拡大防止
--

(単位:千円)

区分	事業名	担当課	【1】WITHコロナ	ページ
			(4)コロナ対策	
	自主防災組織育成事業補助金	危機管理室	1,880	179
	生活困窮者自立支援事業費(住居確保給付金分)	地域福祉課	21,479	214
<拡充>	地域密着型サービス等整備費補助金(感染防止対策分)	長寿生きがい課	4,320	239
	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	健康づくり推進課	322,000	243
	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	健康づくり推進課	250,000	243
	救急搬送体制強化事業費	警防救急課	6,000	270
合計			605,679	

施策別主な事業一覧

【2】みんなでつくる子育て・子育てにやさしい地域共生社会
 (1)子育て・子育て環境の充実

(単位:千円)

区分	事業名	担当課	【2】子育て・子育て		ページ
			(1)子育て充実	(うち子育てプロジェクト)	
<拡充>	子育てにやさしいまちプロモーション事業費	政策戦略課	200	200	79
<拡充>	地域のつながり促進事業費(まちのリビング創出促進事業分)	市民協働推進課	11,084	11,084	87
<拡充>	こども未来キャンパス事業費	産業振興課	13,430	13,430	97
<<新規>>	親子で宇治文化の魅力発見事業費	観光振興課	2,000	2,000	105
<<新規>>	つなげる・ひろがるスポーツ振興事業費	文化スポーツ課	4,400	4,400	111
	奨学金返還支援事業費	こども福祉課	16,500		223
<拡充>	子育ておうえん環境整備事業費	こども福祉課	19,000	19,000	119
	ヤングケアラー対策事業費	こども福祉課	3,485		226
<<新規>>	子育て世帯訪問支援事業費	こども福祉課	1,178		120
<拡充>	育成学級運営費(医療的ケア児受入れ体制確保分)	こども福祉課	2,756		164
	宇治茶ふれあい事業費	保育支援課	948	948	228
<<新規>>	乳幼児教育・保育推進事業費	保育支援課・ 学校改革推進課	1,000		121
<拡充>	障害児特別保育費(民間保育所等運営経費)	保育支援課	81,831		122
<拡充>	保育士確保対策強化事業費	保育支援課	45,636		123
	不妊治療助成事業費	保健推進課	14,912		231
<拡充>	産後ケア事業費	保健推進課	7,702		125
	新生児聴覚スクリーニング検査費	保健推進課	4,154		234
<<新規>>	出産・子育てあんしんサポート事業費	保健推進課	132,500		126
<<新規>>	未来をつくる食育推進事業費	健康づくり推進課	4,547	4,547	129
<拡充>	空き家活用促進まちづくり支援事業費	住宅課	3,000	3,000	142
<<新規>>	公園でつなぐ子育てにやさしいまち創出事業費	公園緑地課	10,000	10,000	147

施策別主な事業一覧

【2】みんなでつくる子育て・子育てにやさしい地域共生社会 (1)子育て・子育て環境の充実

(単位:千円)

区分	事業名	担当課	【2】子育て・子育て		ページ
			(1)子育て充実	(うち子育てプロジェクト)	
《新規》	多様な学びの場創造事業費	学校教育課	8,000		163
《新規》	安心子育て支援事業費	学校教育課	3,852		164
	子育て支援施設等利用給付費補助金	学校教育課	443,220		263
	家庭教育アドバイザー事業費	教育支援課	1,710		264
<拡充>	出産育児一時金(国保特会)	国民健康保険課	60,000		130
合計			897,045	68,609	

施策別主な事業一覧

【2】みんなでつくる子育て・子育てにやさしい地域共生社会 (2)子ども達の学びをはぐくむ教育の推進

(単位:千円)

区分	事業名	担当課	【2】子育て・子育て	ページ
			(2)教育推進	
<拡充>	育成学級運営費(医療的ケア児受入れ体制確保分)	こども福祉課	2,756	164
<<新規>>	乳幼児教育・保育推進事業費	保育支援課・ 学校改革推進課	1,000	121
<<新規>>	給食センター整備事業費	学校管理課	569,961	154
<<新規>>	給食配膳室整備事業費	学校管理課	60,000	155
<拡充>	小学校・中学校・幼稚園維持整備事業費	学校管理課	270,957	156
	小学校・中学校就学援助費	学校管理課・ 学校教育課	110,276	259
<<新規>>	学校給食費高騰対策事業費	学校管理課	32,000	157
<拡充>	小学校・中学校照明LED化事業費	学校管理課	113,100	158
<<新規>>	小学校・中学校長寿命化事業費	学校管理課	457,808	159
<<新規>>	部活動指導員設置費	学校教育課	13,175	160
<<新規>>	「宇治学」デジタル化事業費	学校教育課	1,022	161
<<新規>>	アイススケートチャレンジ事業費	学校教育課	3,000	162
<<新規>>	多様な学びの場創造事業費	学校教育課	8,000	163
<<新規>>	安心子育て支援事業費	学校教育課	3,852	164
<拡充>	小学校・中学校ICT教育充実事業費	学校教育課	228,780	165
<<新規>>	小学校・中学校ICT授業アドバイザー設置費	学校教育課	19,008	166
<<新規>>	学びのステップアップ事業費	学校教育課	2,133	167
	地域学校協働活動推進費	教育支援課	17,627	264
<拡充>	(仮)西小倉地域小中一貫校整備事業費	学校改革推進課	1,316,528	168
	電子図書館学校連携事業費	中央図書館	11,766	269
合計			3,242,749	

施策別主な事業一覧

<p>【2】みんなで作る子育て・子育てにやさしい地域共生社会 (3)誰もがいきいきと暮らせる社会の実現</p>
--

(単位:千円)

区分	事業名	担当課	【2】子育て・子育て	ページ
			(3)健康長寿	
<拡充>	各種予防接種事業費(子宮頸がんワクチンの9価ワクチン開始)	保健推進課・健康づくり推進課	87,085	124
<拡充>	地域密着型サービス等整備費補助金	長寿生きがい課	136,164	239
	高齢者保健・介護予防一体的実施事業費	長寿生きがい課	5,986	239
《新規》	高齢者生きがい・助け合い活動応援事業費	長寿生きがい課	1,000	127
	健康アライアンス事業費	健康づくり推進課	4,000	241
<拡充>	健康データ分析・地区診断事業費	健康づくり推進課	556	128
《新規》	未来をつくる食育推進事業費	健康づくり推進課	4,547	129
<拡充>	医療費通知等事務費(国保特会)	国民健康保険課	8,609	273
	特定健康診査等事業費(国保特会)	健康づくり推進課	126,973	273
<拡充>	人間ドック受診補助金(国保特会・後期特会)	健康づくり推進課	100,986	131・275
	糖尿病性腎症重症化予防事業費(国保特会)	健康づくり推進課	1,164	273
	地域支援型介護予防教室開催費(介護特会)	長寿生きがい課	32,340	277
<拡充>	地域包括支援センター運営事業費(介護特会)	長寿生きがい課	163,461	278
<拡充>	生活支援体制整備事業費(介護特会)	長寿生きがい課	18,014	132
合計			690,885	

施策別主な事業一覧

【2】みんなでつくる子育て・子育てにやさしい地域共生社会
 (4)誰もが住みやすい地域共生社会

(単位:千円)

区分	事業名	担当課	【2】子育て・子育て			ページ
			(4)地域共生	(うちスポーツ)	(うち地域交通)	
	情報発信力強化事業費	秘書広報課	1,257			181
<拡充>	戦略的広報推進事業費	秘書広報課	6,900			181
<拡充>	ふるさと応援政策推進事業費	政策戦略課	115,067			78
<<新規>>	中宇治市民協働推進拠点基本ビジョン策定費	政策戦略課	300			81
<拡充>	地域のつながり促進事業費	市民協働推進課	21,000			87
	森林保全地域連携活動事業費	農林茶業課	7,400			195
<拡充>	源氏ろまん事業費(デジタルスタンプラリー分)	文化スポーツ課	8,673	8,673		107
	宇治市スポーツ協会運営補助金	文化スポーツ課	12,211	12,211		207
	スポーツ大会開催費	文化スポーツ課	4,242	4,242		207
	各種大会事業補助金	文化スポーツ課	5,275	5,275		207
	スポーツ振興基金活用事業費	文化スポーツ課	4,814	4,814		207
	スポーツ推進審議会委員報酬 10人分	文化スポーツ課	202	202		208
<拡充>	フライングディスクのまち宇治推進事業費	文化スポーツ課	606	606		208
<<新規>>	つなげる・ひろがるスポーツ振興事業費	文化スポーツ課	4,400	4,400		111
<拡充>	そ族及び衛生害虫対策費	環境企画課	1,056			211
<<新規>>	猫の避妊等手術補助金	環境企画課	500			114
<拡充>	生活困窮者等学習支援事業費	地域福祉課	5,082			116
	地域福祉活動応援事業費	地域福祉課	2,000			215
	地域ボランティア等担い手育成事業費	地域福祉課	1,000			216
<<新規>>	ひきこもり対策事業費	地域福祉課	5,120			117
<<新規>>	障害福祉計画策定費	障害福祉課	1,744			217
<<新規>>	障害者音訳事業費	障害福祉課	700			118
<<新規>>	高齢者保健福祉計画等策定調査費	長寿生きがい課	4,400			238
	高齢者アカデミー運営費	長寿生きがい課	4,251			238
	健康アライアンス事業費	健康づくり推進課	4,000	4,000		241
	JR六地蔵駅前広場整備事業費	道路建設課	225,200		225,200	133
<<新規>>	近鉄小倉駅西口整備事業費	道路建設課	20,000		20,000	135
<<新規>>	JR黄檗駅前広場整備事業費	道路建設課	16,900		16,900	136
<拡充>	交通バリアフリー推進事業費	交通政策課	35,417		35,417	136
	地域公共交通活性化事業費	交通政策課	3,783		3,783	255
	山間地域移動支援事業費	交通政策課	300		300	255
<<新規>>	高齢者買物移動支援事業費	交通政策課	300		300	152
<<新規>>	アイススケートチャレンジ事業費	学校教育課	3,000	3,000		162
	地域学校協働活動推進費	教育支援課	17,627			264
	視覚障害者専用電子図書館事業費	中央図書館	143			269
	機能訓練事業費(介護特会)	長寿生きがい課	45,715	45,715		277
	地域支援型介護予防教室開催費(介護特会)	長寿生きがい課	32,340	32,340		277
合計			622,925	125,478	301,900	

施策別主な事業一覧

【2】みんなでつくる子育て・子育てにやさしい地域共生社会
(5)文化芸術がつむぐまちづくり

(単位:千円)

区分	事業名	担当課	【2】子育て・子育て (5)文化芸術	ページ
<<新規>>	紫式部のまち魅力発信プロモーション事業費	秘書広報課・ 観光振興課	62,000	77
	宇治茶おもてなし推進事業費	農林茶業課	1,257	194
	放ち鶉飼事業補助金	観光振興課	3,300	204
<拡充>	「京の七夕inUji」事業費	観光振興課	18,000	100
<<新規>>	宇治のまちあるきガイドツアー事業費	観光振興課	118	204
<<新規>>	全国鶉飼サミット宇治大会開催費	観光振興課	6,000	104
<<新規>>	親子で宇治文化の魅力発見事業費	観光振興課	2,000	105
<<新規>>	紫式部のまちにぎわい創出事業費	観光振興課	54,583	106
	お茶と宇治のまち歴史公園運営費	観光振興課	60,190	205
	文化センター管理運営費	文化スポーツ課	136,263	205
	文化祭開催費	文化スポーツ課	1,800	205
	合唱団活動費	文化スポーツ課	2,637	206
<拡充>	源氏ろまん事業費	文化スポーツ課	22,111	107
	市民交流ロビーコンサート開催費	文化スポーツ課	153	206
<拡充>	文化芸術活動動画配信事業費	文化スポーツ課	1,313	206
<拡充>	高校生文化芸術祭典事業費	文化スポーツ課	4,200	206
	文化芸術推進事業費	文化スポーツ課	260	207
<<新規>>	つむぐみらい文化芸術活動支援事業費	文化スポーツ課	1,050	108
<<新規>>	五感で楽しむ古の文化講座開催費	文化スポーツ課	550	109

施策別主な事業一覧

<p>【2】みんなでつくる子育て・子育てにやさしい地域共生社会 (5)文化芸術がつむぐまちづくり</p>
--

(単位:千円)

区分	事業名	担当課	【2】子育て・子育て (5)文化芸術	ページ
《新規》	文化の都・京都プロジェクトin宇治事業費	文化スポーツ課	6,000	110
	宇治茶ふれあい事業費	保育支援課	948	228
	高齢者アカデミー運営費	長寿生きがい課	4,251	238
	文化財指定推進費	歴史まちづくり推進課	9,805	253
	文化的景観保護推進事業費	歴史まちづくり推進課	21,282	253
《新規》	歴史まちづくりサミット開催費	歴史まちづくり推進課	2,100	150
《新規》	歴史文化体験事業費	歴史まちづくり推進課	3,000	151
	「宇治学」推進事業費	学校教育課	1,621	261
	歴史資料館展示活動費	博物館管理課	490	267
	源氏物語ミュージアム企画展示費	博物館管理課	1,425	268
	源氏物語ミュージアム講座等開催費	博物館管理課	633	268
	源氏物語ミュージアム広報活動費	博物館管理課	1,146	268
《新規》	源氏物語ミュージアム特別企画展示費	博物館管理課	1,356	172
合計			431,842	

施策別主な事業一覧

【3】活力あふれる産業振興と未来への投資

(1)活力あふれる産業振興 (2)農業を支える取組の推進

(単位:千円)

区分	事業名	担当課	【3】未来への投資		ページ
			(1)産業振興	(2)農業振興	
	新規就農者確保事業費	農林茶業課	24,900	24,900	191
	農業者等経営体育成支援事業費	農林茶業課	1,500	1,500	191
	農業者おうえん事業費	農林茶業課	500	500	191
<拡充>	つながる農地づくり事業費	農林茶業課	1,713	1,713	192
	農業経営支援事業費	農林茶業課	400	400	192
<拡充>	農業用施設等導入チャレンジ事業費	農林茶業課	13,000	13,000	89
	スマート農業等導入チャレンジ事業費	農林茶業課	4,000	4,000	192
	農業情報発信事業費	農林茶業課	1,000	1,000	193
<<新規>>	農地利用地域計画策定費	農林茶業課	2,280	2,280	90
<<新規>>	京都フードテック構想連携促進事業費	農林茶業課	500	500	91
<<新規>>	働きやすい農業支援事業費	農林茶業課	5,000	5,000	92
<<新規>>	良質米生産奨励支援事業費	農林茶業課	8,000	8,000	93
	茶・茶園品評会出品奨励費	農林茶業課	5,653	5,653	194
	宇治茶おもてなし推進事業費	農林茶業課	1,257	1,257	194
<拡充>	高品質茶ブランド力強化事業費	農林茶業課	15,300	15,300	94
<<新規>>	市内産宇治茶PR事業費	農林茶業課	1,000	1,000	95
	鳥獣捕獲飼養対策費	農林茶業課	4,084	4,084	194
	商業活力再生支援事業費	産業振興課	3,000		197
	小規模事業経営改善事業補助金	産業振興課	30,000		197
	宇治市中小企業低利融資事業費	産業振興課	1,529,000		197
	中小企業融資保証料・利子補給金	産業振興課	10,020		198
	中小企業振興対策事業費	産業振興課	6,100		198
	中小企業創業支援事業費	産業振興課	12,000		198
	宇治のうまいもん発信事業費	産業振興課	1,750		198
	企業立地等促進助成事業費	産業振興課	78,656		199
	展示会出展支援助成事業費	産業振興課	8,000		199
	中小企業育成支援事業費	産業振興課	300		199
	ベンチャー企業育成支援事業費	産業振興課	14,972		199
	中小企業人材確保支援事業費	産業振興課	1,825		199
<拡充>	中小企業情報発信事業費	産業振興課	5,707		96

施策別主な事業一覧

【3】活力あふれる産業振興と未来への投資

(1)活力あふれる産業振興 (2)農業を支える取組の推進

(単位:千円)

区分	事業名	担当課	【3】未来への投資		ページ
			(1)産業振興	(2)農業振興	
	中小企業展示会合同出展準備事業費	産業振興課	2,807		200
<拡充>	こども未来キャンパス事業費	産業振興課	13,430		97
	中小企業BCP策定支援事業費	産業振興課	800		200
	中小企業事業承継支援事業費	産業振興課	5,000		201
	中小企業交流促進事業費	産業振興課	7,000		201
	産学連携交流促進事業費	産業振興課	2,000		201
<<新規>>	先端設備等導入支援事業費	産業振興課	6,000		98
<<新規>>	市内企業PR動画作成事業費	産業振興課	3,960		99
<<新規>>	農地利用地域計画目標地図調査費	農業委員会事務局	1,060	1,060	90
合計			1,833,474	91,147	

施策別主な事業一覧

【3】活力あふれる産業振興と未来への投資
 (3) 地域特性を活かした都市基盤整備の推進

(単位:千円)

区分	事業名	担当課	③産業・未来への投資					ページ
			都市基盤	(うち小倉)	(うち六地蔵)	(うち黄檗)	(うち道路・交通)	
	地籍調査事業費	建設総務課	11,929					245
	辺地整備事業費	道路建設課	19,000				19,000	245
	JR六地蔵駅前広場整備事業費	道路建設課	225,200		225,200			133
	宇治白川線道路改良事業費	道路建設課	29,492				29,492	134
	宇治白川線道路改良事業費(3月補正分)	道路建設課	27,000				27,000	134
<<新規>>	近鉄小倉駅西口整備事業費	道路建設課	20,000	20,000				135
<<新規>>	JR黄檗駅前広場整備事業費	道路建設課	16,900			16,900		136
	六地蔵地区道路整備事業費	道路建設課	152,561		152,561			133
<<新規>>	中宇治周辺みちづくり検討費	道路建設課	2,000				2,000	137
<<新規>>	近鉄小倉駅周辺地区まちづくり基本計画策定費	都市計画課	18,800	18,800				135
	(仮)未来につなぐ都市づくりプラン策定費(3月補正分)	都市計画課	9,600					149
<拡充>	自転車等駐車場再整備事業費	交通政策課	28,251		26,068			133
<拡充>	交通バリアフリー推進事業費	交通政策課	35,417			35,417		136
	JR六地蔵駅改築事業費	交通政策課	20,400		20,400			133
合計			616,550	38,800	424,229	52,317	77,492	

施策別主な事業一覧

まちづくりの土台となる取組の推進
 【1】市民等との連携・協働

(単位:千円)

区分	事業名	担当課	まちづくり土台	ページ
			【1】市民連携	
<拡充>	防災事業費	危機管理室	10,593	75
	自主防災組織育成事業補助金	危機管理室	1,880	179
<拡充>	災害時地域タイムライン作成支援事業費	危機管理室	635	76
	市長とにぎわいミーティング事業費	秘書広報課	127	181
	情報発信力強化事業費	秘書広報課	1,257	181
<拡充>	戦略的広報推進事業費	秘書広報課	6,900	181
	魅力発信プラットフォーム運営等事業費	秘書広報課	82	181
	カムループス市交流促進費	秘書広報課	5,999	182
	国際交流協会補助金	秘書広報課	1,900	182
<拡充>	子育てにやさしいまちプロモーション事業費	政策戦略課	200	79
≪新規≫	中宇治市民協働推進拠点基本ビジョン策定費	政策戦略課	300	81
	デジタルデバйд対策事業費	デジタル政策課	5,009	185
	安全・安心まちづくり推進事業費	総務課	896	187
	防犯カメラ設置事業補助金	総務課	1,200	187
<拡充>	地域安全・安心見守り事業費	総務課	6,599	86
	民間集会所支援補助金	市民協働推進課	13,000	189
	コミュニティ助成事業補助金	市民協働推進課	4,000	189
<拡充>	地域のつながり促進事業費	市民協働推進課	21,000	87
	森林保全地域連携活動事業費	農林茶業課	7,400	195
<拡充>	こども未来キャンパス事業費	産業振興課	13,430	97
	文化祭開催費	文化スポーツ課	1,800	205
	合唱団活動費	文化スポーツ課	2,637	206
<拡充>	源氏ろまん事業費	文化スポーツ課	22,111	107
	市民交流ロビーコンサート開催費	文化スポーツ課	153	206
<拡充>	文化芸術活動動画配信事業費	文化スポーツ課	1,313	206
<拡充>	高校生文化芸術祭典事業費	文化スポーツ課	4,200	206
≪新規≫	つむぐみらい文化芸術活動支援事業費	文化スポーツ課	1,050	108
	スポーツ大会開催費	文化スポーツ課	4,242	207
	各種大会事業補助金	文化スポーツ課	5,275	207

施策別主な事業一覧

まちづくりの土台となる取組の推進 【1】市民等との連携・協働

(単位:千円)

区分	事業名	担当課	まちづくり土台	ページ
			【1】市民連携	
	スポーツ振興基金活用事業費	文化スポーツ課	4,814	207
<拡充>	フライングディスクのまち宇治推進事業費	文化スポーツ課	606	208
<<新規>>	つなげる・ひろがるスポーツ振興事業費	文化スポーツ課	4,400	111
	男女共同参画施策推進費	男女共同参画課	15,092	209
	エコ・アクション推進事業費	環境企画課	2,264	211
	脱炭素社会普及啓発事業費	環境企画課	5,000	211
<<新規>>	親子で学ぶゼロカーボンツアー事業費	環境企画課	1,514	113
	リサイクル事業費	まち美化推進課	2,093	212
	古紙回収事業費	まち美化推進課	36,884	213
	地域福祉活動応援事業費	地域福祉課	2,000	215
	地域ボランティア等担い手育成事業費	地域福祉課	1,000	216
<<新規>>	高齢者生きがい・助け合い活動応援事業費	長寿生きがい課	1,000	127
	健康アライアンス事業費	健康づくり推進課	4,000	241
<拡充>	健康データ分析・地区診断事業費	健康づくり推進課	556	128
<<新規>>	未来をつくる食育推進事業費	健康づくり推進課	4,547	129
	まちかどふれあい花だん推進事業費	公園緑地課	2,108	250
	みどりのボランティア推進事業費	公園緑地課	2,195	250
<<新規>>	公園でつなぐ子育てにやさしいまち創出事業費	公園緑地課	10,000	147
	まちづくり活動支援事業費	都市計画課	1,215	252
<<新規>>	歴史文化体験事業費	歴史まちづくり推進課	3,000	151
	地域公共交通活性化事業費	交通政策課	3,783	255
	山間地域移動支援事業費	交通政策課	300	255
	豊かな学び・文化体験活動推進事業費	学校教育課	235	260
	地域学校協働活動推進費	教育支援課	17,627	264
	地域支援型介護予防教室開催費(介護特会)	長寿生きがい課	32,340	277
<拡充>	生活支援体制整備事業費(介護特会)	長寿生きがい課	18,014	132
合計			321,775	

施策別主な事業一覧

まちづくりの土台となる取組の推進
【2】人に優しいデジタル化の推進

(単位:千円)

区分	事業名	担当課	まちづくり土台	ページ
			【2】デジタル	
	ICT活用推進事業費	デジタル政策課	13,032	185
	デジタルデバイス対策事業費	デジタル政策課	5,009	185
	AI・RPA活用事業費	デジタル政策課	7,310	185
	デジタル政策推進事業費	デジタル政策課	14,755	185
《新規》	都市情報デジタル化推進費	デジタル政策課	4,784	82
《新規》	情報システム標準化・共通化対応事業費	デジタル政策課	55,006	83
《新規》	AI議事録作成支援システム導入費	デジタル政策課	1,276	84
《新規》	公共施設情報ネットワークシステム強靱化推進事業費	デジタル政策課	16,725	85
<拡充>	マイナンバーカード普及促進事業費	デジタル政策課	206,287	186
《新規》	コンビニ交付サービス事業費	市民課	11,287	88
	スマート農業等導入チャレンジ事業費	農林茶業課	4,000	192
《新規》	「宇治学」デジタル化事業費	学校教育課	1,022	161
<拡充>	小学校・中学校ICT教育充実事業費	学校教育課	228,780	165
《新規》	小学校・中学校ICT授業アドバイザー設置費	学校教育課	19,008	166
	電子図書館サービス事業費	中央図書館	1,660	269
	電子図書館学校連携事業費	中央図書館	11,766	269
	視覚障害者専用電子図書館事業費	中央図書館	143	269
合計			601,850	

施策別主な事業一覧

まちづくりの土台となる取組の推進
【3】持続可能な行財政運営に向けた取組等

(単位:千円)

区分	事業名	担当課	まちづくり土台	ページ
			【3】アセット	
<拡充>	庁舎環境整備事業関係経費	管財課	96,281	188
	産業会館改修事業費	産業振興課	1,000	199
<<新規>>	産業振興センター長寿命化事業費	産業振興課	8,200	202
<<新規>>	JR宇治駅前市民交流プラザ長寿命化事業費	観光振興課	8,200	202
	文化センター長寿命化事業費	文化スポーツ課	25,104	205
<<新規>>	斎場長寿命化事業費	環境企画課	74,513	212
<<新規>>	総合福祉会館長寿命化事業費	地域福祉課	18,000	216
<拡充>	育成学級施設整備費	こども福祉課	5,600	227
<拡充>	保育所施設整備費	保育支援課	22,534	229
	地域福祉センター等再整備事業費	長寿生きがい課	3,343	240
<<新規>>	市営住宅長寿命化計画策定費	住宅課	3,500	144
	市営住宅施設改良事業費	住宅課	186,489	249
	植物公園施設改修事業費	公園緑地課	14,521	251
<拡充>	小学校・中学校・幼稚園維持整備事業	学校管理課	270,957	156・ 258
<<新規>>	小学校・中学校長寿命化事業費	学校管理課	457,808	159
<拡充>	(仮)西小倉地域小中一貫校整備事業費	学校改革推進課	1,316,528	168
<拡充>	総合野外活動センター再整備事業費	生涯学習課	50,000	170
<<新規>>	源氏物語ミュージアム長寿命化事業費	博物館管理課	1,155	268
<<新規>>	保健・消防センター長寿命化事業費	消防総務課	45,700	270
<<新規>>	消防庁舎改修事業費	消防総務課	33,162	270
合計			2,642,595	

宇治市普通会計決算概要

(令和4年度)

政策企画部財政課

1 決算概要

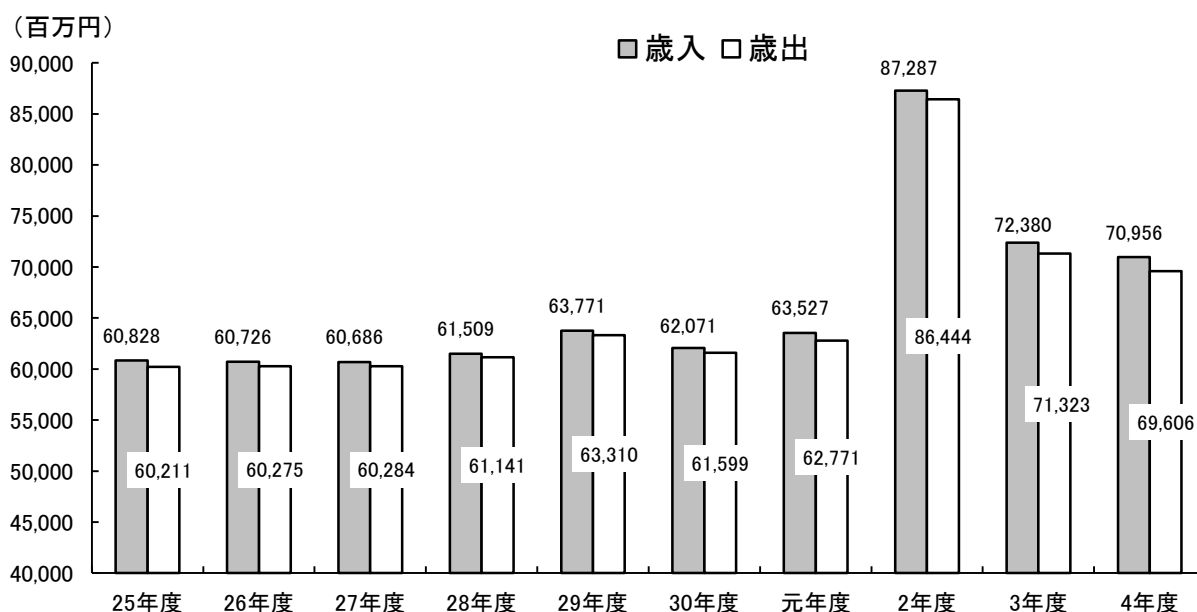
- (1) 令和4年度は、前年度の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費や住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費などの影響により、普通会計の歳入決算額は、前年度比2.0%減の70,956百万円、歳出決算額は、前年度比2.4%減の69,606百万円となった
- (2) 財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、歳入における臨時財政対策債の減少や、歳出における経常的な扶助費や繰出金の増加などの影響により、前年度から1.6ポイント増加し、93.6%となった
(4年度:93.6%、3年度:92.0%)
- (3) 単年度収支については、26百万円であり、5年連続で黒字となった
- (4) 歳入の要である市税収入は、前年度から248百万円増の24,402百万円となった
- (5) 社会保障制度に基づく福祉サービスの提供に必要な経費である扶助費は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費による増加があったものの、前年度の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費や住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費などの影響により、前年度から2,275百万円減の22,126百万円となった
- (6) 市債現在高は、発行額の減少などの影響により、前年度から2,346百万円減の39,007百万円となった

<普通会計>

地方公共団体は一般会計の他に特別会計を設置していますが、それぞれの会計名称や範囲などは各地方公共団体によって異なります。

当該資料では、他都市との比較を行うために、一般会計と特別会計のうち、公営企業・収益事業会計などに属するものを除いた「普通会計」という統一的な会計区分を用いています。

■ 歳入・歳出決算額の推移 ■



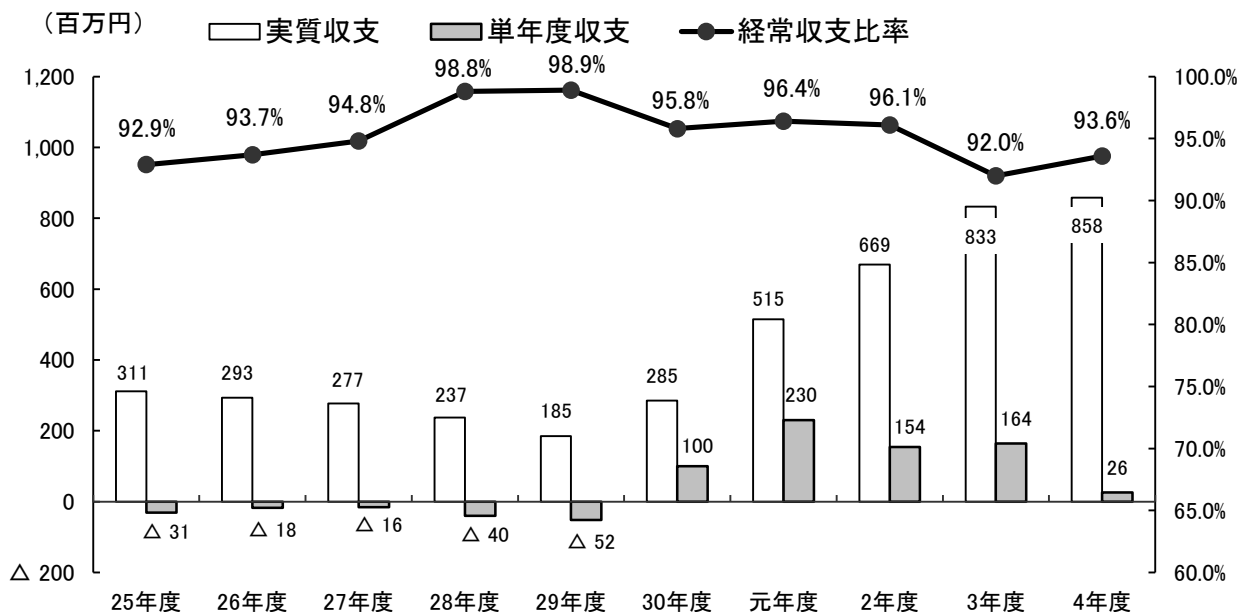
令和4年度の普通会計歳入決算額は前年度比2.0%減の70,956百万円、歳出決算額は前年度比2.4%減の69,606百万円となりました。

令和4年度 普通会計決算収支

歳入総額	70,956 百万円
歳出総額	69,606 百万円
形式収支	1,350 百万円
翌年度へ繰り越すべき財源	491 百万円
実質収支	858 百万円
令和3年度の実質収支	833 百万円
単年度収支	26 百万円

※四捨五入の影響により、差引後の数値が一致しない場合があります。

実質収支・単年度収支・経常収支比率の推移



財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、扶助費や繰出金の増加などの影響により、前年度から1.6ポイント増加し、93.6%となりました。

扶助費などにおける経常的な歳出は増加していることから、依然として90%を超える水準にあり、財政構造の硬直化は続いています。

なお、単年度収支については、26百万円であり、5年連続で黒字となりました。

<実質収支>

歳入と歳出の差引額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額です。

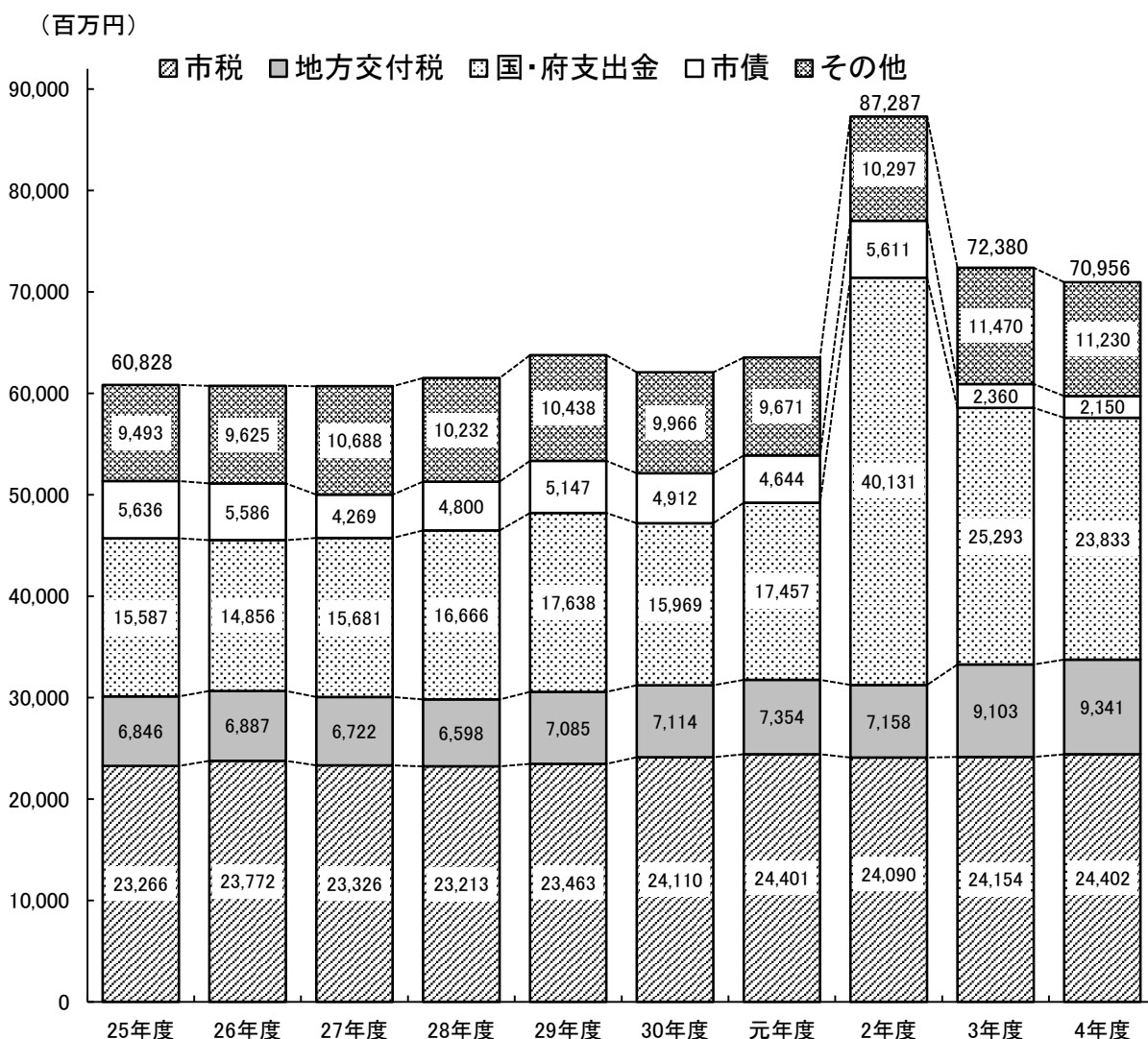
<単年度収支>

当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額です。
当該年度だけの収支が把握できます。

<経常収支比率>

毎年度経常的に入ってくる歳入に対して、毎年度経常的に支払う歳出がどれぐらいの割合かを示すもので、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられます。
都市にあっては75%が妥当と考えられています。

■ 歳入決算額の推移 ■



令和4年度の歳入決算額は、前年度比2.0%減の70,956百万円となりました。

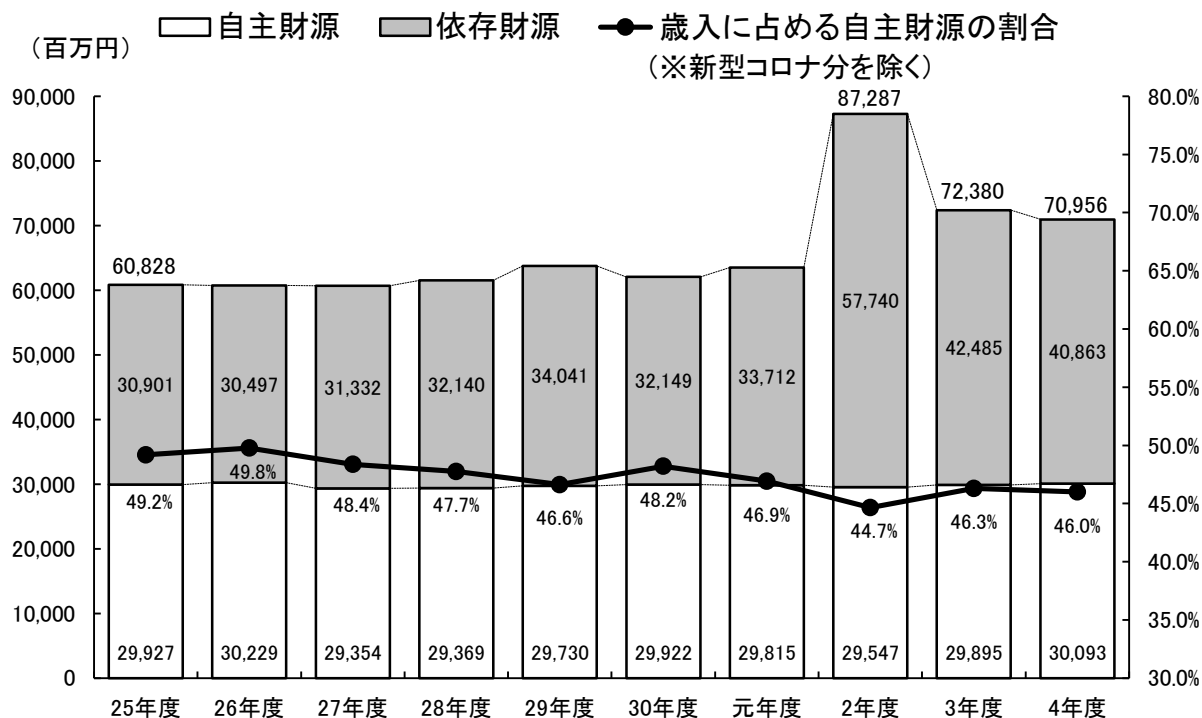
歳入の要である市税収入は、前年度から248百万円増の24,402百万円となりました。

地方交付税は、前年度と同様に追加交付があり、前年度比2.6%増の9,341百万円となりました。

国・府支出金は、前年度の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金などの影響により、前年度比5.8%減の23,833百万円となりました。

市債は、臨時財政対策債の発行額の減少などの影響により、前年度比8.9%減の2,150百万円となりました。

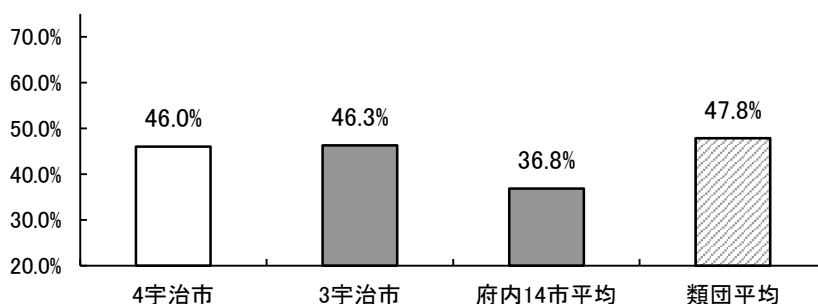
■ 自主財源と依存財源の推移 ■



歳入は財源の自主性を基準に、自主財源と依存財源に区別することができます。自主財源とは市税、使用料、手数料など地方公共団体が自主的に収入することができる財源をいい、自主財源の多寡は行政運営の自主性・安定性を確保しうるかどうかの判断基準となります。

令和4年度は、市税収入などの影響により、自主財源が前年度から198百万円増の30,093百万円となりましたが、歳入に占める割合は46.0%であり、10年連続で50%を下回りました。

【令和3年度 歳入に占める自主財源の割合】（府内14市平均および類団平均との比較）



歳入に占める自主財源の割合を類似団体(類団)などと比較した場合、宇治市は府内14市平均の36.8%より高く、類団平均の47.8%より低い水準となっています。

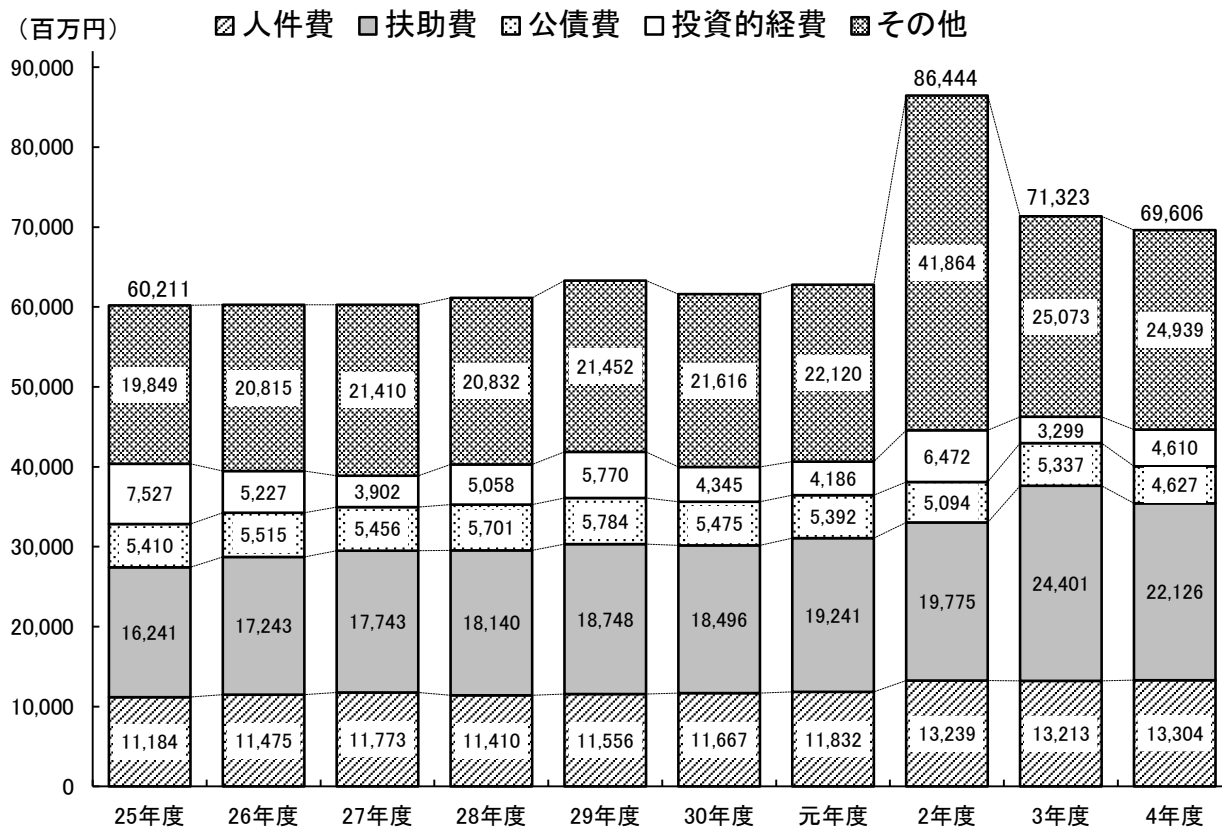
※ 宇治市は、新型コロナ分を除いています。

<類似団体(類団)との比較について>

本市の決算状況と比較・分析するため、類似団体(以下類団)の各決算状況の平均値を記載しています。類団とは、毎年度地方公共団体からの報告に基づいて総務省が作成する都道府県財政指数表および類似団体別市町村財政指数表における、人口や産業構造によって分類された団体区分に基づく同一区分帯に属する団体をいいます。

※「新型コロナ分」とは、対応策に活用した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国・府支出金をいいます。

■ 歳出決算額（性質別）の推移 ■



性質別経費とは、経費の性質を基準として分類するもので、人件費・扶助費・公債費・投資的経費などがあります。

人件費・扶助費・公債費の合計である義務的経費の歳出に占める割合は、府内14市平均および類団平均と比べると高い水準にあります(「6 義務的経費」参照)。

投資的経費は、ウトロ地区住環境改善事業費やJR六地蔵駅の駅舎改築及び駅前広場整備などの影響により、前年度比39.7%増の4,610百万円となりました。

その他は、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の減少などの影響により、前年度比0.5%減の24,939百万円となりました。

<人件費>

報酬、給料、退職手当など、行政委員や職員などの勤務に関して必要な経費です。

<扶助費>

社会保障制度の一環として、各種法令や市独自の制度に基づいて行う福祉サービスの提供に必要な経費です。

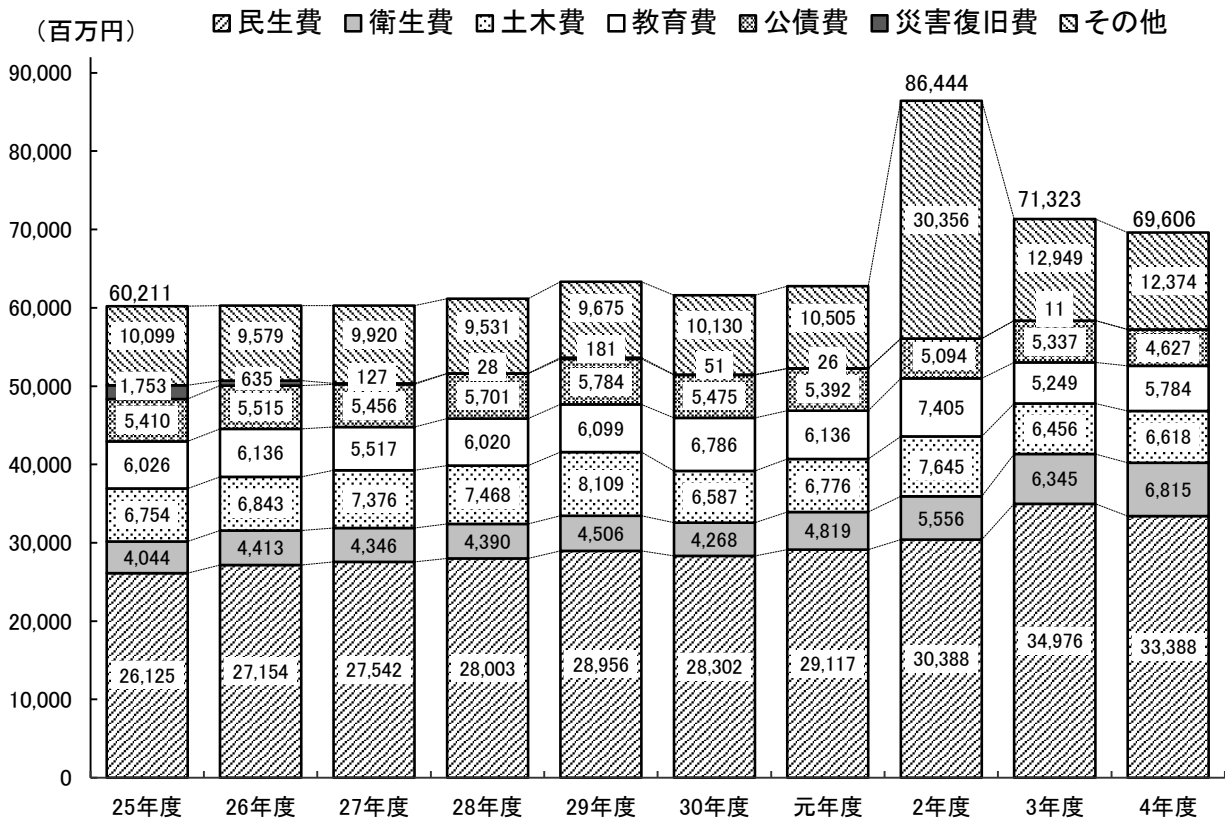
<公債費>

市債の返済に要する経費で、市債の返済金とその利子です。

<投資的経費>

支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費です。

■ 歳出決算額（目的別）の推移 ■



目的別経費とは、経費を行政目的ごとに分類するもので、民生費・衛生費・土木費・教育費などがあります。

民生費は、前年度の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費などの影響により、前年度比4.5%減の33,388百万円となり、歳出に占める割合は、前年度から1.0ポイント減少し、48.0%となりました。

土木費は、ウトロ地区住環境改善事業費などの影響により、前年度比2.5%増の6,618百万円となりました。

教育費は、(仮)西小倉地域小中一貫校整備事業費などの影響により、前年度比10.2%増の5,784百万円となりました。

その他は、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の減少などの影響により、前年度比4.4%減の12,374百万円となりました。

<民生費>

障害者・高齢者などの社会福祉や、児童福祉、生活保護などにかかる経費です。

<衛生費>

各種健康診査、予防接種、斎場運営、環境対策、ごみ収集・処理などにかかる経費です。

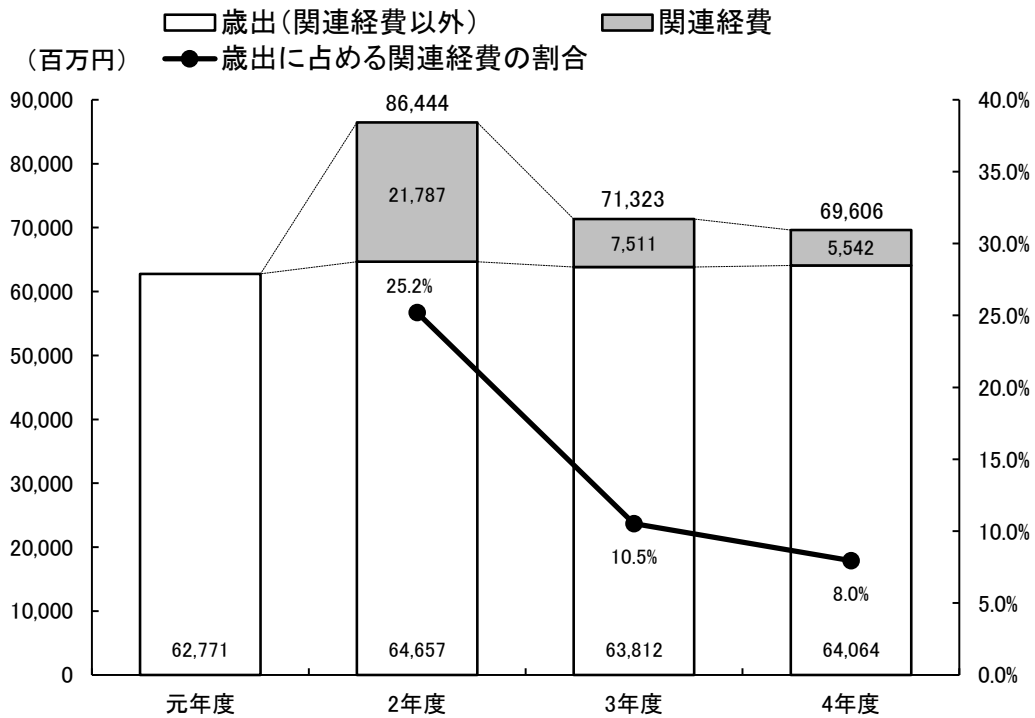
<土木費>

道路や排水路、公園、市営住宅など都市の基盤整備や維持にかかる経費です。

<教育費>

小・中学校、幼稚園などの教育振興や耐震化・大規模改修などにかかる経費です。

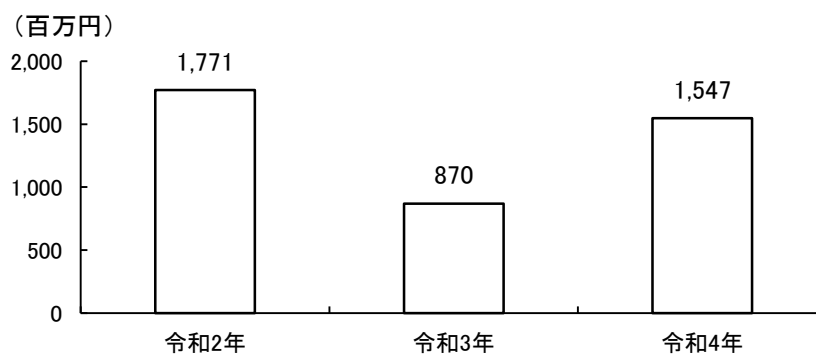
■ 新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策関連経費の推移 ■



新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策関連経費は、前年度の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費などの影響により、前年度比26.2%減の5,542百万円となりました。

また、歳出に占める割合は、前年度から2.5ポイント減少し、8.0%となりましたが、令和2年度以降、歳出決算に大きな影響を与えています。

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の推移】



新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、物価高騰対応分などの影響により、前年度比77.8%増の1,547百万円となりました。

<新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金>

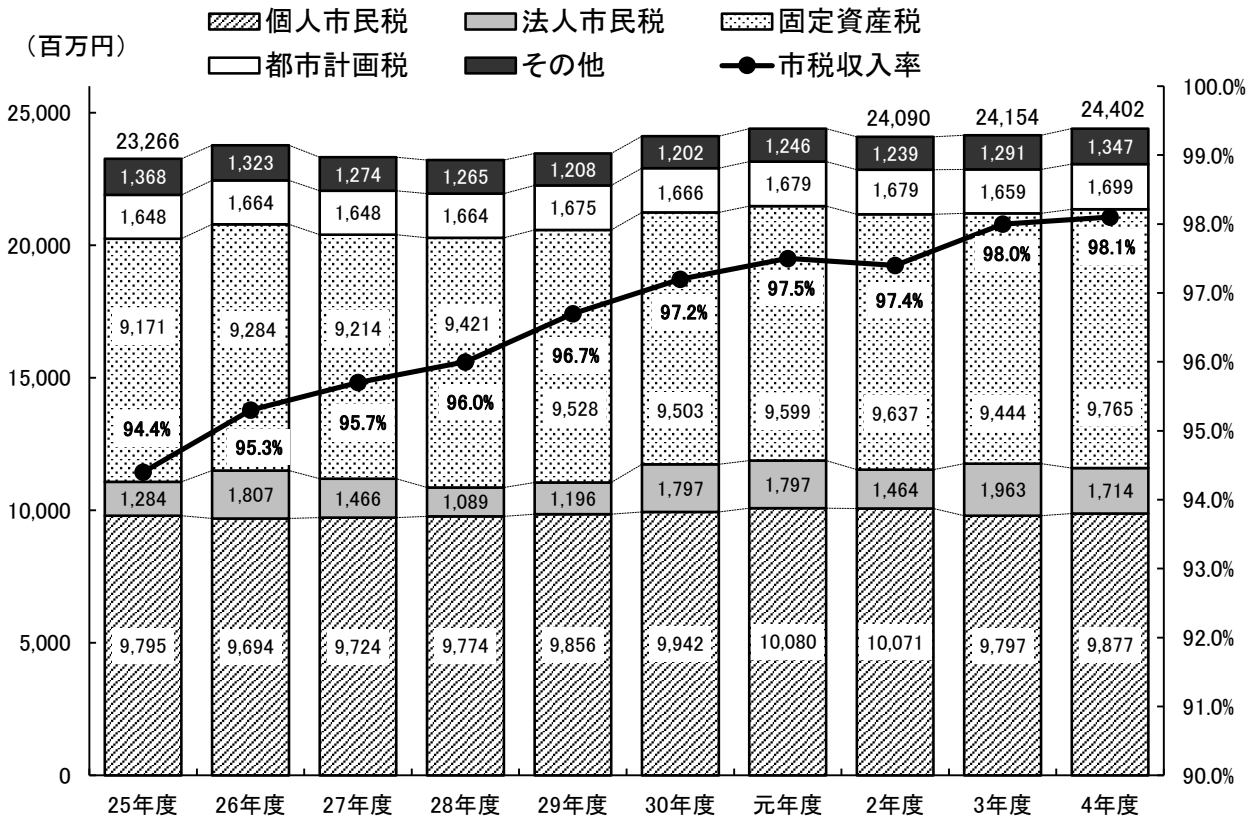
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業が実施できるよう創設された交付金です。

令和4年度には、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援にも活用できる仕組みへと見直しが行われました。

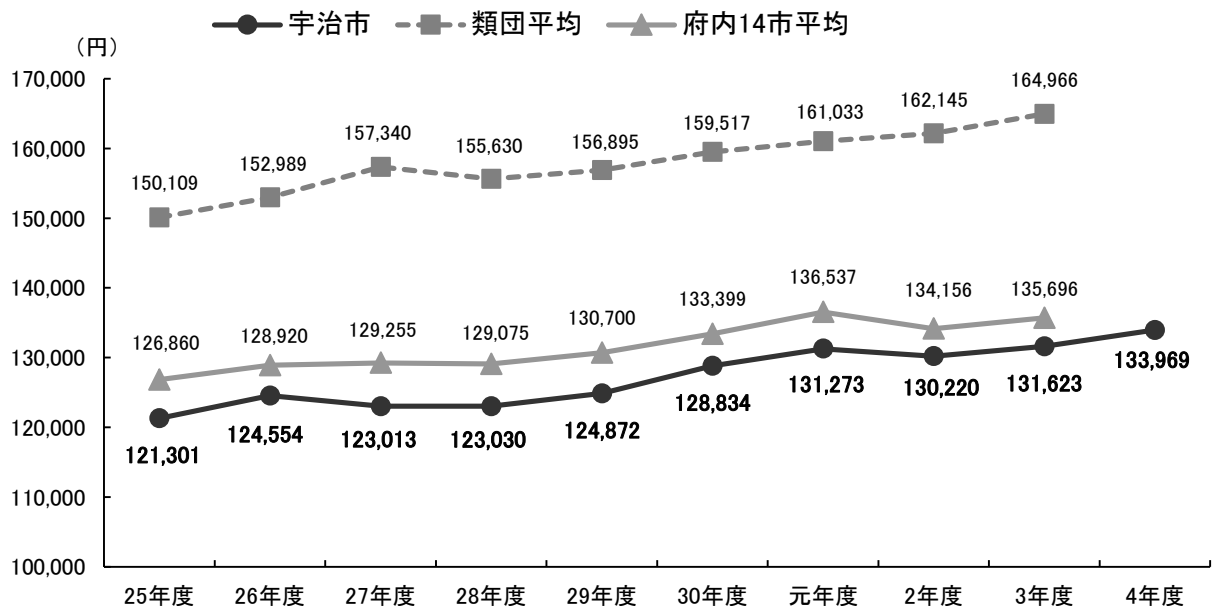
2 市税

- (1) 法人市民税は、前年度から249百万円減の1,714百万円となったが、個人市民税は、前年度から80百万円増の9,877百万円、固定資産税は前年度から321百万円増の9,765百万円となり、市税全体では、前年度から248百万円増の24,402百万円となった
- (2) 市税収入率は、前年度から0.1ポイント増加し、98.1%となった

■ 市税収納額と市税収入率の推移 ■



【市民一人あたりの市税の推移】（府内14市平均および類団平均との比較）



3 地方交付税

地方交付税は、前年度と同様に、追加交付の影響などにより、前年度比2.6%増の9,341百万円となり、歳入に占める割合は14.3%となった
(4年度:9,341百万円、3年度:9,103百万円)

<地方交付税>

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税および地方法人税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税です。
普通交付税と特別交付税があります。

<普通交付税>

財源不足団体(基準財政需要額が基準財政収入額を上回る地方公共団体)に対し交付されます。

<特別交付税>

特別の財政事情(台風・地震などの災害に対する財政需要など)に対して交付されます。

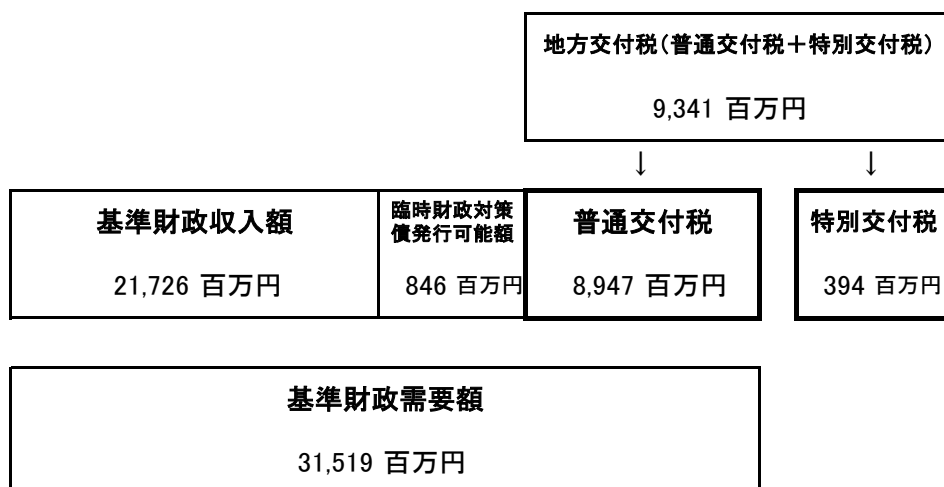
<基準財政需要額>

各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を運営し、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算出した額です。

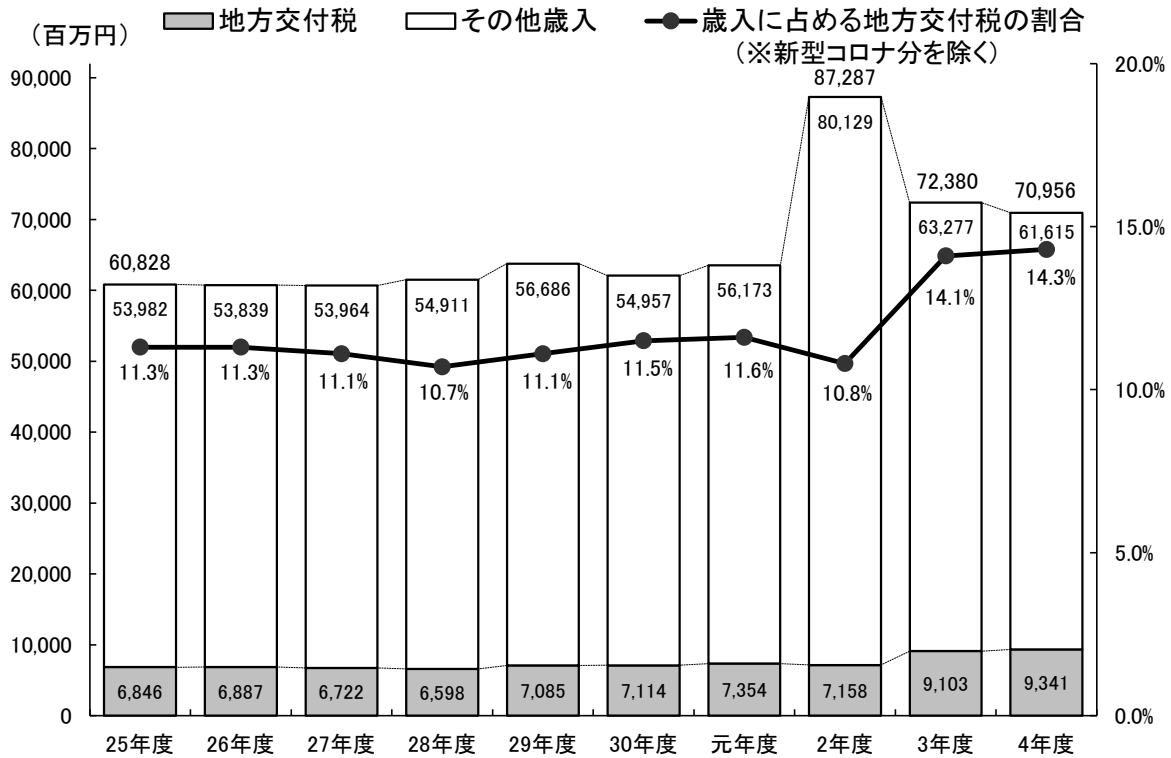
<基準財政収入額>

各地方公共団体の財源を合理的に測定するために、標準的な状況において収入が見込まれる税収入等を一定の方法によって算出した額です。

【令和4年度 地方交付税の内訳】

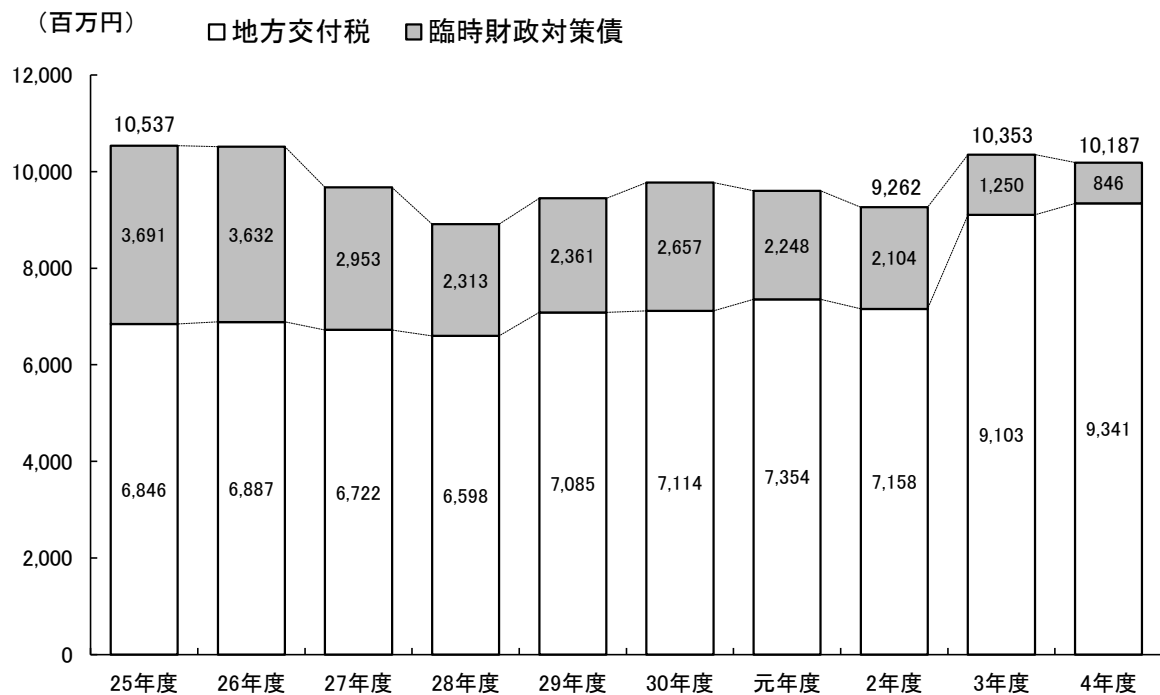


■ 歳入と地方交付税の推移 ■

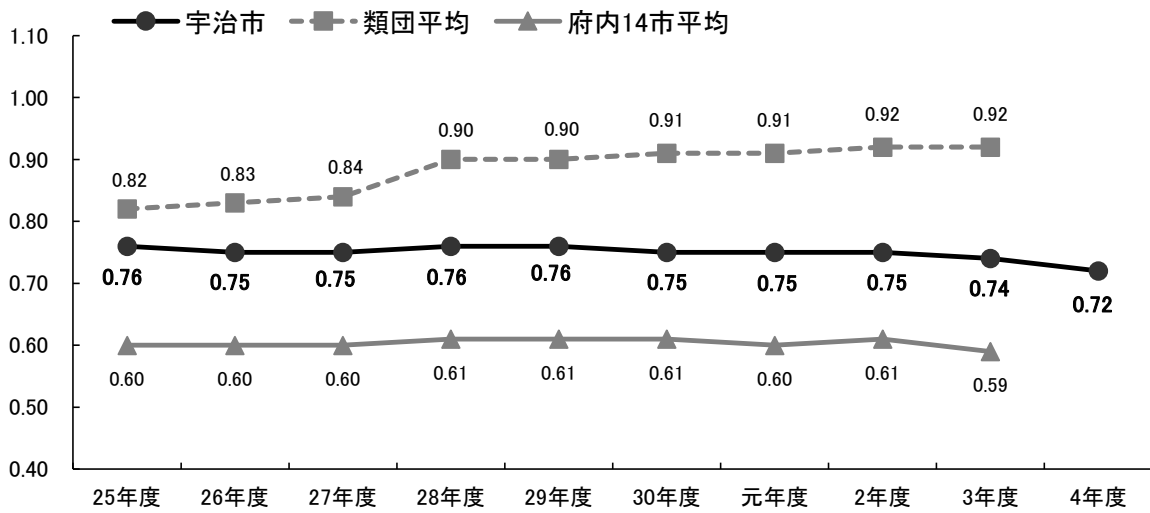


※「新型コロナ分」とは、対応策に活用した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国・府支出金をいいます。

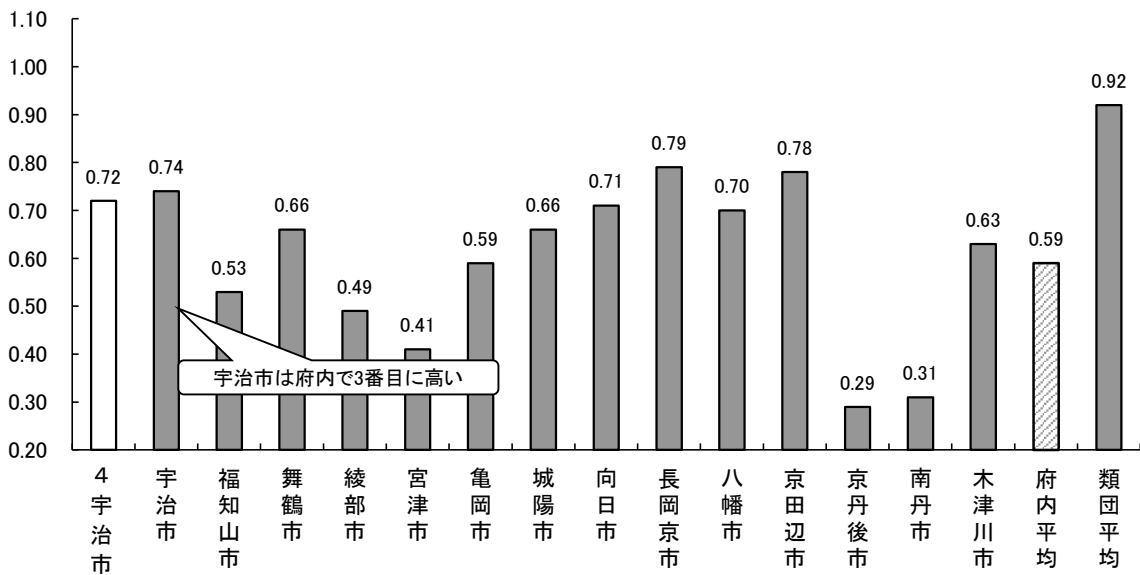
■ 地方交付税および臨時財政対策債発行額の推移 ■



【財政力指数の推移】（府内14市平均および類団平均との比較）



【令和3年度 財政力指数の比較】（府内14市および類団平均との比較）



<財政力指数>

財政力指数は、標準的な行政活動を行うために必要な一般財源に対する市税等の割合を示す指数のことで、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年平均値です。

この数値が大きいほど財政力が強いとされており、1未満の団体には普通交付税が交付されません。

4 市債

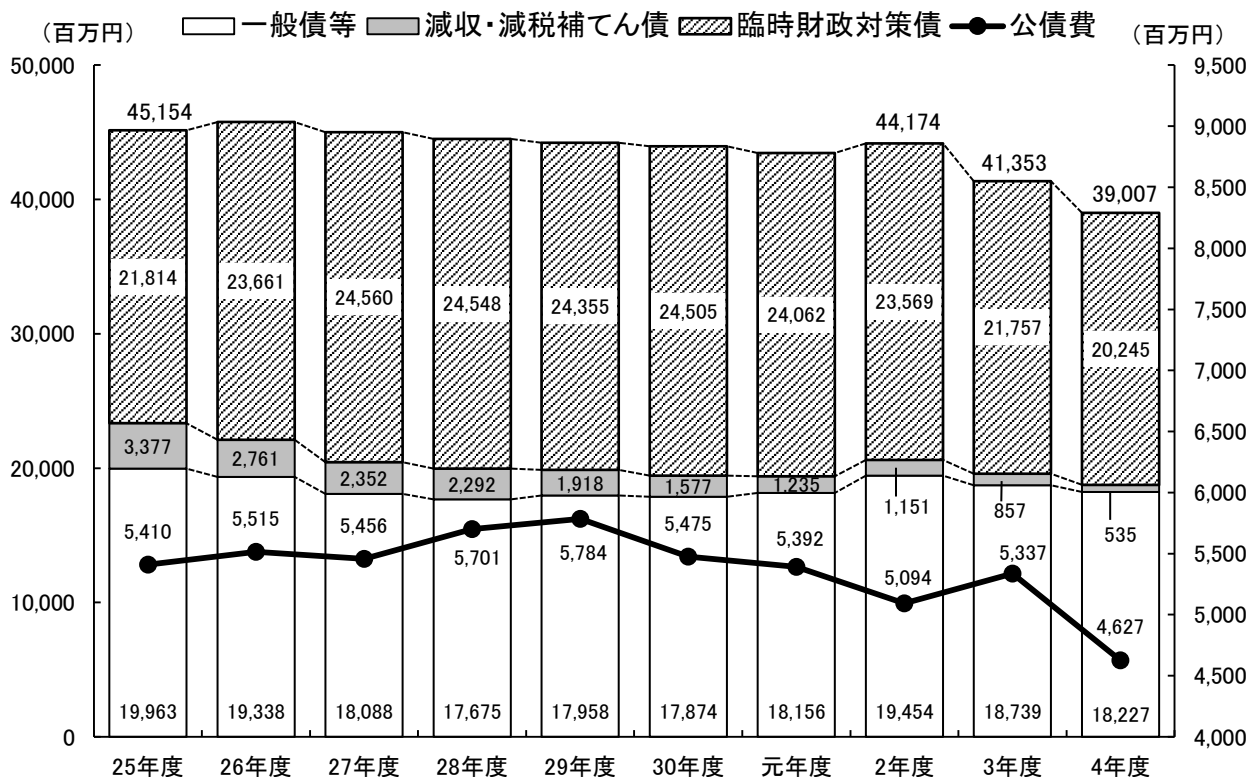
- (1) 市債現在高は、発行額の減少などの影響により、前年度から2,346百万円減の39,007百万円となった
(4年度:39,007百万円、3年度:41,353百万円)
- (2) 臨時財政対策債の現在高は、前年度から1,512百万円減の20,245百万円となり、市債現在高に占める割合は、前年度から0.7ポイント減少し、51.9%となった
(4年度:20,245百万円、3年度:21,757百万円)
- (3) 公債費は、前年度から710百万円減の4,627百万円となった
(4年度:4,627百万円、3年度:5,337百万円)

<市債>

市債とは、本市が資金調達のために負担する債務で、次の役割を担い、その返済が一会計年度を超えて行われるものです。

①財政支出の年度間調整 ②世代間の負担の公平化 ③一般財源の補完

■ 市債現在高の推移 ■

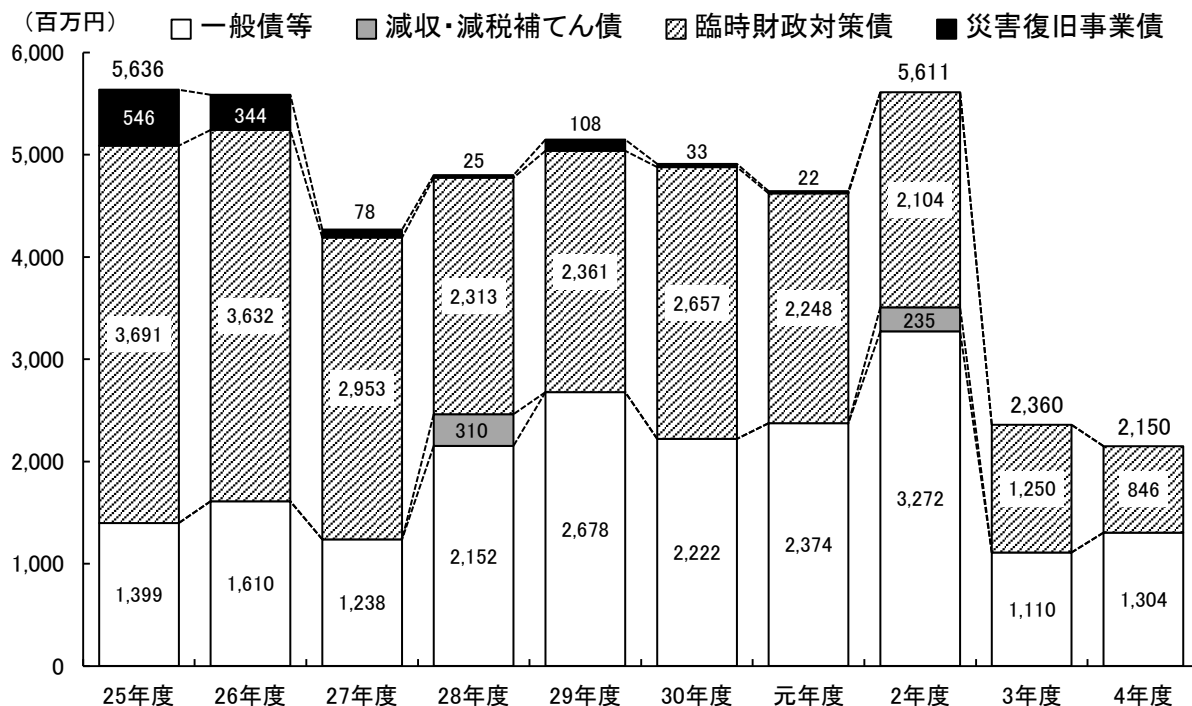


市債現在高は、発行額の減少などの影響により、前年度から2,346百万円減の39,007百万円となりました。

<臨時財政対策債>

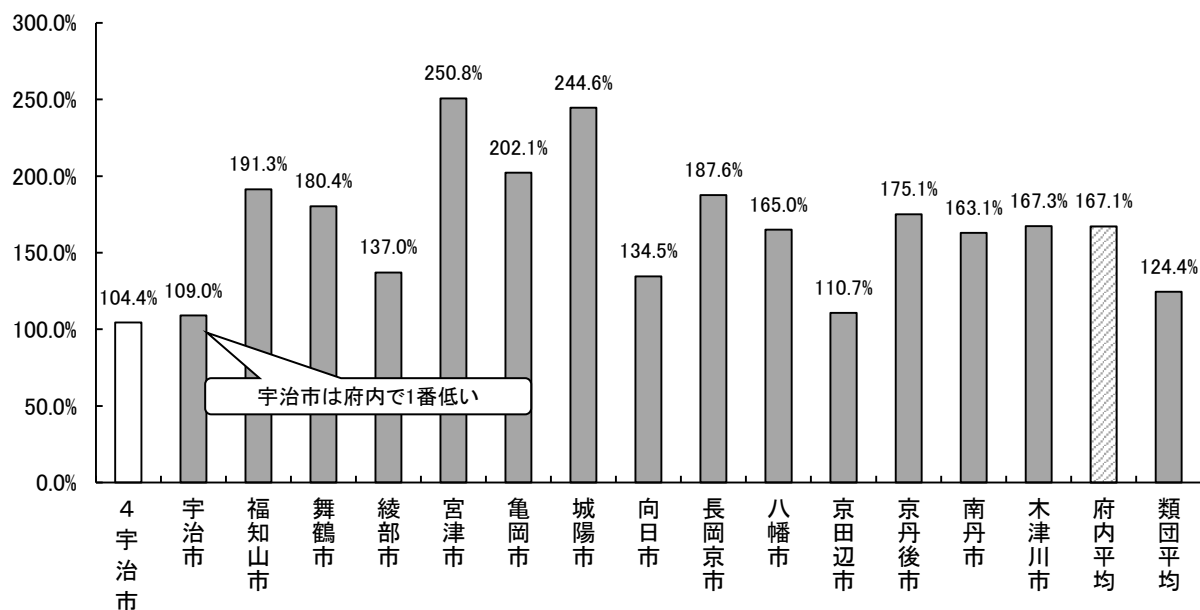
臨時財政対策債は、従来地方交付税により交付されていた地方財政の財源不足の補てんについて、その一部を市債に振り替えられたもので、通常の市債と異なり一般財源として扱います。平成13年度から発行が認められており、元利償還金の100%が後年度の地方交付税を算定する際に用いられる基準財政需要額に算入されます。

市債発行額の推移



臨時財政対策債は、前年度比32.3%減の846百万円となり、市債発行額は、前年度比8.9%減の2,150百万円となりました。

【令和3年度 標準財政規模に対する市債現在高の割合】 (府内14市および類団平均との比較)



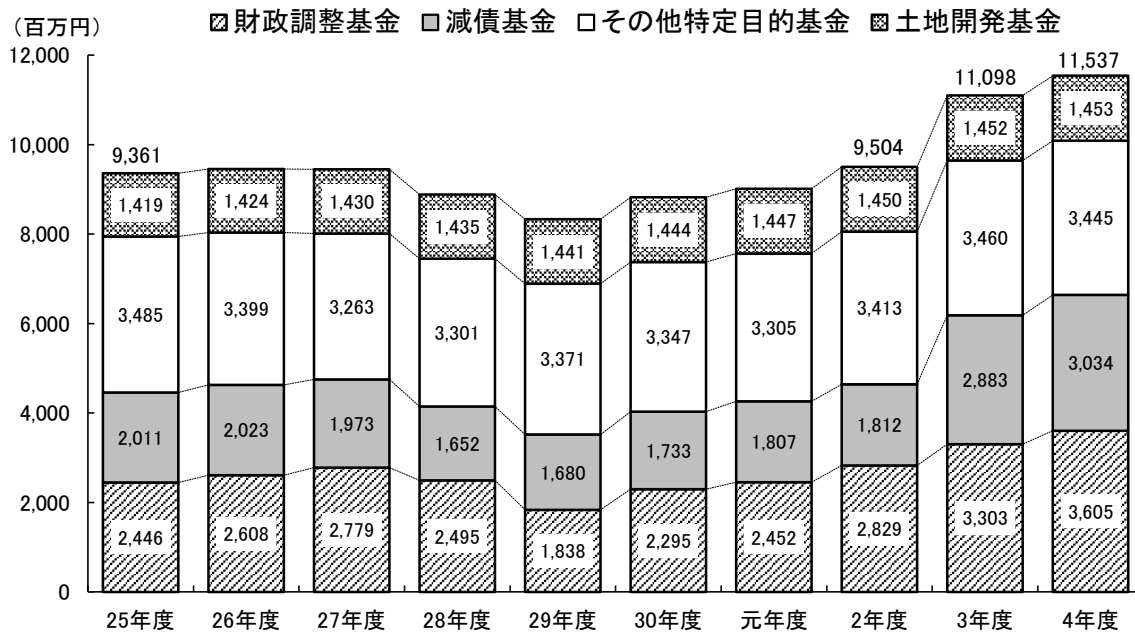
標準財政規模に対する市債現在高の割合は、宇治市は府内で1番低い水準となりましたが、引き続き市債の適正化を図っていく必要があります。

標準財政規模…地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう一般財源の規模

5 基金

- (1) 基金現在高は、前年度から439百万円増の11,537百万円となった
(4年度:11,537百万円、3年度:11,098百万円)
- (2) 経済状況の変動などによる財源不足に備えるための財政調整基金は、前年度から302百万円増の3,605百万円となった
(4年度:3,605百万円、3年度:3,303百万円)
- (3) 減債基金は、151百万円増の3,034百万円となった
(4年度:3,034百万円、3年度:2,883百万円)

■ 基金現在高の推移 ■



<基金>

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるため、もしくは定額の資金を運用するために設けられるものです。

<財政調整基金>

経済状況の変動などによる年度間の財源調整を行うために積み立てられている基金です。

<減債基金>

市債の償還を計画的に行うために積み立てられている基金です。

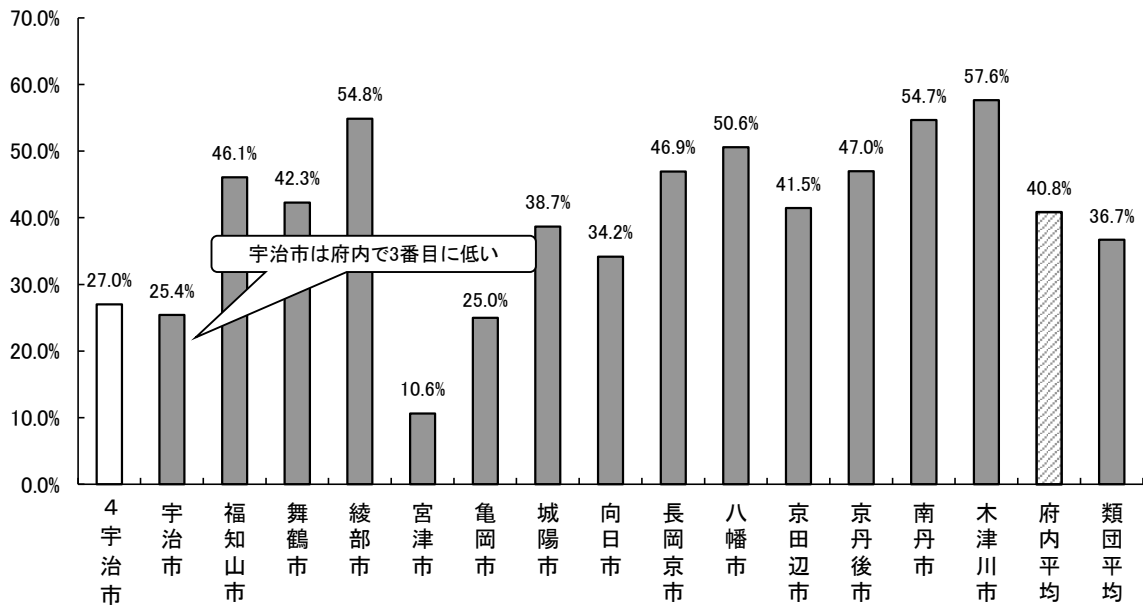
<特定目的基金>

条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、もしくは定額の資金を運用するために設けられる資金または財産です。

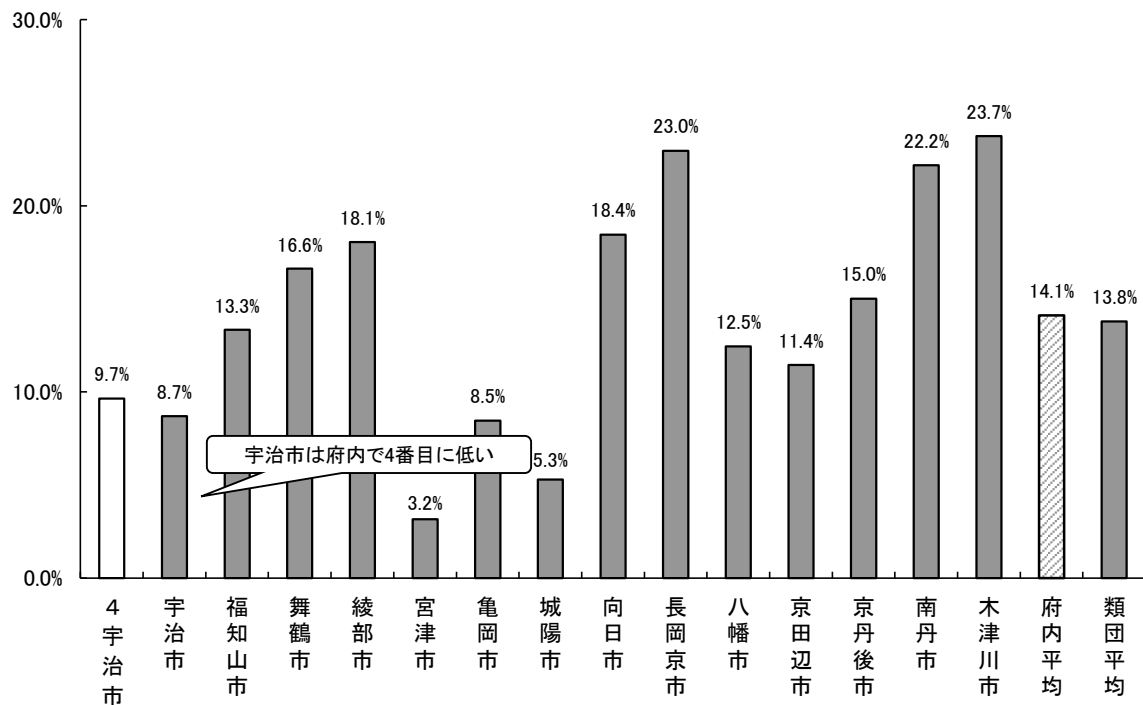
具体的には、公共施設などの建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対応のための基金などがあります。

【令和3年度 標準財政規模に対する基金現在高の割合】
（府内14市および類団平均との比較）

※土地開発基金を除く



【令和3年度 標準財政規模に対する財政調整基金現在高の割合】
（府内14市および類団平均との比較）



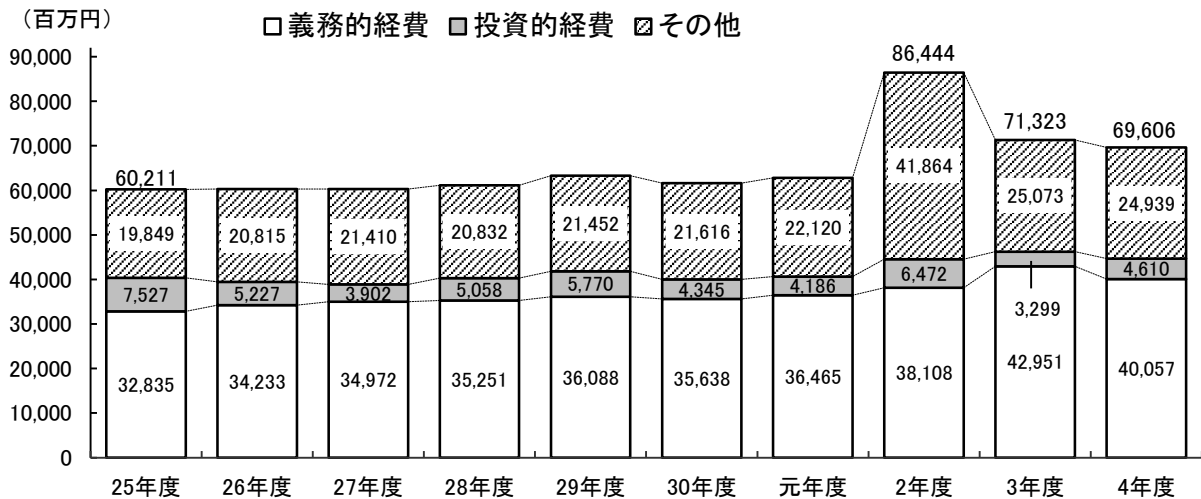
標準財政規模に対する財政調整基金現在高の割合が高ければ、経済状況の変化などに対する対応力があるといえます。本市は、府内14市と比較すると4番目に低い水準となります。厳しい財政状況の中ですが、基金の確保が必要です。

標準財政規模…地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう一般財源の規模

6 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）

- (1) 義務的経費は、前年度の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費や住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費などの影響により、前年度比6.7%減の40,057百万円となった
- (2) 義務的経費の歳出に占める割合は、義務的経費の減少割合が歳出総額の減少割合よりも大きくなったため、前年度から1.1ポイント減少し、59.1%となった（4年度：59.1%、3年度：60.2%）

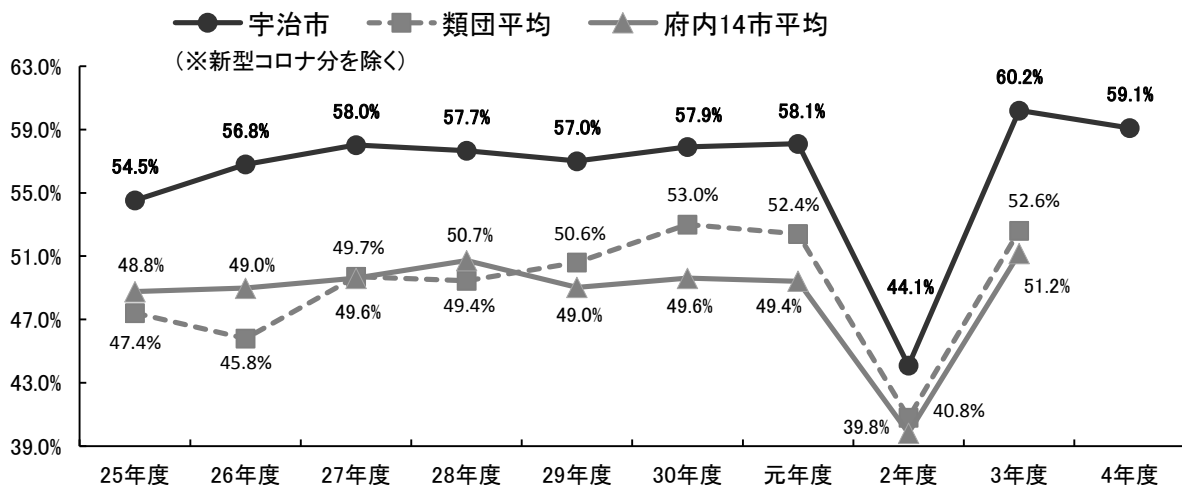
■ 歳出全体に占める義務的経費の推移 ■



<義務的経費>

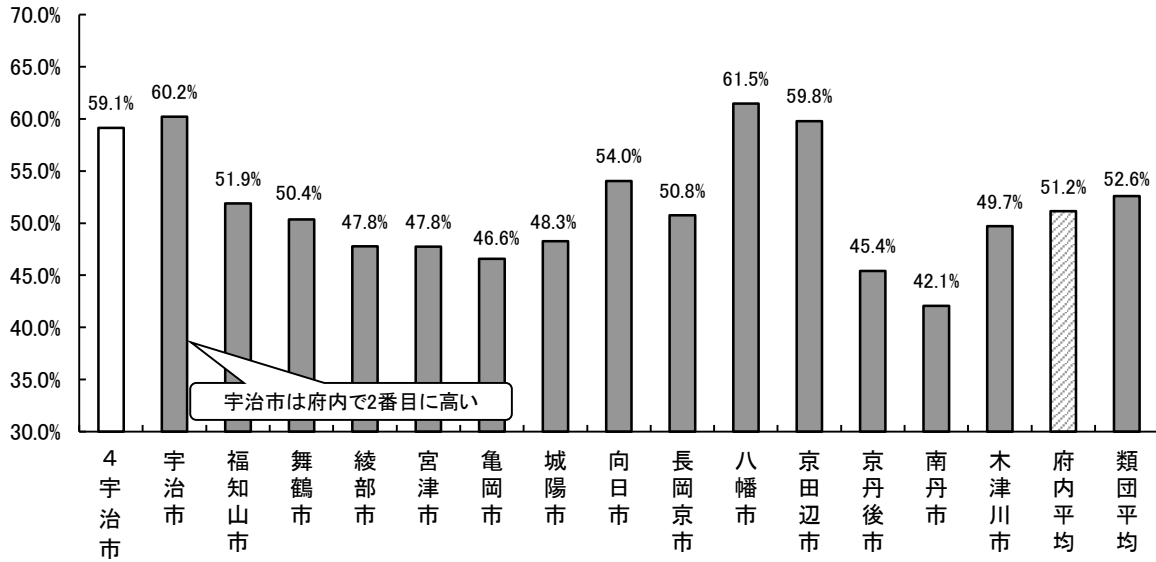
義務的経費は職員給などの人件費、生活保護や高齢者、障害福祉などの扶助費、市債の元利償還金などの公債費からなっており、支出が義務付けられ、任意に削減できない硬直性の強い経費です。

【歳出に占める義務的経費の割合の推移】（府内14市平均および類団平均との比較）

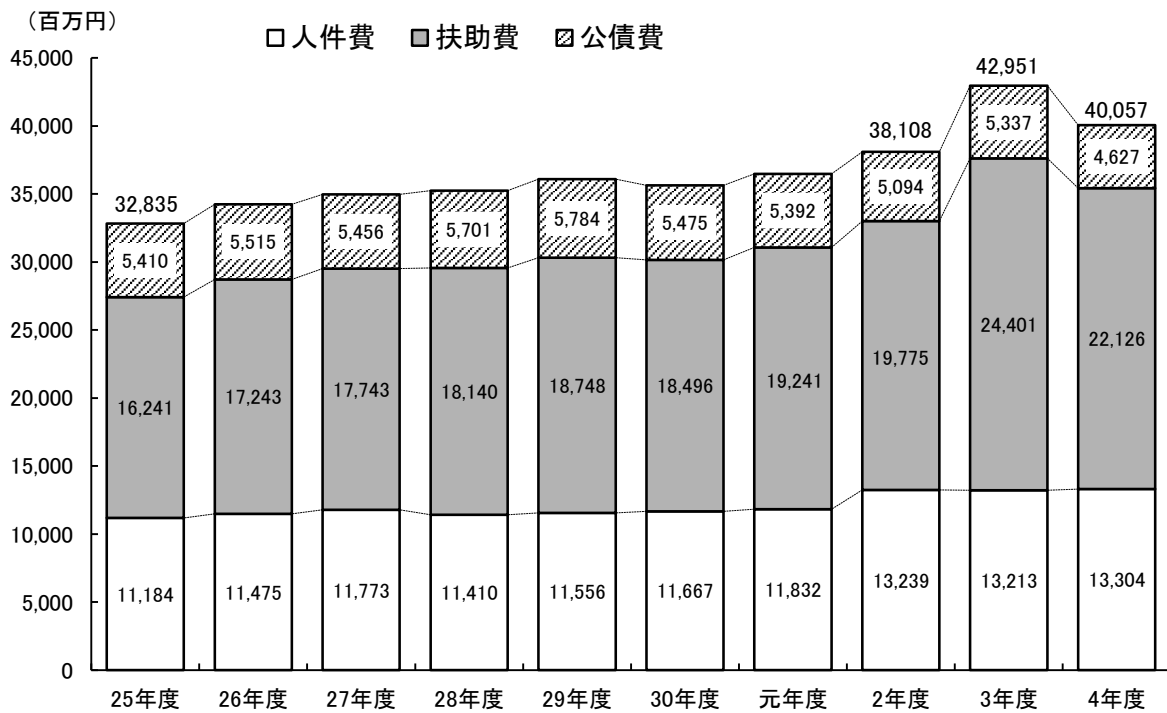


令和4年度の歳出に占める義務的経費の割合は、1.1ポイント減少し、59.1%となりました。府内14市平均および類団平均と比べると高い水準で推移しており、今後も注意が必要です。

【令和3年度 歳出に占める義務的経費の割合】
（府内14市および類団平均との比較）



■ 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の推移 ■

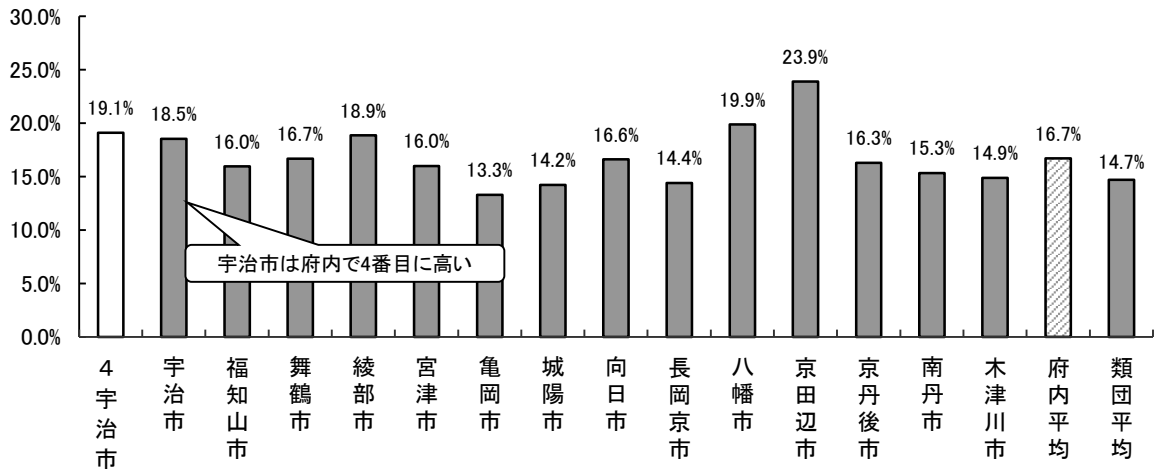


人件費は、前年度比0.7%増の13,304百万円となりました。

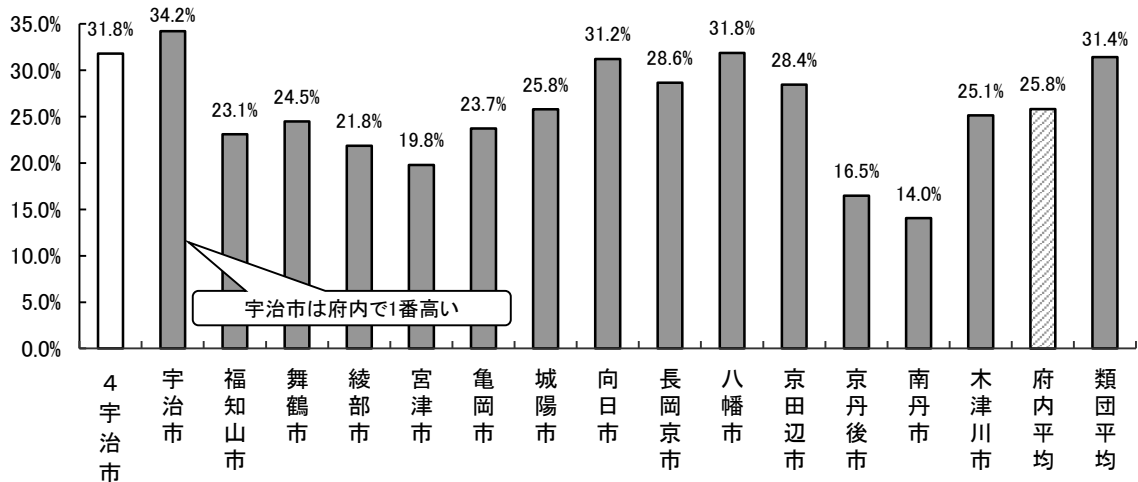
扶助費は、前年度の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費や住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費などの影響により、前年度比9.3%減の22,126百万円となりました。

公債費は、前年度比13.3%減の4,627百万円となりました。

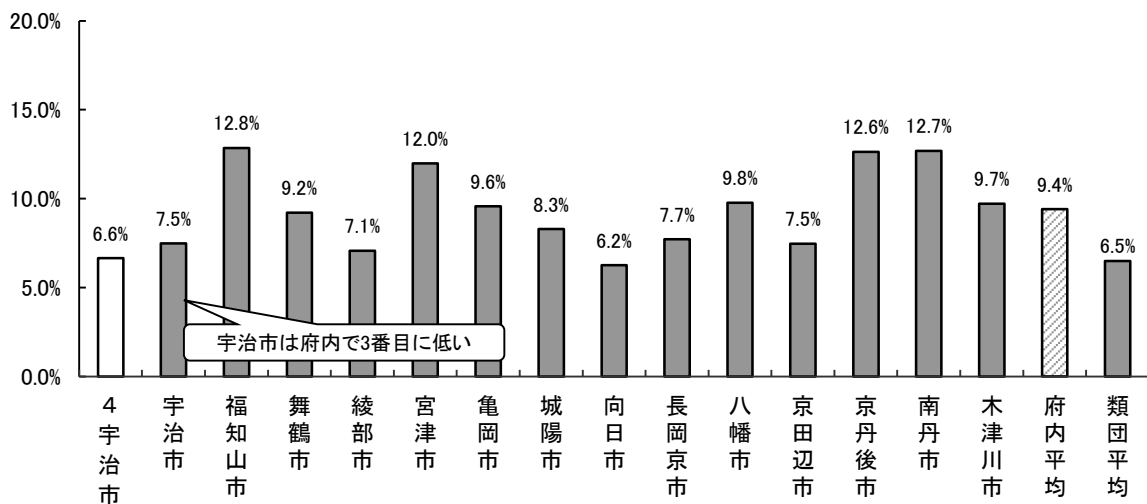
【令和3年度 歳出に占める人件費の割合】（府内14市および類団平均との比較）



【令和3年度 歳出に占める扶助費の割合】（府内14市および類団平均との比較）

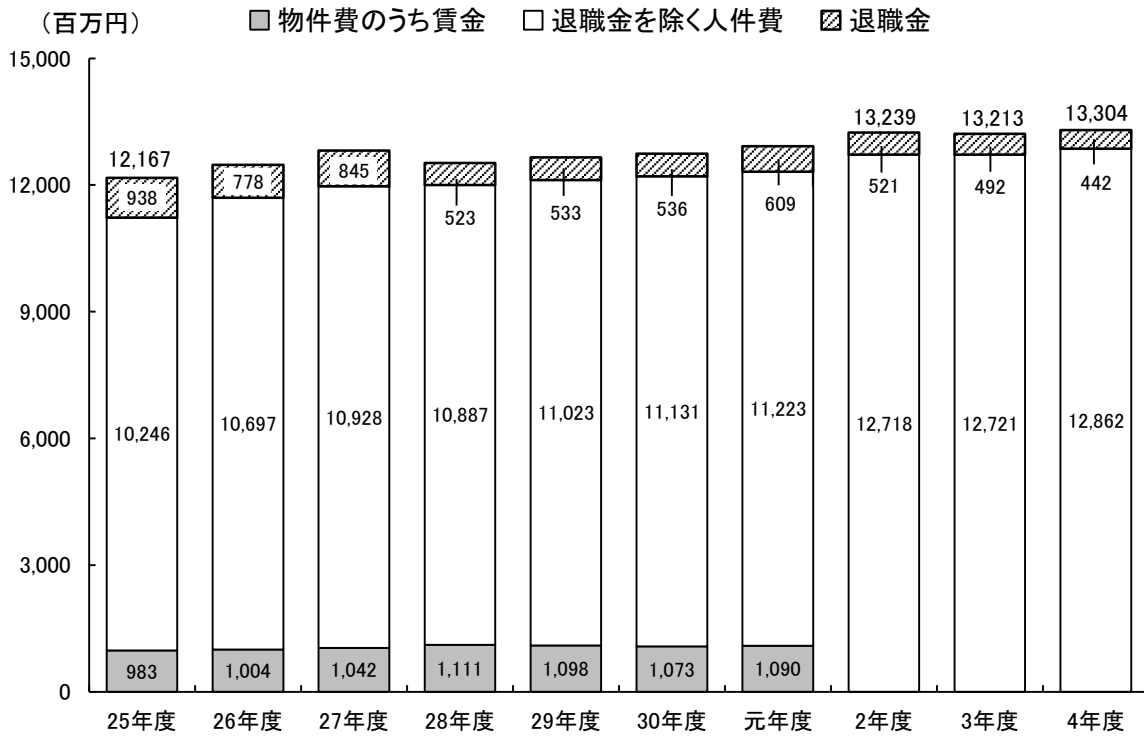


【令和3年度 歳出に占める公債費の割合】（府内14市および類団平均との比較）



※ 四捨五入の影響により、足し上がりの数値が前頁と一致しない場合があります。

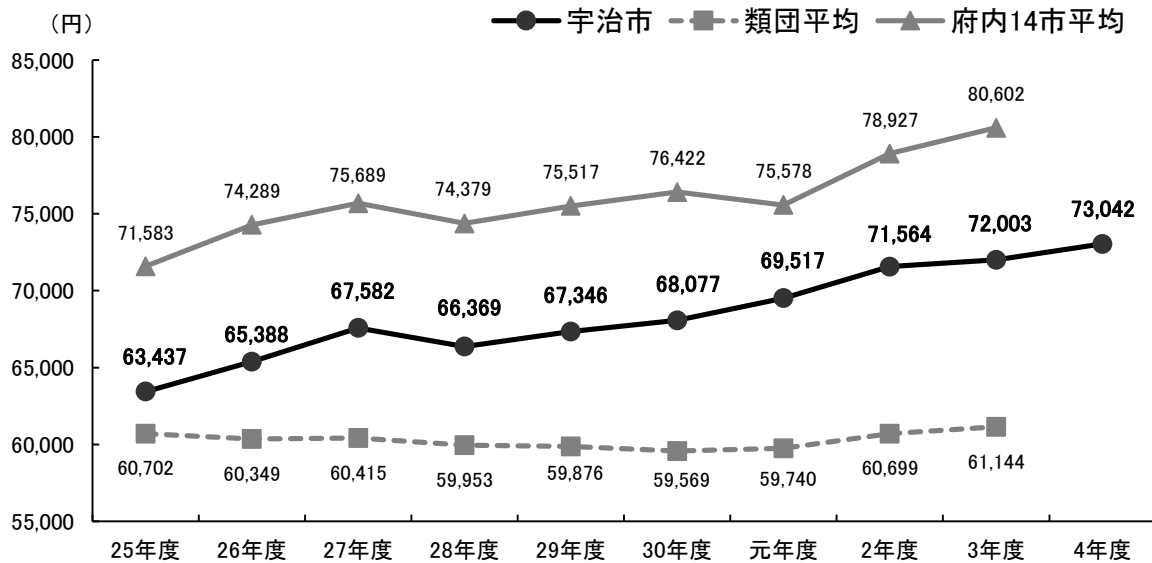
■ 人件費等の推移 ■



令和2年度の会計年度任用職員制度導入により、物件費のうち賃金は廃止され、人件費に計上されることとなりました。

退職金を除く人件費は、前年度から141百万円増の12,862百万円となり、人件費全体では、前年度から91百万円増の13,304百万円となりました。

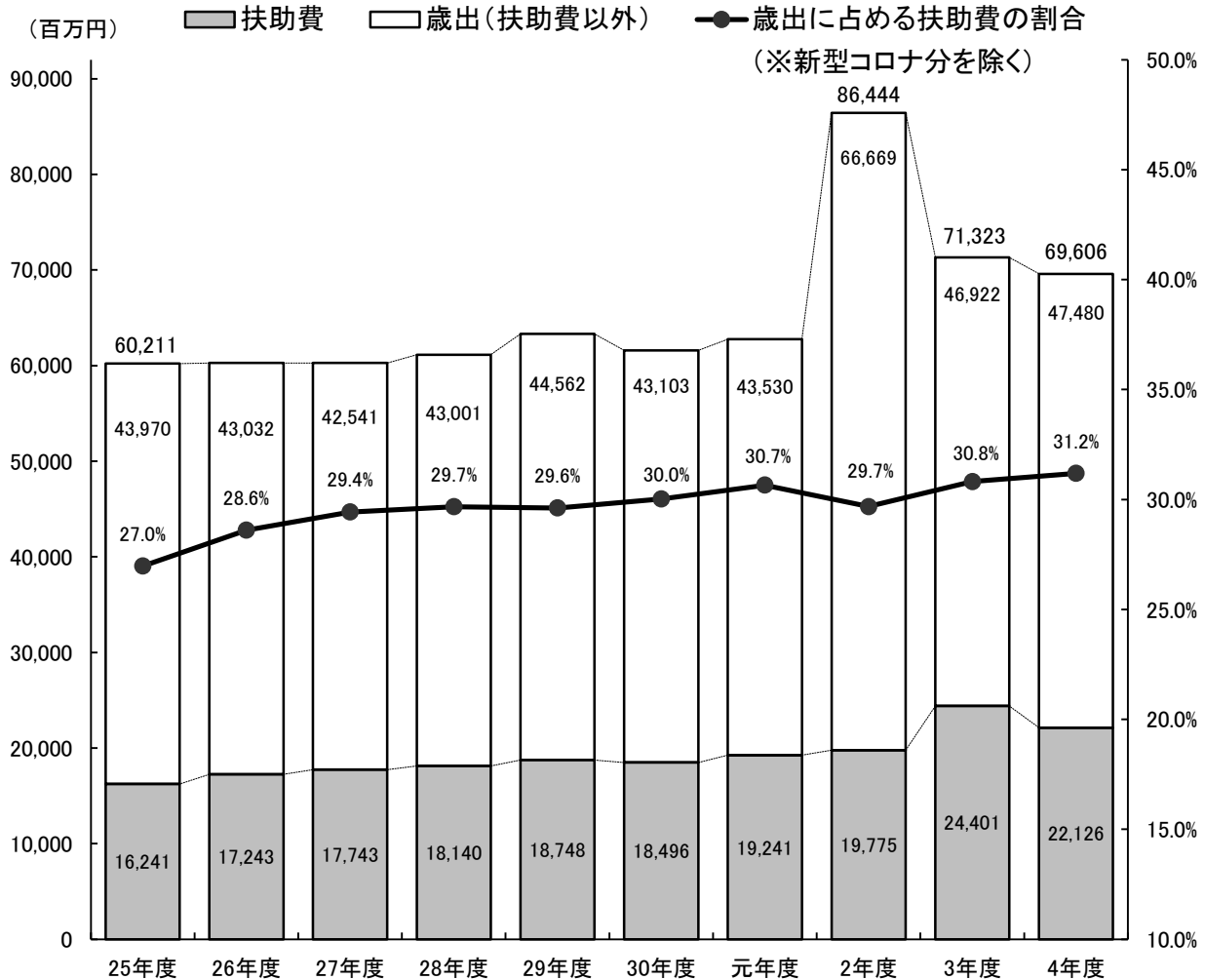
【市民一人あたりの人件費等の推移】 (府内14市平均および類団平均との比較)



7 扶助費

扶助費は、前年度の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費や住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費などの影響により、前年度から2,275百万円減の22,126百万円となった

■ 歳出と扶助費の推移 ■



扶助費は、前年度比9.3%減の22,126百万円となり、歳出に占める扶助費の割合は前年度から0.4ポイント増加し、31.2%となりました。

また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の対応策として実施した事業費を除くと、前年度から171百万円増の19,974百万円となりました。

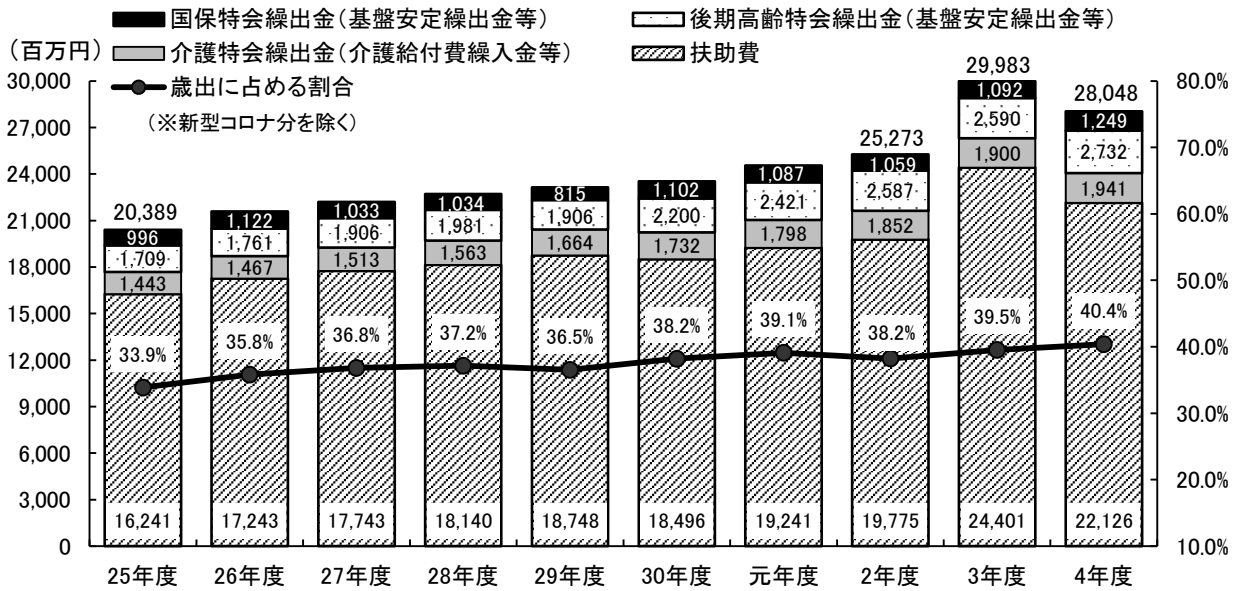
歳出に占める扶助費は、高い割合で推移しており、財政を硬直化させる大きな要因のひとつとなっています。

<扶助費>

社会保障制度の一環として、各種の法令(生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など)や市独自の制度に基づいて、障害者、高齢者、児童などへの福祉サービスの提供に直接必要な経費です。

※「新型コロナ分」とは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国・府支出金を活用して実施した事業費をいいます。

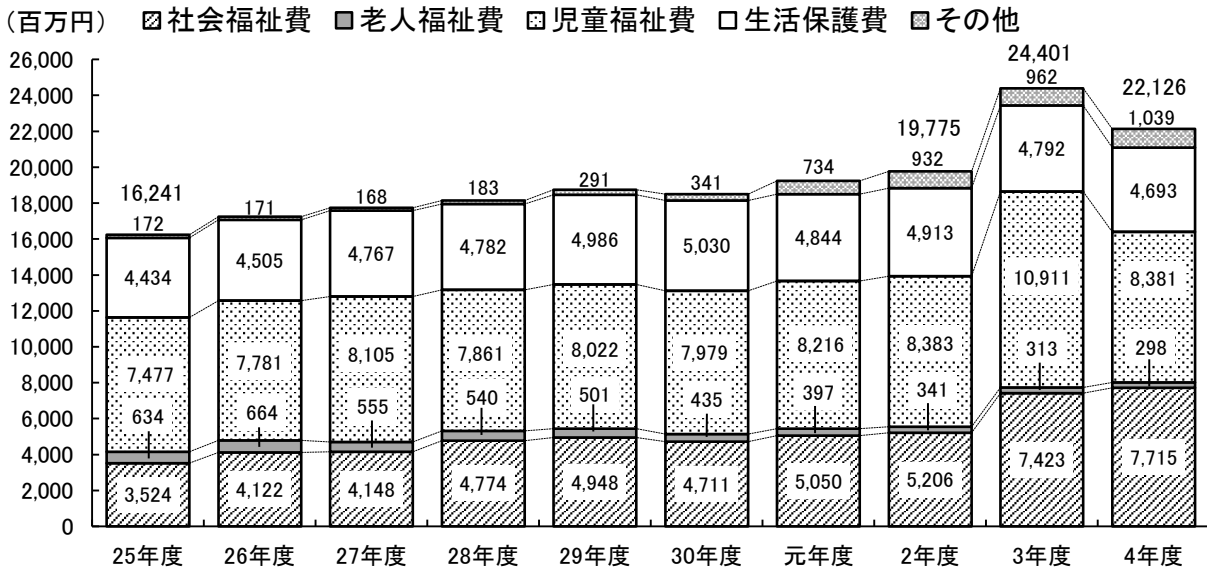
■ 扶助費と国保特会・介護特会・後期高齢特会繰出金の合計の推移 ■



平成25年度の20,389百万円に対し、令和4年度は約1.4倍の28,048百万円となりました。また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応策として実施した事業費を除くと、約1.3倍の25,896百万円となりました。

※「新型コロナ分」とは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国・府支出金を活用して実施した事業費をいいます。

■ 扶助費（目的別）の推移 ■



社会福祉費は、障害者介護給付費、障害者訓練等給付費、福祉医療費支給費などの社会福祉などのための経費であり、前年度比3.9%増の7,715百万円となりました。

また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の対応策として実施した事業費を除くと、前年度から469百万円増の5,919百万円となりました。

老人福祉費は、重度心身障害老人健康管理費、老人医療費支給費、老人保護措置費などの高齢者福祉のための経費であり、前年度比4.8%減の298百万円となりました。

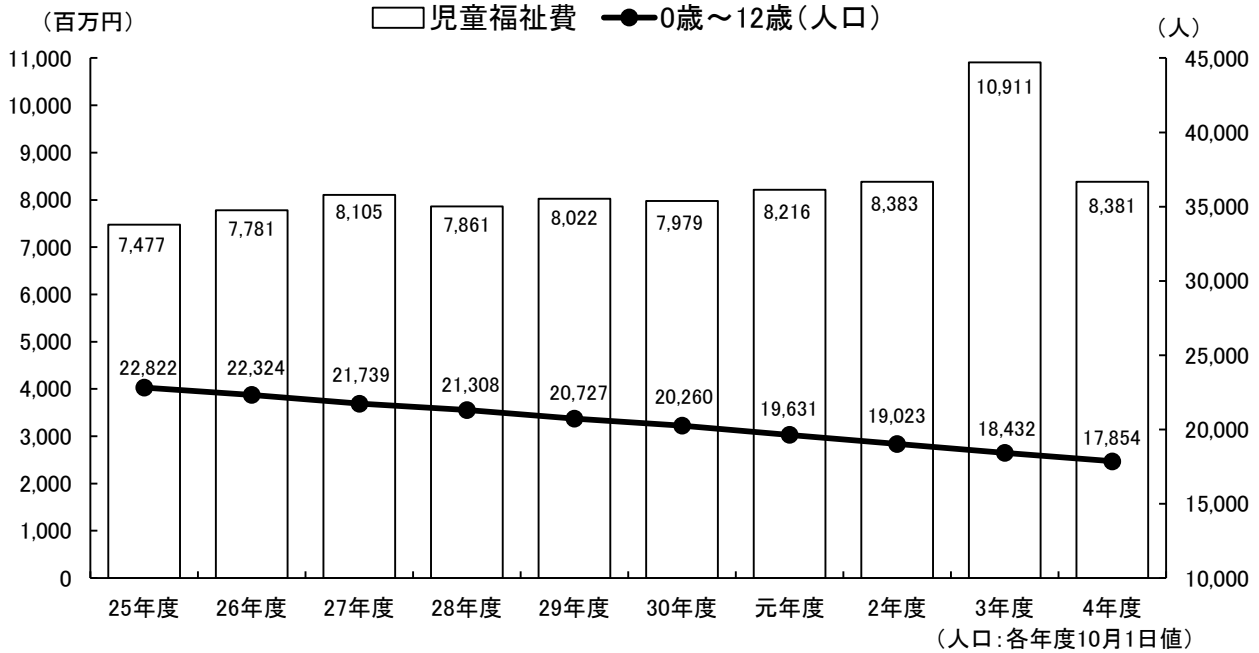
児童福祉費は、児童手当費、民間保育所等運営費、児童扶養手当費などの児童福祉のための経費であり、前年度比23.2%減の8,381百万円となりました。

また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の対応策として実施した事業費を除くと、前年度から139百万円減の8,147百万円となりました。

生活保護費は、生活扶助、住宅扶助、医療扶助などの生活保護のための経費であり、前年度比2.1%減の4,693百万円となりました。

児童福祉費

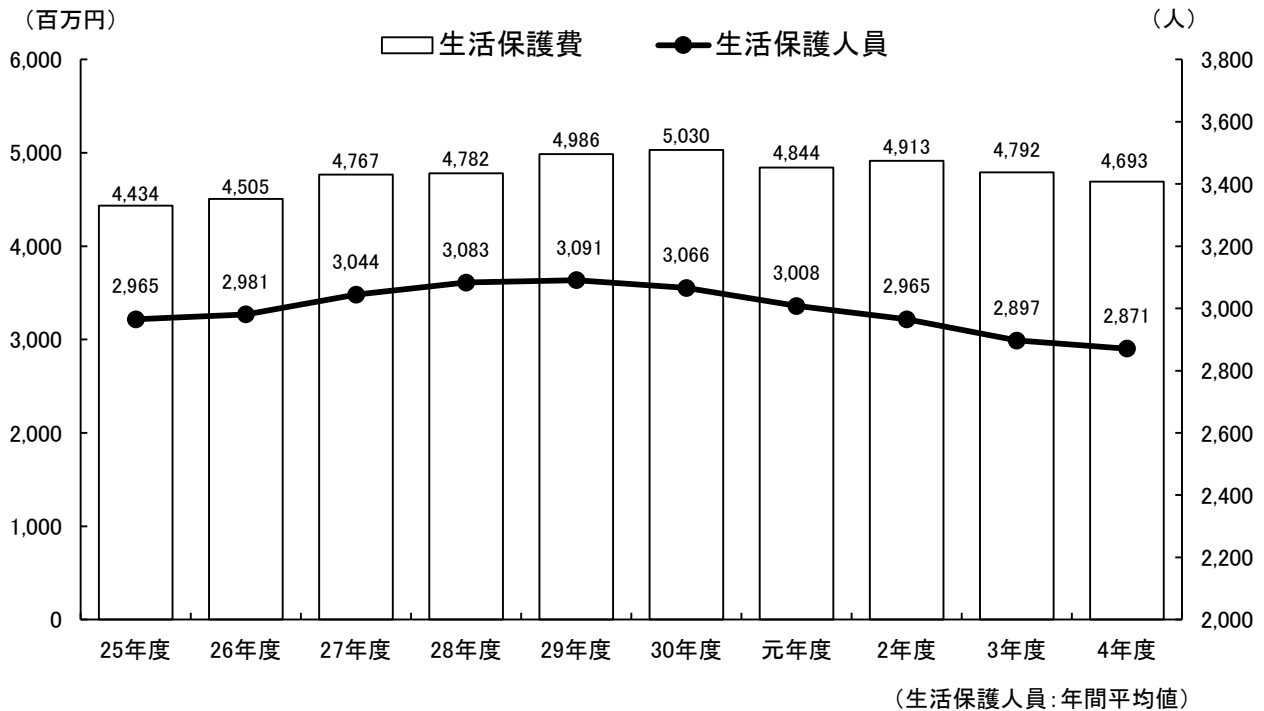
■ 児童福祉費および0歳～12歳の人口の推移 ■



0歳～12歳の人口は、平成20年度以降年々減少し続け、令和4年度は前年度から578人少ない17,854人となり、令和4年度の児童福祉費は、前年度の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費などの影響により、前年度比23.2%減の8,381百万円となりました。

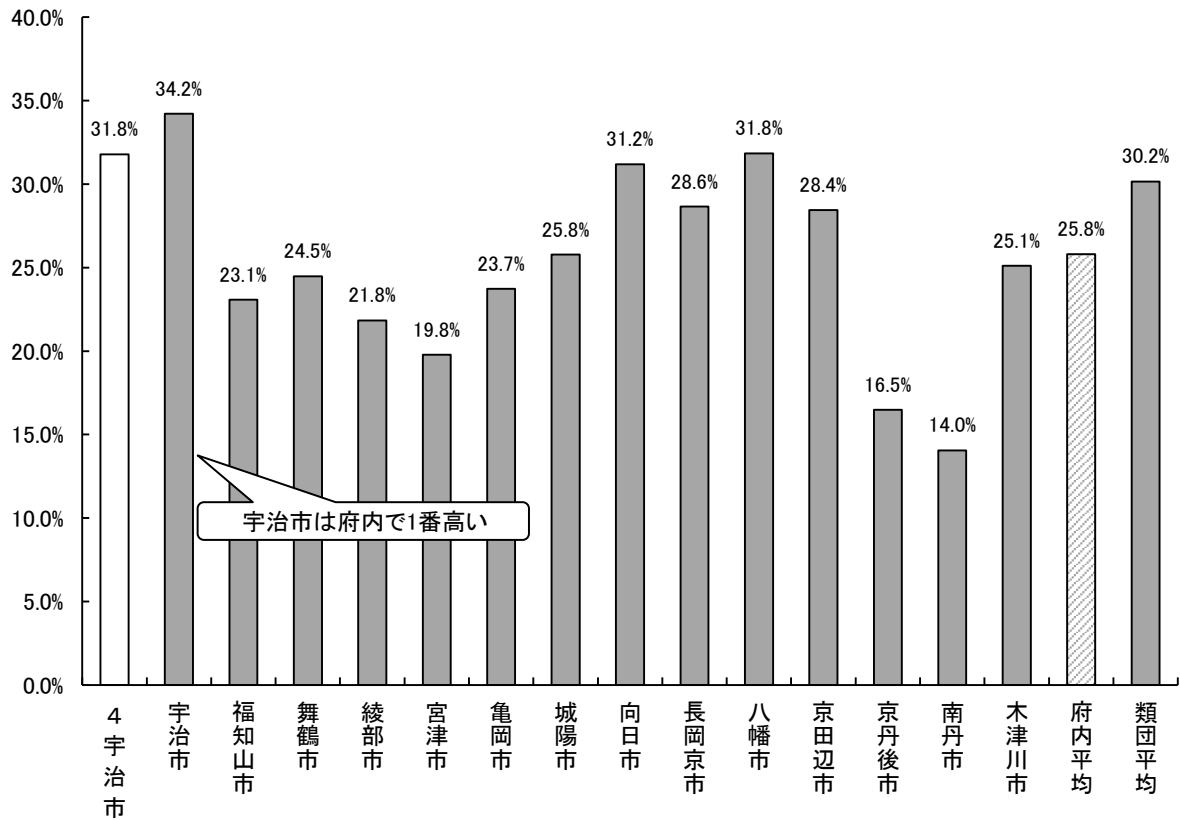
生活保護費

■ 生活保護費および生活保護人員の推移 ■

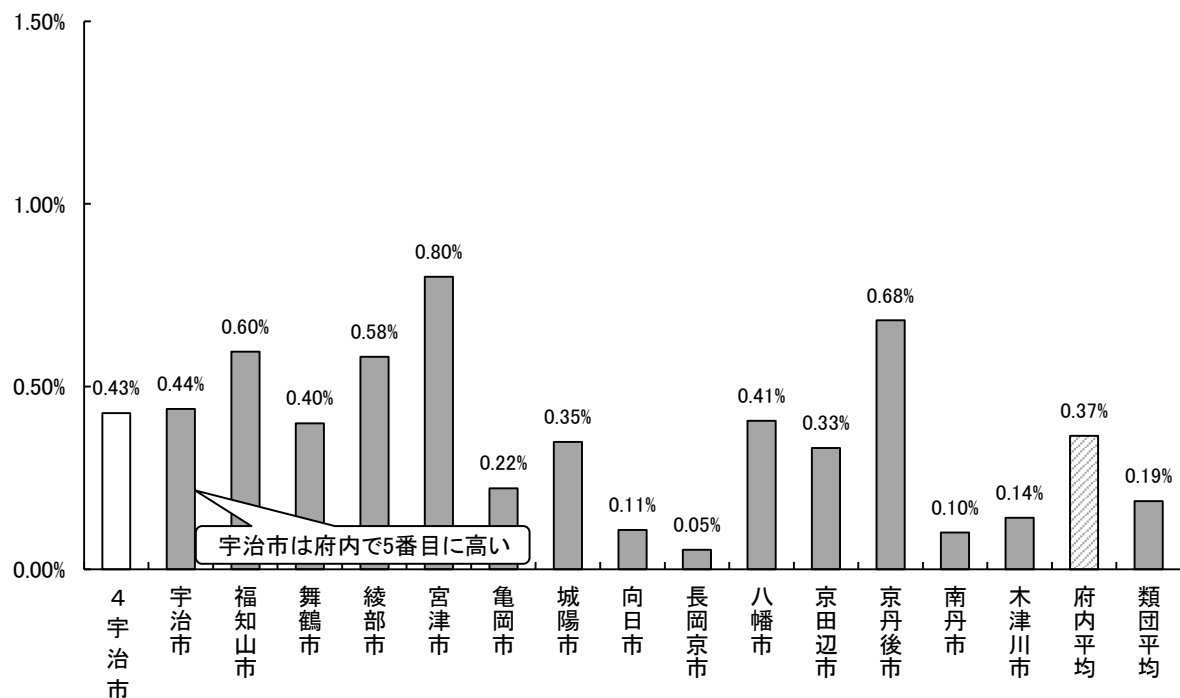


令和4年度の生活保護人員は2,871人となり、5年連続で減少しています。また、生活保護費は前年度から99百万円減の4,693百万円となりました。

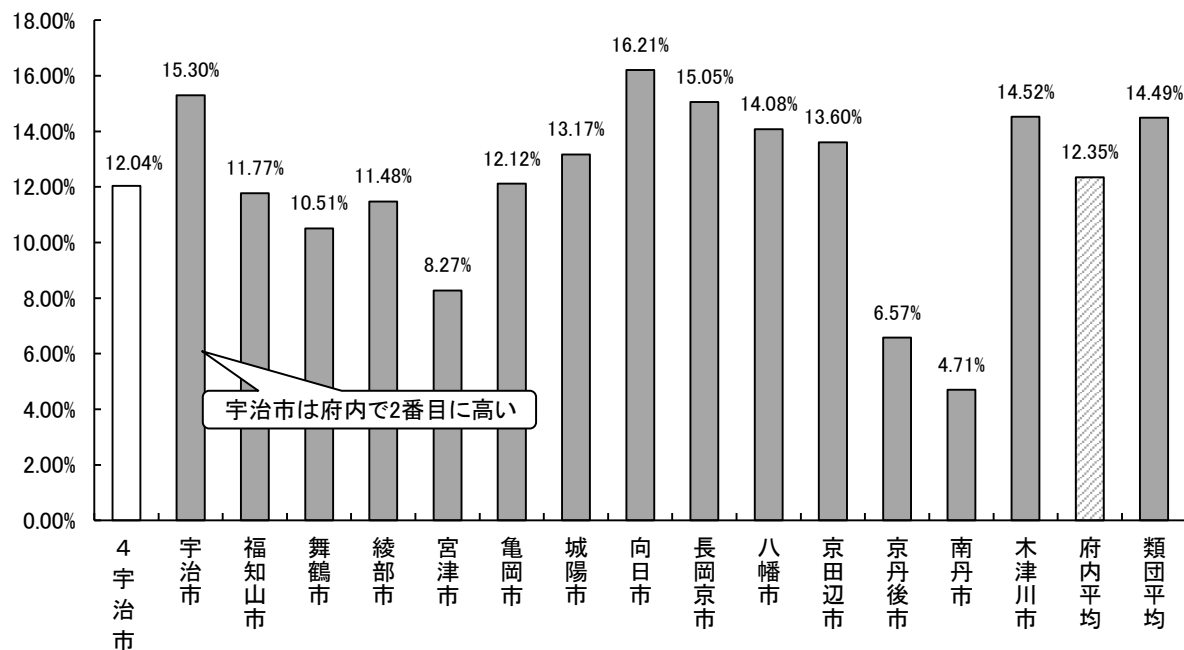
【令和3年度 歳出に占める扶助費の割合】
（府内14市および類団平均との比較）



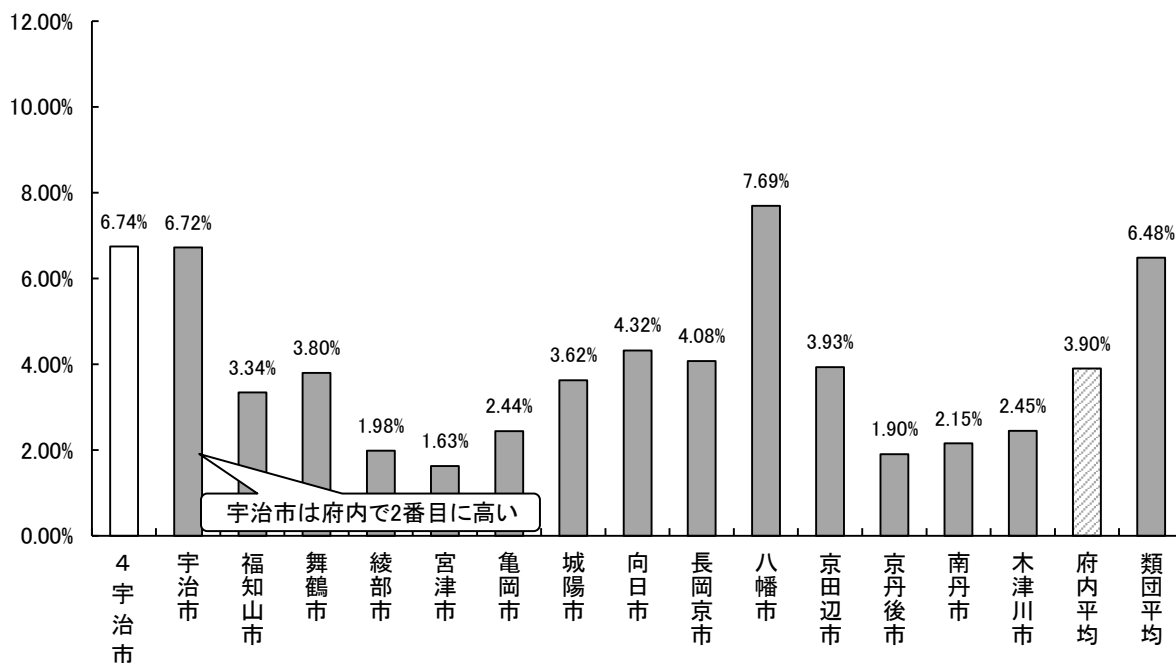
【令和3年度 歳出に占める扶助費のうち老人福祉費の割合】
（府内14市および類団平均との比較）



【令和3年度 歳出に占める扶助費のうち児童福祉費の割合】
（府内14市および類団平均との比較）



【令和3年度 歳出に占める扶助費のうち生活保護費の割合】
（府内14市および類団平均との比較）



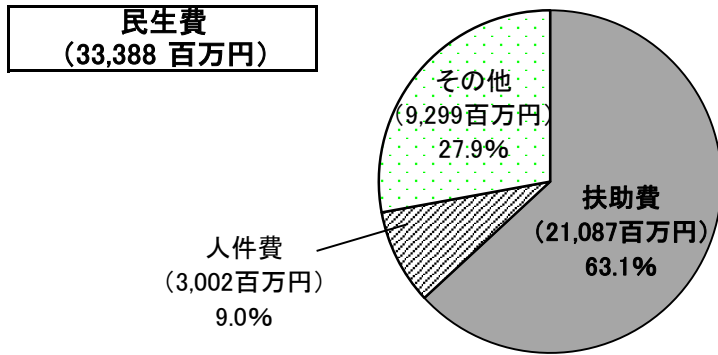
歳出に占める老人福祉費・児童福祉費・生活保護費の割合を、府内14市などと比較するとすべて高い水準となっており、今後も扶助費のあり方を検討していく必要があると考えられます。

< 扶助費と民生費 >

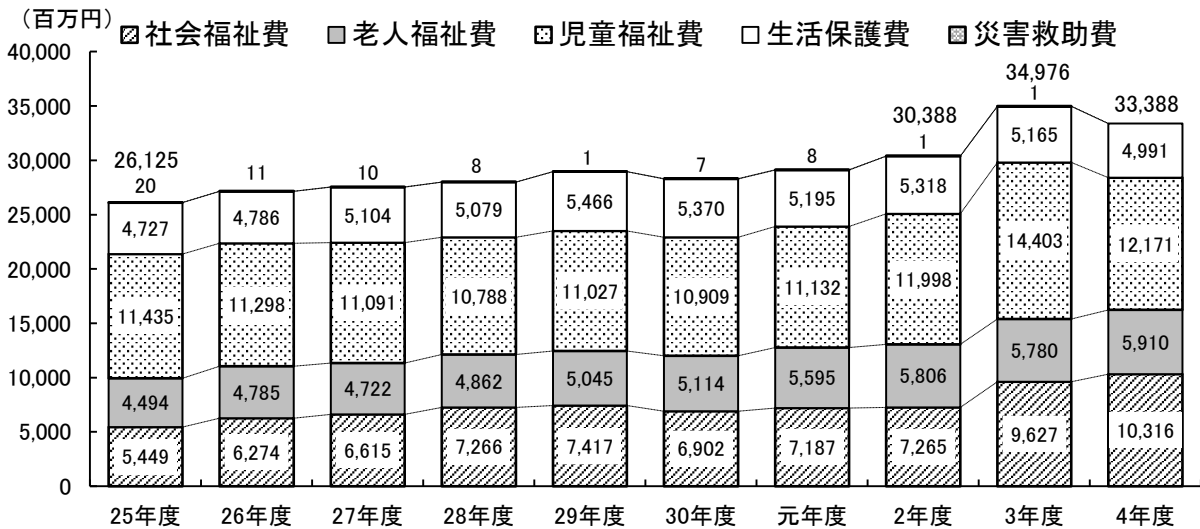
扶助費は、社会保障制度の一環として、各種法令や市独自の制度に基づいて行う福祉サービスの提供に直接必要な経費です。

民生費は、行政の目的別に分類した経費であり、社会福祉の充実を目的に使われた経費で、扶助費だけではなく、人件費や、保育所・地域福祉センターなどの福祉施設の整備や運営などの経費も含まれています。

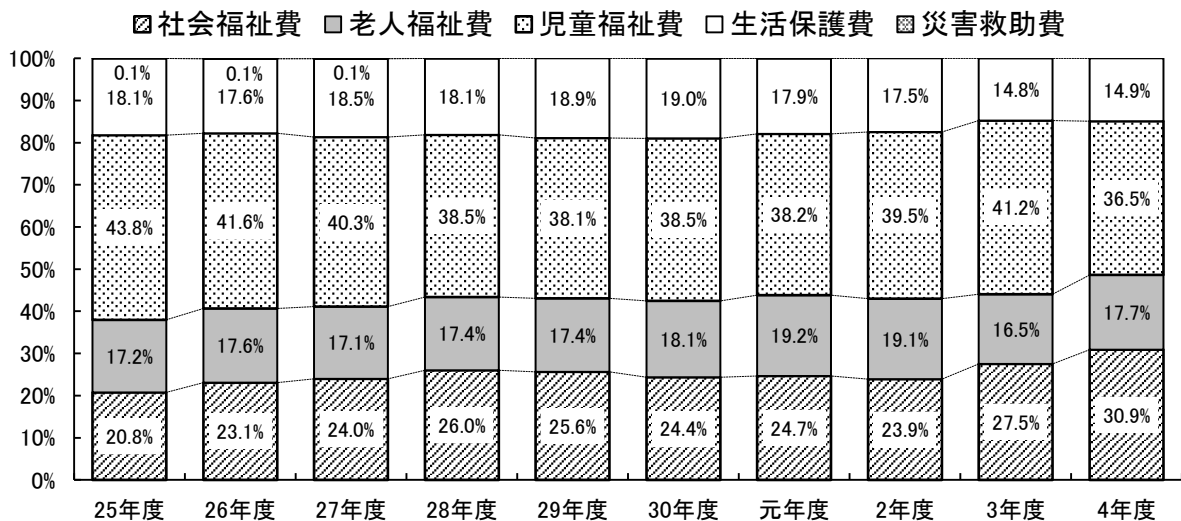
■ 令和4年度民生費に占める扶助費の割合 ■



■ 民生費（目的別）の推移 ■



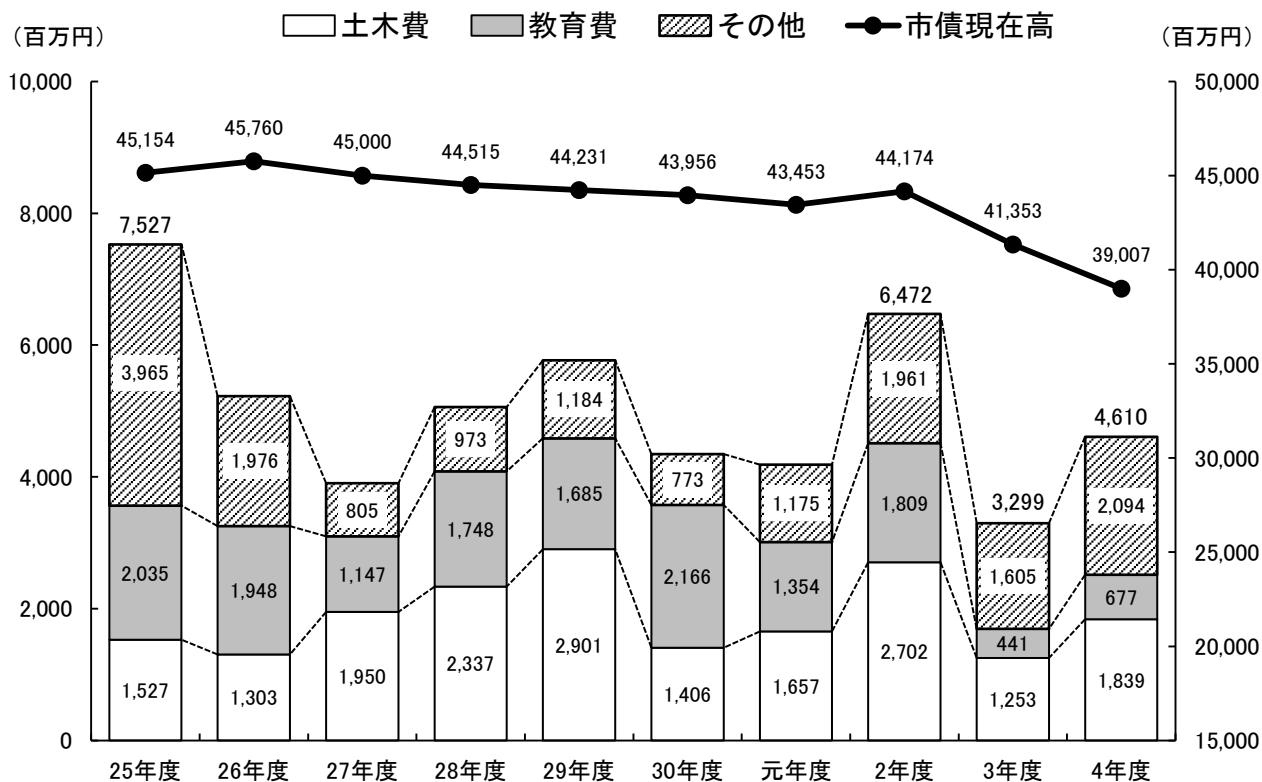
■ 民生費（目的別）に占める内訳の割合の推移 ■



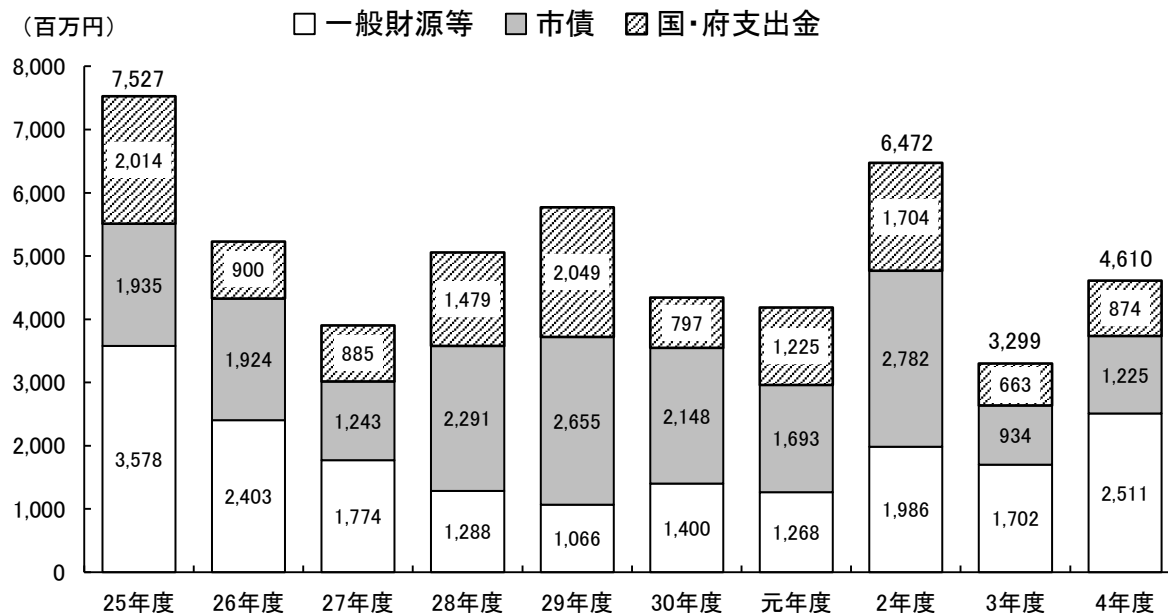
8 投資的経費

投資的経費は、ウトロ地区住環境改善事業やJR六地蔵駅の駅舎改築及び駅前広場整備などの影響により、前年度比39.7%増の4,610百万円となった
(4年度:4,610百万円、3年度:3,299百万円)

■ 投資的経費の推移 ■



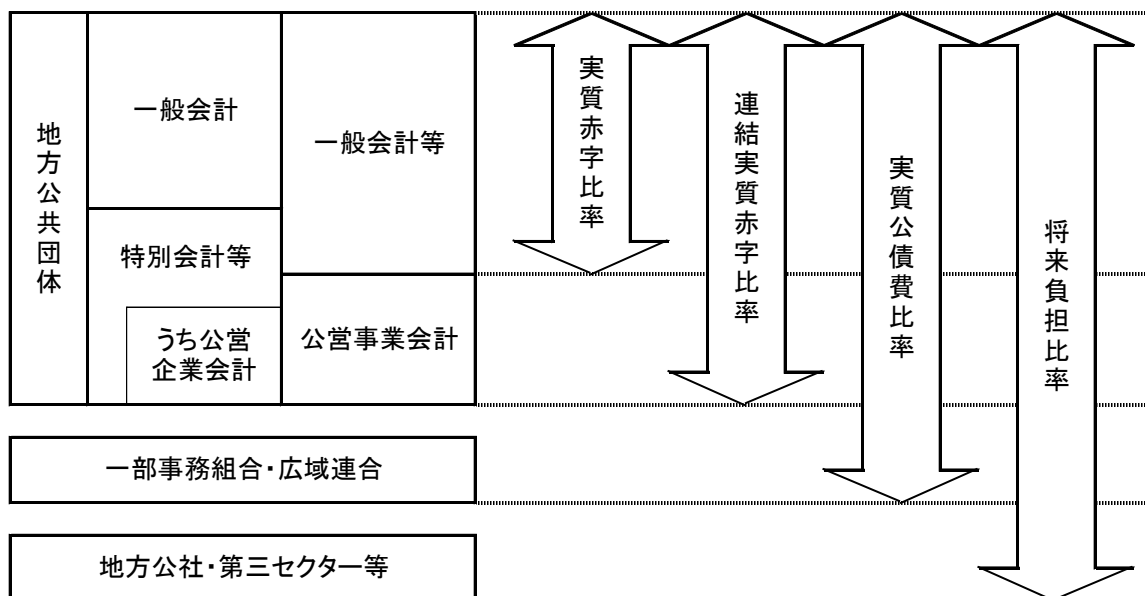
■ 投資的経費の財源内訳 ■



9 健全化判断比率（令和3年度）

- (1) 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため算定されなかった
- (2) 実質公債費比率については、0.0%となった
- (3) 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、算定されなかった

■ 健全化判断比率の対象となる会計の範囲 ■



<実質赤字比率>

一般会計等が黒字か赤字かを判断する指標です（一般会計等の赤字の標準財政規模に対する比率）。

<連結実質赤字比率>

一般会計だけでなく、国民健康保険や下水道、水道事業などすべての特別会計を対象として赤字を判断する指標です（全会計の赤字の標準財政規模に対する比率）。

<実質公債費比率>

市債の元利償還金等の一般会計等に対する負担を判断する指標です（一般会計等が、負担しなければならない元利償還金等の標準財政規模に対する比率）。

<将来負担比率>

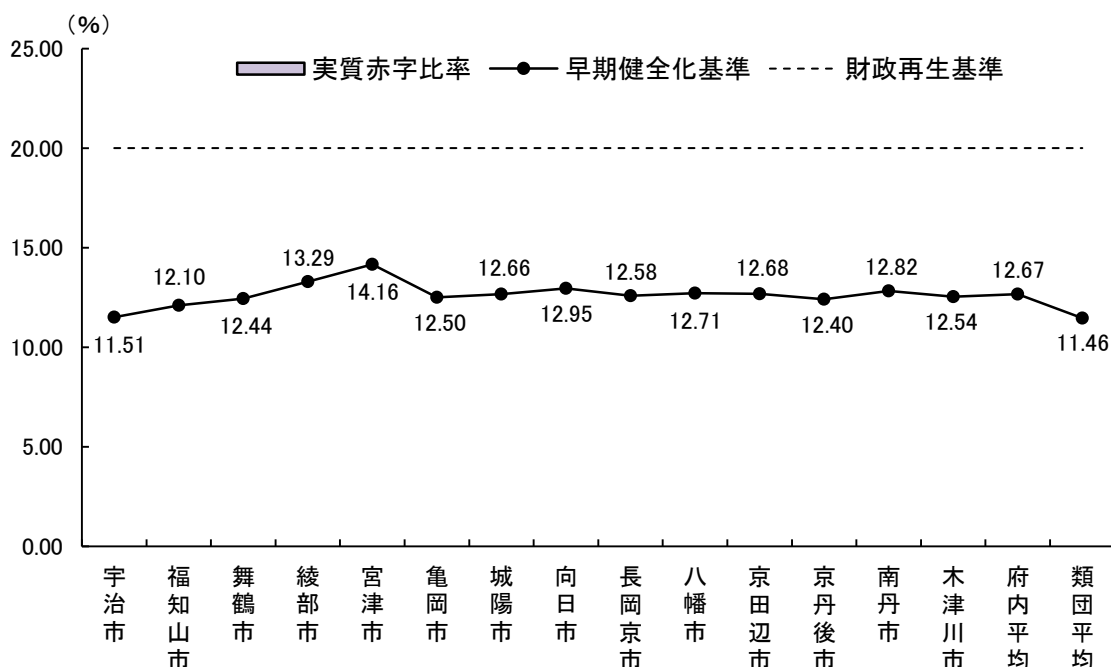
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の一般会計等に対する負担を判断する指標です（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）。

<早期健全化基準と財政再生基準>

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければなりません。

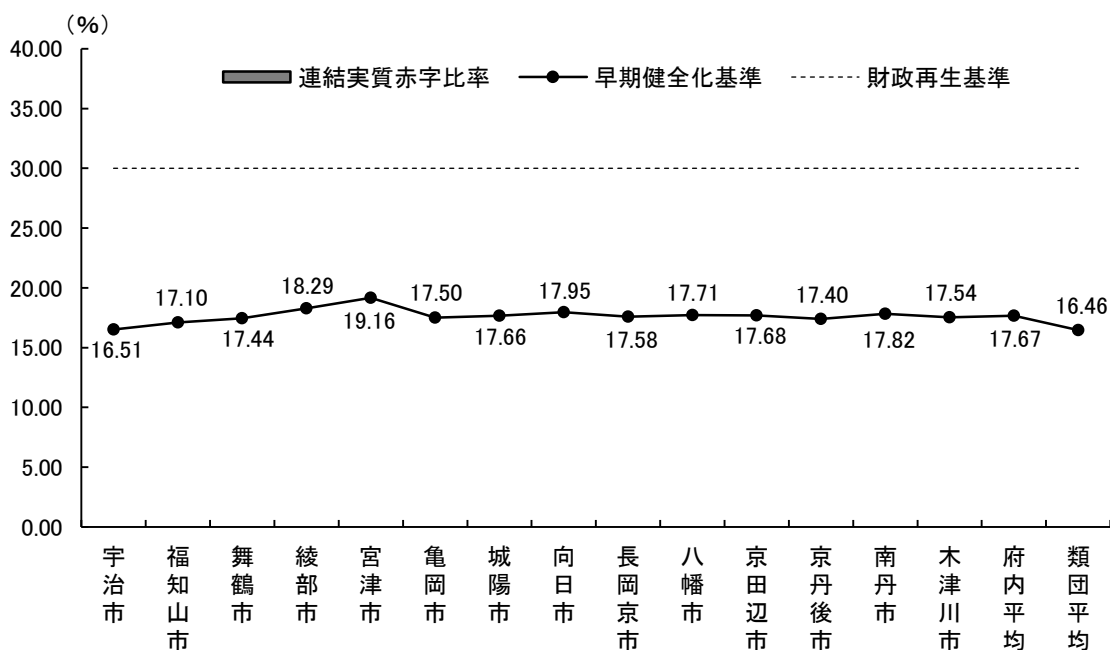
【令和3年度 実質赤字比率】（府内14市および類団平均との比較）



令和3年度の宇治市の早期健全化基準は11.51%となりましたが、黒字のため、実質赤字比率は算定されませんでした。

財政再生基準は、20%となっており、早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じ11.25%～15%となっています。

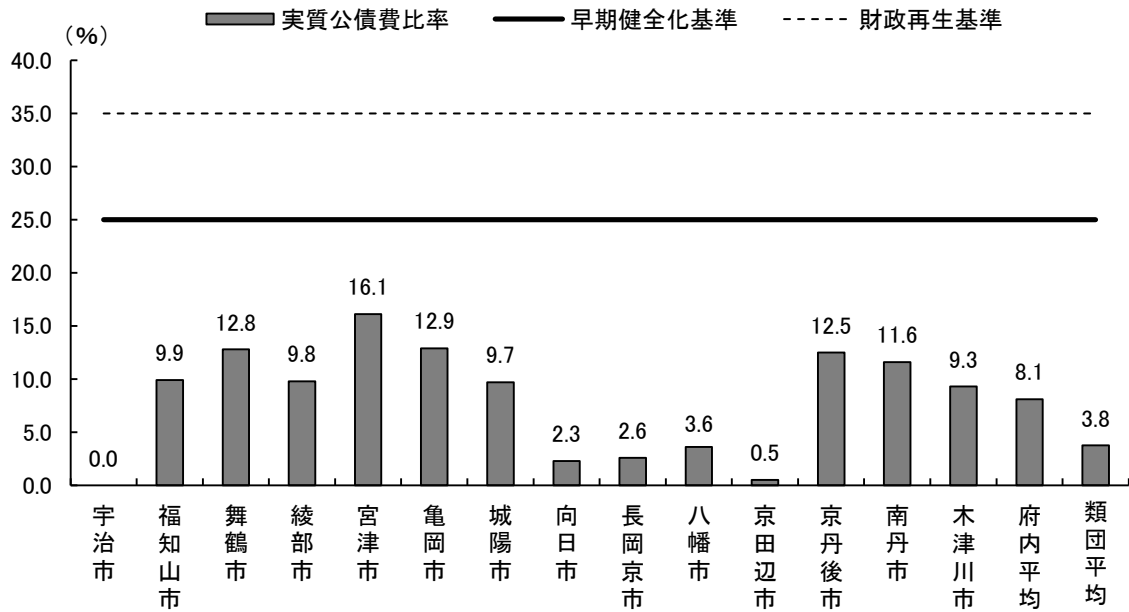
【令和3年度 連結実質赤字比率】（府内14市および類団平均との比較）



令和3年度の宇治市の早期健全化基準は16.51%となりましたが、黒字のため、連結実質赤字比率は算定されませんでした。

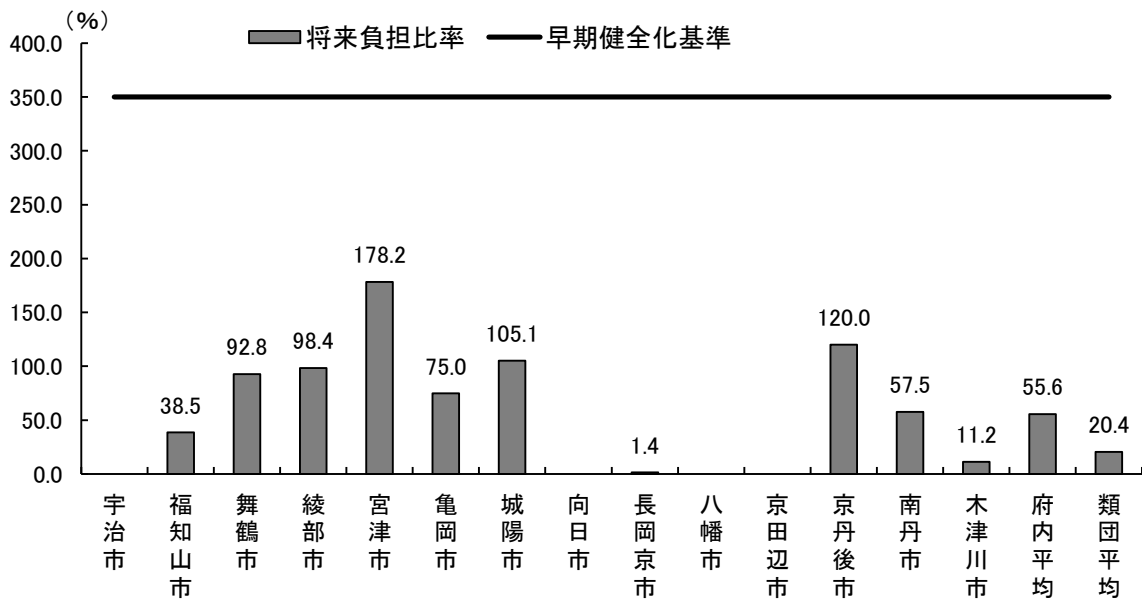
財政再生基準は、30%となっており、早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じ16.25%～20%となっています。

【令和3年度 実質公債費比率】（府内14市および類団平均との比較）



令和3年度の宇治市の実質公債費比率は0.0%となりました。
財政再生基準は、35%となっており、早期健全化基準については、25%となっています。

【令和3年度 将来負担比率】（府内14市および類団平均との比較）



令和3年度の宇治市の将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回り、算定されませんでした。

早期健全化基準は、350%となっています。
なお、将来負担比率には、財政再生基準の設定はありません。

(参考) 令和4年度 健全化判断比率等 (速報値)

令和4年度の健全化判断比率等については、あくまで速報値であり、関係機関による精査の結果、確定値と差異が生じる場合があります。

【健全化判断比率】

健全化判断比率	本市 数値	早期健全 化基準	財政再生 基準	説明
実質赤字比率	—	11.53%	20.00%	一般会計等が黒字か赤字を判断する指標(一般会計等の赤字の標準財政規模に対する比率)
連結実質赤字比率	—	16.53%	30.00%	一般会計だけでなく、国民健康保険や下水道、水道事業などすべての特別会計を対象として、赤字を判断する指標(全会計の赤字の標準財政規模に対する比率)
実質公債費比率	△0.4%	25.0%	35.0%	市債の元利償還金等の一般会計等に対する負担を判断する指標(一般会計等が、負担しなければならない元利償還金等の標準財政規模に対する比率)
将来負担比率	—	350.0%		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の一般会計等に対する負担を判断する指標(一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率)

※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため「—」で表示している。

※ 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、算定されなかったため「—」で表示している。

【資金不足比率】

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
公共下水道事業会計	—	20.0%

※ 資金不足比率は、各会計で不足額が生じていないため「—」で表示している。

宇治市の家計簿

普通会計の歳入・歳出決算額を1/10,000にして、一般家庭に例えると・・・

収入		710万円	【前年度比 14万円減】
給与などの収入		581万円 【前年度比 17万円減】	市の基本的な収入となる市税や譲与税、交付金、使用料、手数料、国府支出金などです。
預貯金の引き出し		3万円 【前年度比 1万円増】	基金からの取崩し額です。
親からの仕送り		94万円 【前年度比 3万円増】	一定の方法により算出した額で、歳入が歳出より少ないために国から交付される地方交付税です。
借り入れ	家・車購入のため	13万円 【前年度比 2万円増】	道路や河川の整備、市営住宅、小学校大規模改修などの費用の借金です。
	生活資金のため	8万円 【前年度比 5万円減】	国が配分する地方交付税の資金がないため、不足分を国と市で半分ずつ借金しています。
前年度からの繰越金		11万円 【前年度比 2万円増】	

支出		696万円	【前年度比 17万円減】
生活費など		315万円 【前年度比 2万円増】	光熱水費をはじめ、人件費や扶助費、維持補修費などです。
子どもの教育費など		172万円 【前年度比 20万円減】	教育費と、民生費のうちの児童福祉費です。
保険料・下水道費用		90万円 【前年度比 9万円増】	一般会計から特別会計(国民健康保険、介護保険)、水道・公共下水道事業会計への繰出金等です。
預貯金の積立		7万円 【前年度比 11万円減】	基金への積立額です。
家や車の購入		46万円 【前年度比 13万円増】	道路や河川の整備、市営住宅、施設等大規模改修などの費用です。
貸付金など		20万円 【前年度比 3万円減】	貸付事業(宇治市中小企業低利融資事業、土地開発公社への貸付金など)の費用です。毎年度末には返還されます。
ローンの返済		46万円 【前年度比 7万円減】	これまで借金した分の元利金払いです。

預貯金と借金の状況		
預貯金残高	115万円 【前年度比 4万円増】	年度末の基金現在高です。
借金残高	390万円 【前年度比 24万円減】	年度末の市債現在高です。

特別職報酬等審議会
令和5年度 資料集

目次

項目	開始 ページ
○ 令和4年度答申書	1
○ 令和4年度答申に際しての意見具申	3
○ 令和5年人事院給与勧告の骨子	6
○ 一般職員の給与改定率等及び国公指定職俸給表の推移	8
○ 特別職の給料月額及び議員の報酬額並びに特別職の退職手当額の推移	9
○ 特別職と一般職最高者との給与月額比較及び年間給与額の推移	10
○ 議員の年間報酬額の推移	10
○ 市議会の本会議及び各委員会の開催状況	11
○ 消費者物価指数及び財政指数に係る用語解説	12
○ 歳入歳出決算額調 普通会計及び一般会計(平成30年度～令和4年度比較)	13
○ 健全化判断比率等について	15
○ 類似団体の各市の財政状況(令和3年度普通会計決算)その1～4	17
○ 府内の各市の財政状況(令和3年度普通会計決算)その1～2	21
○ 類似団体の各市の状況(特別職及び議員)	23
○ 府内の各市の状況(特別職及び議員)	29
○ 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数)	31
○ 類似団体の主要項目の順位(ラスパイレス指数、財政力指数、経常収支比率)	32
○ 類似団体の主要項目の順位(個人市民税について)	33
○ 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額)	34
○ 類似団体の主要項目の順位(市長の4年任期内収入)	35
○ 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入)	37
○ 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入)	39
○ 地方自治法の一部を改正する法律の概要<議会関連部分>	41
○ 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について	42
○ 宇治市附属機関設置条例(抜粋)	43
○ 宇治市特別職報酬等審議会規則	44
○ 地方自治法(抜粋)	45
○ 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋)	46
○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋)	48
○ 宇治市議会基本条例(抜粋)	50
○ 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(抜粋)	56

令和4年12月1日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市特別職報酬等審議会
会長 小長谷 敦子



宇治市議会議員の議員報酬の額並びに宇治市長、
副市長及び教育長の給料の額について（答申）

令和4年9月6日付4宇市人第539号にて諮問を受けた標記の件について、
審議を重ね慎重に検討しました結果、全委員の一致をもって下記の額が妥当と
の結論に達しましたので、ここに答申をいたします。

記

区 分	報酬等月額（円）
議長	635,000
副議長	585,000
議員	535,000
市長	1,075,000
副市長	895,000
教育長	785,000

※上記の額は、それぞれの報酬又は給料を定める
条例の本則の額と同額です。

審議経過等について

本審議会は、市議会議員、市長、副市長及び教育長（以下「市議会議員及び特別職」という。）の職務と職責、他都市の状況、一般職の給与の動向等を総合的に考慮するという基本的な考え方にに基づき、審議にあっております。その上で、本年におきましても、本市の財政状況や今後の見通し、府内各市及び類似団体等における財政指標等の状況や任期内収入を見据え、さらに、これまでの市議会議員の議員報酬の額並びに特別職の給料の額の改定状況や、今後の市政運営の方向性などの各種の関係資料等を基に検討し、厳正かつ公正な見地から議論を重ね、この度、一定の結論に至りました。

市議会議員及び特別職は、ますます複雑多様化する市民ニーズに迅速な対応が求められ、限られた財源の中で、質の高い政策や市民サービスを実行することにより、安全・安心なまちづくりはもとより、より豊かな地域社会や満足度の高い市政運営が求められるなどの重責を負われているところです。

そうした中、市議会議員及び特別職の報酬等の額は、類似団体等と比較しても概ね適正な水準であること、本年の人事院勧告では国の指定職の給料の改定が行われないこと等から、報酬等を積極的に改定するような環境にないと考えているところです。

このような検討の結果、市議会議員の議員報酬の額並びに特別職の給料の額は、据え置くことが妥当であると判断いたしました。

特別職が、平成30年4月から条例本則の月額より、市長10%、副市長8%、教育長7%の給料減額措置を実施されていることにつきましては、市の財政状況が厳しい中で市長等が率先垂範して身を切る姿勢を示されていると受け止めています。しかしながら、本審議会の意義を鑑みると、答申に基づいた条例本則の月額を支給することが望ましいと考えます。この機会に本来あるべき水準への回復の検討をするべきと判断します。

終わりに、新型コロナウイルス感染症や物価上昇等が市民生活に大きな影響を与える中であって、市議会議員及び特別職の職務や職責は、さらに重要性を増しているところであります。今後もより一層職務に精励され、経費削減のための内部改革に取り組まれますとともに、人口減少社会においても持続的に発展する魅力あるまちづくりを進められることを期待いたします。

令和4年12月1日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市特別職報酬等審議会
会長 小長谷 敦子



答申に際しての意見具申

宇治市特別職報酬等審議会において、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額と併せて、諸手当も含めた年間の収入及び任期内の総収入の面から検討しました結果、全委員の一致をもって下記のとおり結論となりましたので、意見具申をいたします。

記

令和4年度以降に支給する期末手当について

市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当については、本年の人事院勧告等を踏まえ、年間3.3月分が妥当と考えるところです。

※ 本年の答申と本意見具申を踏まえた改定を行った場合、諸手当（期末手当及び退職手当）も含めた年間の総収入及び任期内の総収入は以下の通りとなります。（市長、副市長及び教育長については、市長10%、副市長8%、教育長7%の給料月額削減措置があるものとして算定しています。）

A 年間の総収入（報酬(又は給料)月額×12月+期末手当)

区分	改定後	現行	差額
議長	10,344,150	10,302,874	+41,276
副議長	9,529,650	9,491,624	+38,026
議員	8,715,150	8,680,374	+34,776
市長	16,221,750	16,151,874	+69,876
副市長	13,720,350	13,662,174	+58,176
教育長	12,128,250	12,077,224	+51,026

B 任期内の総収入（A×任期+退職手当(市長・副市長・教育長のみ)）

区分	任期	改定後	現行	差額
議長	4年	41,376,600	41,211,496	+165,104
副議長		38,118,600	37,966,496	+152,104
議員		34,860,600	34,721,496	+139,104
市長		81,657,000	81,377,496	+279,504
副市長		64,905,400	64,672,696	+232,704
教育長	3年	41,683,500	41,530,422	+153,078

C 任期1年あたりの総収入（B÷任期）

区分	改定後	現行	差額
議長	10,344,150	10,302,874	+41,276
副議長	9,529,650	9,491,624	+38,026
議員	8,715,150	8,680,374	+34,776
市長	20,414,250	20,344,374	+69,876
副市長	16,226,350	16,168,174	+58,176
教育長	13,894,500	13,843,474	+51,026

審議経過等について

本審議会におきまして、報酬等の月額のみならず、諸手当も含めた年収及び任期内総収入という観点において、市議会議員、市長、副市長及び教育長（以下「市議会議員及び特別職」という。）に支給する諸手当につきましても、慎重に検討いたしました。その際、人事院勧告や京都府の人事委員会勧告を参考に、類似団体との比較などを行い、議論をいたしました。

審議にあたっては、人事院勧告等において示される方向性はひとつの基準としつつ、本市の財政状況や今後の市政運営の見通し等を踏まえた検討を行ったところです。

本市の財政状況としては、地方消費税交付金の増加や国補正予算に伴う地方交付税の追加交付などにより、単年度収支については4年連続の黒字となり、令和3年度決算における経常収支比率は、前年度から4.1ポイント改善した92.0%となりました。更なる健全な財政運営に取り組まれることを期待いたします。

議論の中では、将来に向けた必要な投資の全体像がわかりづらい、また大規模な投資を行った施策の効果も未だ現れていない、などの意見もあったものの、第6次総合計画のスタートとともに、市民協働によるまちづくりの推進、新型コロナウイルス感染症対策や子育て支援施策などの行政施策を実施するための積極的な予算措置を図る等、市民ニーズに応じた行財政運営に努められており、現段階ではこれまでどおり人事院勧告等を踏まえた改定を行うことが適当であると考えます。

人事院勧告では、国の指定職について、勤勉手当の支給割合を0.05月引き上げて、年間3.3月とする勧告がなされました。上記の議論の結果を踏まえるとともに、これまでの改定状況を考慮して、市議会議員及び特別職の期末手当につきましても年間3.3月に改定し、実施時期につきましても令和4年度からの実施が適当であると判断します。

本年の給与勧告のポイント ~過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ~

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

2 給与改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定[内訳:俸給 3,431円 はね返し分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])

- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225 月	1.225 月
以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月

※事務局追記(令和5年人事院勧告本文の内容及び作成)
(指定職俸給表適用職員の場合の支給月数)

現行 3.3月 → 令和5年勧 3.4月

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	0.625月(支給済)	0.675月(現行0.625月)
勤勉手当	1.025月(支給済)	1.075月(現行1.025月)
6年度 期末手当	0.65月	0.65月
以降 勤勉手当	1.05月	1.05月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給(行政職俸給表(一)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)

【別添】給与制度のアップデート 概要

公務員人事管理に関する報告の中で記述

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和

様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

1

人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

① 新規卒卒者、若手・中堅職員の処遇

- ・ 新卒初任給の引上げ
- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

② 民間人材等の処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2

組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

① 役割や活躍に応じた処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)

② 円滑な配置等への対応

- ・ 地域手当の大きくくり化
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3

働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討

一般職員の給与改定率等の推移

年度	給与改定率			宇治市	
	国家公務員(%)	人事院勧告率(%)	宇治市職員(%)	ラスパイレス指数	職員定昇率(%)
R4	0.3	0.3	0.3	101.7	1.7
R3	-	-	-	101.4	1.7
R2	-	-	-	101.6	1.7
R元	0.10	0.09	0.1	102.1	1.8

国公指定職俸給表の推移

号俸	H24年度以降 俸給月額	H27年度以降 俸給月額※1	H27年度以降 俸給月額※2	官職
1	720,000	705,000	706,000	三号俸以下に掲げる官職以外の官職(一号俸又は二号俸のうち、官職ごとに指令で定める号俸)
2	776,000	760,000	761,000	三号俸以下に掲げる官職以外の官職(一号俸又は二号俸のうち、官職ごとに指令で定める号俸)
3	834,000	817,000	818,000	外局の次長(国家行政組織法第十八条第三項の規定によるものをいう。)、試験所、研究所、病院又は療養所の長(前三項に掲げるものを除く。)、その他の官職で、指令で定めるもの
4	912,000	894,000	895,000	内部部局(国家行政組織法第七条第一項の官房及び局をいう。)、の長、試験所、研究所、病院又は療養所の長(前二項に掲げるものを除く。)、その他の官職で、指令で定めるもの
5	984,000	964,000	965,000	試験所、研究所、病院又は療養所の長(前項に掲げるものを除く。)、その他の官職で、指令で定めるもの
6	1,055,000	1,034,000	1,035,000	外局(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第三項の庁をいう。以下同じ。)、の長官、会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、省名審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、原子力規制庁長官、経済社会総合研究所長
7	1,129,000	1,106,000	1,107,000	警視總監、国税庁長官、海上保安庁長官
8	1,198,000	1,174,000	1,175,000	事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官、最高裁判所事務総長

※1 H26人事院勧告でH27年度4月以降の改定として勧告されたもの

※2 H27人事院勧告でH27年度4月に遡及して改定を勧告されたもの

特別職の給料月額推移

	市長		副市長		教育長		
	支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)	
現在	H21.12.1	1,075,000	3.9	895,000	4.1	785,000	4.0
	H15.12.1	1,035,000	△ 3.3	860,000	△ 3.4	755,000	△ 3.2
	H15.1.1	1,070,000	△ 3.6	890,000	△ 3.3	780,000	△ 3.7

※H21.12～特別職地域手当廃止。1万円を減額。

※H29.2～特別職一律5%減額。※H30.4～市長10%、副市長8%、教育長7%減額。

議員の報酬額推移

	議長		副議長		議員		
	支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)	
現在	H15.12.1	635,000	△ 2.3	585,000	△ 2.5	535,000	△ 2.7
	H15.1.1	650,000	△ 3.0	600,000	△ 3.2	550,000	△ 3.5
	H9.12.1	670,000	3.1	620,000	3.3	570,000	3.6

特別職の退職手当額推移

	市長		副市長		教育長		
	給料月額(円)	支給割合(月)	給料月額(円)	支給割合(月)	給料月額(円)	支給割合(月)	
	退職手当額(円)	伸び率(%)	退職手当額(円)	伸び率(%)	退職手当額(円)	伸び率(%)	
現在	H29.10.12	1,075,000	390/100	895,000	280/100	785,000	225/100
		16,770,000	0.0	10,024,000	0.0	5,298,750	△ 25.0
H29.2.1		1,075,000	390/100	895,000	280/100	785,000	225/100
		16,770,000	0.9	10,024,000	1.1	7,065,000	1.3
H23.4.1		1,065,000	390/100	885,000	280/100	775,000	225/100
		16,614,000	△ 13.3	9,912,000	△ 17.6	6,975,000	△ 21.1
H21.12.1		1,065,000	450/100	885,000	340/100	775,000	285/100
		19,170,000	2.9	12,036,000	2.9	8,835,000	2.6
H19.1.1		1,035,000	450/100	860,000	340/100	755,000	285/100
		18,630,000	0.0	11,696,000	△ 10.5	8,607,000	△ 8.1
H15.12.1		1,035,000	450/100	860,000	380/100	755,000	310/100
		18,630,000	△ 3.3	13,072,000	△ 3.4	9,362,000	△ 3.2

特別職と一般職最高者との給与月額比較

(円)	市長	副市長	教育長	一般職最高者
合計	1,075,000	895,000	785,000	599,169
給料	1,075,000	895,000	785,000	461,525
地域手当	-	-	-	35,244
管理職手当	-	-	-	102,400

特別職と一般職最高者の年間給与額の推移

(円)	市長	副市長	教育長	一般職最高者
R5年度 計(見込)	16,221,750	13,720,350	12,128,250	10,172,540
給与(12ヶ月)	11,610,000	9,880,800	8,760,600	7,190,028
期末手当	4,611,750	3,839,550	3,367,650	2,982,512
R4年度 計	16,221,750	13,720,350	12,128,250	10,221,573
給与(12ヶ月)	11,610,000	9,880,800	8,760,600	7,211,844
期末手当	4,611,750	3,839,550	3,367,650	3,009,729
R3年度 計	16,151,874	13,662,174	12,077,224	10,228,298
給与(12ヶ月)	11,610,000	9,880,800	8,760,600	7,288,200
期末手当	4,541,874	3,781,374	3,316,624	2,940,098

※期末手当支給割合はR3年度において6月1.675月、12月1.575月(合計3.25月)、R4年度において6月1.65月、12月1.65月(合計3.3月)、R5年度(見込)において6月1.65月、12月1.65月(合計3.3月)であり、それぞれ円未満端数切捨後の支給額を合計している。

議員の年間報酬額の推移

(円)	議長	副議長	議員
R5年度 計(見込)	10,344,150	9,529,650	8,715,150
報酬(12ヶ月)	7,620,000	7,020,000	6,420,000
期末手当	2,724,150	2,509,650	2,295,150
R4年度 計	10,344,150	9,529,650	8,715,150
報酬(12ヶ月)	7,620,000	7,020,000	6,420,000
期末手当	2,724,150	2,509,650	2,295,150
R3年度 計	10,302,874	9,491,624	8,680,374
報酬(12ヶ月)	7,620,000	7,020,000	6,420,000
期末手当	2,682,874	2,471,624	2,260,374

※期末手当支給割合はR3年度において6月1.675月、12月1.575月(合計3.25月)、R4年度において6月1.65月、12月1.65月(合計3.3月)、R5年度(見込)において6月1.65月、12月1.65月(合計3.3月)であり、それぞれ円未満端数切捨後の支給額を合計している。

市議会の本会議及び各委員会の開催状況

		H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
本会議の会議日数 ()内は会期日数	3月	8	8	8	7	7
		(38)	(37)	(40)	(37)	(38)
	6月	7	7	6	6	6
		(27)	(27)	(23)	(23)	(23)
	9月	7	7	7	6	6
		(29)	(24)	(28)	(27)	(28)
	12月	7	7	8	7	7
		(24)	(23)	(31)	(25)	(25)
	臨時会	なし	1	3	1	なし
			(2)	(3)	(1)	
計	29	30	32	27	26	
	(118)	(113)	(125)	(113)	(114)	
常任委員会の開催回数	総務	10	11	12	12	11
	産業人権環境	10	10	13	15	11
	建設水道	19	12	12	15	13
	文教福祉	21	13	20	20	15
特別委員会 ()内は所属回数	予算	9	8	8	10	8
		(16)	(15)	(17)	(16)	(16)
	決算	8	8	8	8	8
		(13)	(12)	(17)	(12)	(11)

消費者物価指数 消費者物価指数は、全国の世帯が購入する各種の商品(財やサービス)の価格の平均的な変動を測定したもの。すなわち、ある時点の世帯の消費構造を基準に、これと同等のものを購入した場合に必要な費用がどのように変動したかを指数値で表している。

R2年=100	京都市	全国
R5年4月	105.1	105.1
R4年	102.4	102.3
R3年	99.9	99.8
R2年	100	100

※R3年8月にR2年基準への切替えが実施された。

財政用語解説

○実質収支額

当該年度に属すべき**収入と支出との実質的な差額**である。純剰余又は純損失を意味し、実質収支に示される黒字又は赤字は当該団体の財政運営の状況を判断する重要なポイントとなる。しかし、実質収支の黒字幅は大きければよいというのではなく、後年度の財政調整にとどめておくことも必要である。**標準財政規模の3%~5%程度(実質収支比率)**が望ましいとも考えられる。

$$\text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源} = \text{実質収支}$$

○標準財政規模

地方公共団体の一般財源(市がどの経費にも自由に充当することのできる財源)の標準規模を示すものである。

$$\text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} = \text{標準財政規模}$$

○経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかをみる指標である。

$$\text{経常経費充当一般財源の額} / \text{経常一般財源の額} \times 100(\%) = \text{経常収支比率}$$

○人件費比率

人件費は、報酬、給料、職員手当等、通常勤労の対価として支払われる一切の経費をいう。人件費比率は、**経常収支比率の中の人件費の占める比率**である。人件費比率が大きければ大きいだけ財政運営の硬直化の要因となる。

$$\text{人件費充当一般財源の額} / \text{経常一般財源の額} \times 100(\%) = \text{人件費比率}$$

○公債費比率

公債費とは、地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金、一時借入金利子。公債費比率が高いほど債務額が大きく財政の硬直化を示している。

$$\text{元利償還金} / \text{標準財政規模} \times 100(\%) = \text{公債費比率}$$

○財政力指数

財政の強弱は、標準的な行政を行うために必要な一般財源に対する税収入の割合によって示される。この財政力を測る方法として**財政力指数**があり、**率が高いほど財政能力がある**。

$$\text{基準財政収入額} / \text{基準財政需要額} \times 100(\%) = \text{財政力指数}$$

歳入歳出決算額調(普通会計)

(千円)		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度(見込)
1	歳入総額	62,070,855	63,527,046	87,287,467	72,379,983	70,955,733
2	歳出総額	61,599,097	62,771,041	86,444,508	71,322,746	69,606,017
3	形式収支(1-2)	471,758	756,005	842,959	1,057,237	1,349,716
4	繰越財源	186,471	240,470	173,859	224,431	491,390
5	実質収支(3-4)	285,287	515,535	669,100	832,806	858,326
6	単年度収支	100,121	230,248	153,565	163,706	25,520
7	積立金	452,646	152,307	371,492	471,263	302,626
8	繰上償還金	8,914	0	10,301	523,700	0
9	基金繰入	0	0	0	0	0
10	実質単年度収支	561,681	382,555	535,358	1,158,669	328,146
11	標準税収入額	25,474,867	26,382,403	27,217,731	26,236,744	27,564,562
12	普通交付税	6,784,731	7,002,655	6,811,350	8,730,073	8,947,559
13	特別交付税	329,258	351,388	346,424	373,293	393,732
14	標準財政規模	34,917,116	35,633,479	36,132,661	37,942,730	37,358,455
15	財政力指数 単年(3カ年)	0.746 (0.753)	0.746 (0.746)	0.758 (0.750)	0.704 (0.736)	0.708 (0.723)
16	公債費比率 単年(3カ年)	6.5 (7.5)	6.0 (6.8)	5.0 (5.8)	4.0 (5.0)	3.5 (4.2)
17	起債制限比率 単年(3カ年)	5.5 (6.3)	5.1 (5.7)	4.1 (4.9)	3.3 (4.2)	2.7 (3.4)
18	経常収支比率 (臨財除く)	95.8 (103.4)	96.4 (102.7)	96.1 (102.3)	92.0 (95.1)	93.6 (95.7)

※「14」については臨時財政対策債発行可能額を含む。

歳入歳出決算額調(一般会計)

(千円)		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度(見込)
1	歳入総額	62,676,330	63,732,483	87,359,686	72,574,723	71,698,063
2	歳出総額	62,204,572	62,976,478	86,516,727	71,517,486	70,348,347
3	形式収支(1-2)	471,758	756,005	842,959	1,057,237	1,349,716
4	繰越財源	186,471	240,470	173,859	224,432	491,390
5	実質収支(3-4)	285,287	515,535	669,100	832,805	858,326
6	単年度収支	100,121	230,248	153,565	163,705	25,521
7	積立金	456,746	156,950	377,200	473,341	302,920
8	繰上償還金	0	0	10,301	523,700	0
9	基金繰入	0	0	0	0	0
10	実質単年度収支	556,867	387,198	541,066	1,160,746	328,441

歳入歳出決算額調

		H30年度		R元年度		R2年度		R3年度		R4年度(見込)		
1	年度末住基	187,138		185,878		184,995		183,510		182,144		
2	年度末住基前年比	△ 0.4		△ 0.7		△ 0.5		△ 0.8		△ 0.7		
3	世帯数	83,731		84,182		84,694		84,767		85,224		
4	世帯数前年比	0.6		0.5		0.6		0.1		0.5		
5	団体類型	IV-3		IV-3		IV-3		IV-3		IV-3		
6	交付税種地	I-5		I-5		I-5		I-5		I-5		
7	ラスパイレス指数	102.7		102.1		101.6		101.4		101.7		
8	普通会計職員数	1,256		1,259		1,257		1,262		1,260		
9	住基人口/職員数	149.0		147.6		147.2		145.4		144.6		
10	給料月額	316,508		317,054		323,053		325,771		328,163		
11	給料月額前年比	△ 4.5		0.2		1.9		0.8		0.7		
12	市債現在高	43,955,626		43,453,398		44,173,805		41,353,066		39,007,000		
13	市債現在高/経常一財	130.2		126.5		128.3		110.9		103.9		
14	債務負担現在高	4,262,971		4,083,309		3,676,414		6,360,028		6,446,340		
15	基金現在高	8,819,462		9,011,243		9,503,708		11,097,170		11,536,629		
16	財調基金現在高	2,295,053		2,452,003		2,829,203		3,302,544		3,605,464		
17	一 （左 総財 額源 /右 充 経常 当 率）	人件	27.3	28.5	27.7	28.9	29.0	32.1	28.2	30.3	28.1	30.5
18		扶助	14.8	15.7	15.9	16.5	13.7	15.4	13.9	15.2	14.1	15.6
19		公債	13.5	14.3	13.1	14.0	11.7	13.2	12.3	12.1	10.5	11.7
20		物件	12.6	12.3	12.1	11.9	10.7	9.9	9.7	10.1	11.2	10.9
21		補助	12.8	10.5	12.1	9.9	14.8	10.1	14.1	9.8	14.7	9.6
22		繰出	11.6	12.3	12.4	13.1	12.0	13.4	11.9	12.9	12.4	13.7
23		普建	3.0	/	2.7	/	4.4	/	3.3	/	5.0	/
24		他	4.5	2.2	4.0	2.1	3.6	2.0	6.5	1.6	4.0	1.6
25		義務	56.0	58.5	56.7	59.4	54.5	60.7	54.4	57.6	52.7	57.8
26	一般財源	39,335,205		39,707,247		42,079,726		43,274,846		43,979,834		
27	一般財源/歳入	63.4		62.5		48.2		59.8		62.0		
28	経常一財	33,771,223		34,339,402		34,427,532		37,285,700		37,553,267		
29	経常一財/一財	85.9		86.5		81.8		86.2		85.4		

※住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、住民基本台帳人口については、H26年度より、1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口を記載している。

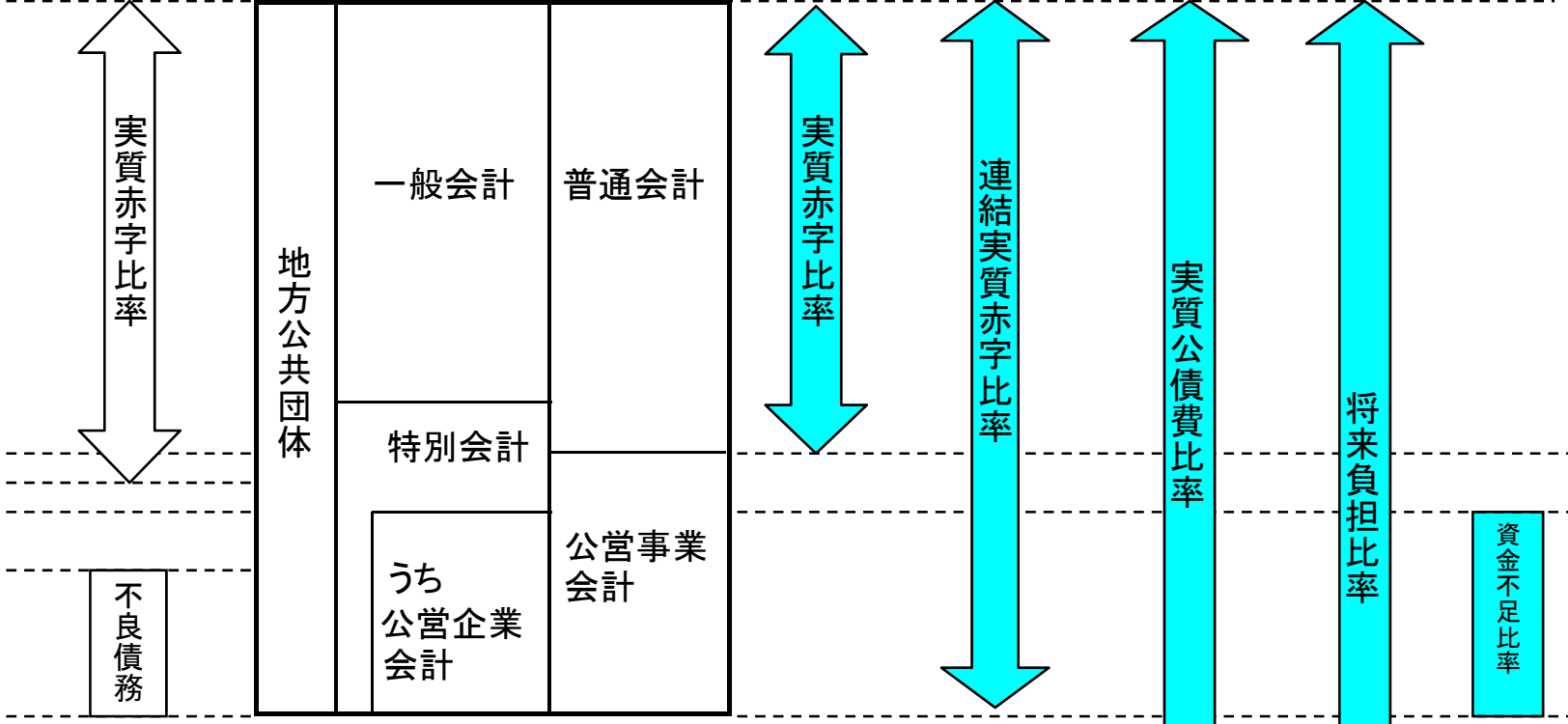
※類似団体とは、人口及び産業構造が、類似している地方自治体を典型的に区分し、同一の類型に入っている団体のことをいう。「5」の団体類型がそれにあたる。

※IV-3の類型は人口15万人以上で第2次・第3次産業が90%以上、かつ第3次産業が65%以上を占める団体の類型である。

健全化判断比率等の対象について

(現行制度)

(地方公共団体財政健全化法)



※公営企業会計ごとに算定

※公営企業会計ごとに算定

一部事務組合・広域連合

地方公社・第三セクター等

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(3か年平均)

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

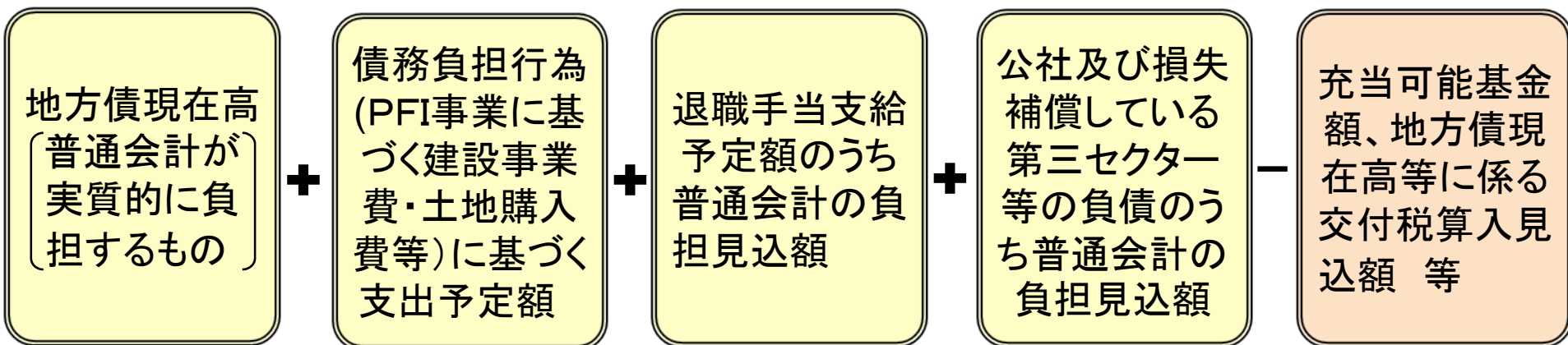
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

将来負担比率の概要について



標準財政規模 - 元利償還金等に係る
交付税算入額

類似団体の各市の財政状況（R3年度普通会計決算）その1

	都道府県	市	住基人口 R4.1.1(人)	歳入総額 (千円)	歳出総額 (千円)	実質収支 額(千円)	歳出に占め る人件費 (%)	議会費の状況	
								決算(千円)	歳出総額に 対する割合(%)
1	京都府	宇治市	183,510	72,379,983	71,322,746	832,806	30.3	430,738	0.6
2	北海道	釧路市	163,110	107,647,417	102,901,683	4,267,843	21.2	397,635	0.4
3		苫小牧市	169,528	89,921,181	87,727,276	1,939,943	21.6	389,325	0.4
4	茨城県	ひたちなか市	157,140	62,867,572	59,050,533	3,260,546	21.3	331,351	0.6
5	埼玉県	新座市	166,108	65,665,463	62,166,555	3,335,624	20.1	301,760	0.5
6		久喜市	151,669	60,659,466	58,162,400	2,213,450	18.1	354,244	0.6
7	千葉県	市川市	490,843	184,240,372	177,121,994	4,893,720	30.2	765,668	0.4
8		松戸市	496,899	194,271,125	184,415,163	8,991,661	25.5	802,806	0.4
9		野田市	153,807	64,128,997	61,109,674	2,209,848	24.6	336,518	0.6
10		佐倉市	172,232	59,013,603	55,702,326	2,972,847	24.2	397,777	0.7
11		習志野市	175,372	68,577,450	64,711,330	3,584,671	30.4	444,512	0.7
12		市原市	271,740	118,354,676	111,039,179	6,349,132	29.1	537,095	0.5
13		流山市	204,512	86,775,249	82,867,764	3,142,411	20.1	392,894	0.5
14		八千代市	203,354	70,506,590	66,776,064	3,008,338	26.4	385,685	0.6
15		浦安市	168,658	75,669,641	73,335,776	1,635,891	24.9	330,658	0.5
16	東京都	立川市	185,124	96,590,970	88,883,679	6,504,336	21.4	441,943	0.5
17		府中市	260,253	140,931,324	136,428,463	4,426,383	17.0	499,087	0.4
18		三鷹市	190,590	80,516,306	78,311,614	2,187,515	22.1	490,090	0.6
19		調布市	237,939	108,072,221	100,798,818	6,706,385	22.1	472,595	0.5
20		町田市	430,385	200,807,500	191,617,973	8,144,138	22.6	637,684	0.3
21		小平市	195,361	83,018,617	76,706,681	6,311,936	20.0	455,618	0.6
22		東村山市	151,695	70,827,132	67,350,236	3,306,954	21.1	341,839	0.5
23		西東京市	205,805	85,173,925	80,334,621	3,811,729	22.4	443,208	0.6
24	神奈川県	鎌倉市	177,051	69,868,970	64,948,417	4,560,901	32.2	387,632	0.6
25		藤沢市	443,053	184,237,255	177,139,296	6,793,224	27.9	638,724	0.4
26		秦野市	159,985	60,427,945	56,559,400	3,442,196	26.5	325,627	0.6
27	三重県	津市	274,065	123,652,909	120,450,580	2,822,672	28.2	551,356	0.5
28	大阪府	和泉市	184,615	76,179,579	75,426,109	646,288	24.6	384,459	0.5
29	兵庫県	伊丹市	202,978	96,044,530	93,970,500	1,105,013	25.4	480,097	0.5
30		川西市	155,826	63,635,833	62,221,485	1,359,579	28.0	410,213	0.7
31	山口県	宇部市	161,767	84,527,726	81,868,468	2,268,971	21.1	379,015	0.5
32		山口市	189,576	95,233,402	93,706,624	720,254	27.0	430,541	0.5
33	徳島県	徳島市	250,723	116,536,273	111,981,451	4,102,425	30.0	488,425	0.4
平均			223,796	97,483,673	93,245,905	3,692,716	24.5	450,207	0.5

※R4年度決算は各市の議会の議決前の為、R3年度決算額を記載している。

類似団体の各市の財政状況（R3年度普通会計決算）その2

	都道府県	市	標準財政規模(千円)	経常収支比率(%)	財政力指数	財政健全化判断比率			
						実質赤字比率(%)	連結実質赤字比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
1	京都府	宇治市	37,942,730	92.0	0.74	-	-	0.0	-
2	北海道	釧路市	50,658,051	91.0	0.45	-	-	10.7	57.4
3		苫小牧市	41,747,087	87.8	0.77	-	-	6.6	58.6
4	茨城県	ひたちなか市	31,845,080	91.9	0.95	-	-	9.8	80.6
5	埼玉県	新座市	32,192,208	88.1	0.90	-	-	5.1	25.3
6		久喜市	32,798,097	83.6	0.84	-	-	5.1	3.4
7	千葉県	市川市	89,327,830	90.5	1.08	-	-	1.6	-
8		松戸市	95,577,093	87.9	0.88	-	-	1.4	3.3
9		野田市	32,928,690	88.9	0.84	-	-	4.8	13.4
10		佐倉市	32,537,478	87.9	0.91	-	-	1.4	-
11		習志野市	35,680,496	89.8	0.92	-	-	7.7	26.9
12		市原市	53,604,309	88.8	1.05	-	-	5.3	11.9
13		流山市	37,119,272	81.2	0.94	-	-	1.1	45.1
14		八千代市	36,949,889	92.2	0.94	-	-	5.9	5.5
15		浦安市	44,163,945	89.9	1.46	-	-	8.2	37.1
16	東京都	立川市	40,539,053	86.8	1.14	-	-	1.8	-
17		府中市	53,804,102	85.1	1.18	-	-	3.2	-
18		三鷹市	39,386,231	91.5	1.14	-	-	0.8	-
19		調布市	48,211,933	89.8	1.17	-	-	0.7	8.2
20		町田市	83,594,498	86.7	0.95	-	-	0.9	-
21		小平市	38,048,196	83.1	0.95	-	-	2.0	-
22		東村山市	31,643,530	86.7	0.78	-	-	2.4	-
23		西東京市	42,014,740	89.5	0.89	-	-	2.3	8.6
24	神奈川県	鎌倉市	36,532,544	99.9	1.07	-	-	1.1	-
25		藤沢市	85,077,898	92.7	1.06	-	-	4.0	51.2
26		秦野市	32,214,793	88.2	0.85	-	-	1.3	19.3
27	三重県	津市	70,567,961	92.7	0.70	-	-	4.7	35.7
28	大阪府	和泉市	37,412,788	95.8	0.73	-	-	7.0	-
29	兵庫県	伊丹市	44,761,494	89.2	0.81	-	-	4.5	-
30		川西市	33,280,728	94.8	0.69	-	-	8.3	91.2
31	山口県	宇部市	37,979,908	87.5	0.72	-	-	2.7	26.9
32		山口市	48,738,806	89.8	0.63	-	-	5.6	60.7
33	徳島県	徳島市	58,188,818	92.0	0.80	-	-	5.9	51.4
平均			46,880,917	89.5	0.91	-	-	4.1	34.4

※R4年度決算は各市の議会の議決前の為、R3年度決算額を記載している。

類似団体の各市の財政状況（R3年度普通会計決算）その3

	都道府県	市	歳入総額 (千円)	地方税		個人市民税 (千円)	法人市民税 (千円)	固定資産税 (千円)	都市計画税 (千円)
				地方税 (千円)	歳入に占める 割合(%)				
1	京都府	宇治市	72,379,983	24,154,088	33.4	9,797,482	1,963,261	9,443,770	1,658,757
2	北海道	釧路市	107,647,417	21,028,182	19.5	7,401,381	1,595,898	8,563,519	1,334,873
3		苫小牧市	89,921,181	27,967,740	31.1	8,387,459	1,940,292	13,498,137	1,900,161
4	茨城県	ひたちなか市	62,867,572	23,984,128	38.2	9,722,287	1,473,127	9,640,168	1,581,726
5	埼玉県	新座市	65,665,463	25,008,207	38.1	10,506,020	1,332,674	10,483,553	1,444,664
6		久喜市	60,659,466	22,916,366	37.8	8,662,610	1,409,312	10,491,495	998,650
7	千葉県	市川市	184,240,372	86,505,943	47.0	40,390,369	3,150,054	30,584,050	6,836,678
8		松戸市	194,271,125	69,941,255	36.0	33,430,210	3,199,280	24,561,814	4,204,895
9		野田市	64,128,997	22,595,113	35.2	8,154,000	1,525,372	10,321,509	1,039,594
10		佐倉市	59,013,603	23,860,614	40.4	10,908,759	1,002,535	9,148,628	1,596,557
11		習志野市	68,577,450	29,114,889	42.5	13,031,748	1,468,499	11,184,817	2,365,109
12		市原市	118,354,676	50,189,286	42.4	16,238,228	3,574,248	24,265,891	2,997,747
13		流山市	86,775,249	31,007,110	35.7	14,710,222	1,019,856	11,717,652	2,420,434
14		八千代市	70,506,590	29,564,617	41.9	13,267,073	1,365,782	11,137,018	2,305,867
15		浦安市	75,669,641	42,818,319	56.6	17,072,034	1,930,456	22,779,092	-
16	東京都	立川市	96,590,970	39,937,773	41.3	13,451,244	3,551,657	18,344,605	3,123,380
17		府中市	140,931,324	52,299,716	37.1	20,699,479	4,418,063	22,261,041	3,332,361
18		三鷹市	80,516,306	38,398,512	47.7	18,348,371	1,472,492	14,541,109	2,696,825
19		調布市	108,072,221	46,881,032	43.4	21,265,021	3,987,054	16,955,040	3,239,386
20		町田市	200,807,500	68,786,200	34.3	30,773,193	3,097,314	26,363,415	4,854,212
21		小平市	83,018,617	30,977,059	37.3	14,261,430	1,324,079	12,017,860	2,357,458
22		東村山市	70,827,132	20,857,378	29.4	9,530,127	648,777	8,064,945	1,730,492
23		西東京市	85,173,925	32,867,663	38.6	15,644,252	1,214,691	12,307,407	2,533,818
24	神奈川県	鎌倉市	69,868,970	36,524,342	52.3	16,669,167	1,872,210	13,632,658	3,389,266
25		藤沢市	184,237,255	81,339,202	44.1	34,212,509	3,496,964	32,063,402	5,986,364
26		秦野市	60,427,945	22,063,548	36.5	8,903,241	849,218	9,395,765	1,559,552
27	三重県	津市	123,652,909	41,612,665	33.7	15,918,289	3,150,049	17,776,761	2,183,602
28	大阪府	和泉市	76,179,579	23,795,183	31.2	9,768,182	1,344,477	9,280,123	1,910,123
29	兵庫県	伊丹市	96,044,530	31,539,663	32.8	11,648,642	1,800,650	13,685,404	2,881,054
30		川西市	63,635,833	19,439,663	30.5	8,789,903	818,186	7,314,729	1,629,097
31	山口県	宇部市	84,527,726	24,007,297	28.4	8,643,875	1,635,843	10,585,830	1,593,897
32		山口市	95,233,402	26,973,863	28.3	10,003,208	2,242,278	11,353,745	1,529,081
33	徳島県	徳島市	116,536,273	40,658,011	34.9	14,093,871	4,161,145	17,187,935	2,682,810
平均			97,483,673	36,654,989	37.5	15,281,936	2,091,994	14,877,360	2,559,328

※R4年度決算は各市の議会の議決前の為、R3年度決算額を記載している。

類似団体の各市の財政状況（R3年度普通会計決算）その4

	都道府県	市	個人市民税			法人市民税		固定資産税		都市計画税	
			地方税に占める割合(%)	歳入に占める割合(%)	市民一人あたり(千円)	地方税に占める割合(%)	歳入に占める割合(%)	地方税に占める割合(%)	歳入に占める割合(%)	地方税に占める割合(%)	歳入に占める割合(%)
1	京都府	宇治市	40.6	13.5	53.4	8.1	2.7	39.1	13.0	6.9	2.3
2	北海道	釧路市	35.2	6.9	45.4	7.6	1.5	40.7	8.0	6.3	1.2
3		苫小牧市	30.0	9.3	49.5	6.9	2.2	48.3	15.0	6.8	2.1
4	茨城県	ひたちなか市	40.5	15.5	61.9	6.1	2.3	40.2	15.3	6.6	2.5
5	埼玉県	新座市	42.0	16.0	63.2	5.3	2.0	41.9	16.0	5.8	2.2
6		久喜市	37.8	14.3	57.1	6.1	2.3	45.8	17.3	4.4	1.6
7	千葉県	市川市	46.7	21.9	82.3	3.6	1.7	35.4	16.6	7.9	3.7
8		松戸市	47.8	17.2	67.3	4.6	1.6	35.1	12.6	6.0	2.2
9		野田市	36.1	12.7	53.0	6.8	2.4	45.7	16.1	4.6	1.6
10		佐倉市	45.7	18.5	63.3	4.2	1.7	38.3	15.5	6.7	2.7
11		習志野市	44.8	19.0	74.3	5.0	2.1	38.4	16.3	8.1	3.4
12		市原市	32.4	13.7	59.8	7.1	3.0	48.3	20.5	6.0	2.5
13		流山市	47.4	17.0	71.9	3.3	1.2	37.8	13.5	7.8	2.8
14		八千代市	44.9	18.8	65.2	4.6	1.9	37.7	15.8	7.8	3.3
15		浦安市	39.9	22.6	101.2	4.5	2.6	53.2	30.1	-	-
16	東京都	立川市	33.7	13.9	72.7	8.9	3.7	45.9	19.0	7.8	3.2
17		府中市	39.6	14.7	79.5	8.4	3.1	42.6	15.8	6.4	2.4
18		三鷹市	47.8	22.8	96.3	3.8	1.8	37.9	18.1	7.0	3.3
19		調布市	45.4	19.7	89.4	8.5	3.7	36.2	15.7	6.9	3.0
20		町田市	44.7	15.3	71.5	4.5	1.5	38.3	13.1	7.1	2.4
21		小平市	46.0	17.2	73.0	4.3	1.6	38.8	14.5	7.6	2.8
22		東村山市	45.7	13.5	62.8	3.1	0.9	38.7	11.4	8.3	2.4
23		西東京市	47.6	18.4	76.0	3.7	1.4	37.4	14.4	7.7	3.0
24	神奈川県	鎌倉市	45.6	23.9	94.1	5.1	2.7	37.3	19.5	9.3	4.9
25		藤沢市	42.1	18.6	77.2	4.3	1.9	39.4	17.4	7.4	3.2
26		秦野市	40.4	14.7	55.7	3.8	1.4	42.6	15.5	7.1	2.6
27	三重県	津市	38.3	12.9	58.1	7.6	2.5	42.7	14.4	5.2	1.8
28	大阪府	和泉市	41.1	12.8	52.9	5.7	1.8	39.0	12.2	8.0	2.5
29	兵庫県	伊丹市	36.9	12.1	57.4	5.7	1.9	43.4	14.2	9.1	3.0
30		川西市	45.2	13.8	56.4	4.2	1.3	37.6	11.5	8.4	2.6
31	山口県	宇部市	36.0	10.2	53.4	6.8	1.9	44.1	12.5	6.6	1.9
32		山口市	37.1	10.5	52.8	8.3	2.4	42.1	11.9	5.7	1.6
33	徳島県	徳島市	34.7	12.1	56.2	10.2	3.6	42.3	14.7	6.6	2.3
平均			41.2	15.6	66.8	5.8	2.1	41.0	15.4	7.0	2.6

※R4年度決算は各市の議会の議決前の為、R3年度決算額を記載している。

府内の各市の財政状況（R3年度普通会計決算）その1

	市	住基人口 R4.1.1(人)	歳入総額 (千円)	歳出総額 (千円)	実質収支 額(千円)	歳出に占 める人件 費(%)	議会費の状況		標準財政 規模(千円)	経常収 支比率 (%)	財政力 指数	財政健全化比率			
							議会費の 決算(千円)	歳出総額 に対する 割合(%)				実質赤 字比率 (%)	連結実 質赤字 比率(%)	実質公 債費比 率(%)	将来負 担比率 (%)
1	宇治市	183,510	72,379,983	71,322,746	832,806	30.3	430,738	0.6	37,942,730	92.0	0.74	-	-	0.0	-
2	京都市	1,388,807	1,056,768,646	1,054,162,743	387,928	32.3	1,994,401	0.2	424,382,561	94.8	0.81	-	-	11.8	170.4
3	福知山市	76,568	46,506,790	44,940,120	1,004,107	23.1	279,404	0.6	24,723,039	88.9	0.53	-	-	9.9	38.5
4	舞鶴市	79,499	42,512,332	40,938,914	1,478,284	27.8	314,890	0.8	20,557,669	89.6	0.66	-	-	12.8	92.8
5	綾部市	32,384	18,689,955	18,584,257	46,456	28.8	173,051	0.9	10,292,879	87.5	0.49	-	-	9.8	98.4
6	宮津市	17,025	12,419,565	11,899,308	483,147	24.1	130,049	1.1	6,689,791	93.6	0.41	-	-	16.1	178.2
7	亀岡市	87,518	45,118,425	43,247,703	1,786,869	23.3	282,407	0.7	19,982,102	89.4	0.59	-	-	12.9	75
8	城陽市	75,274	34,275,009	33,897,570	74,771	23.5	244,604	0.7	16,714,271	92.0	0.66	-	-	9.7	105.1
9	向日市	57,116	25,314,728	23,580,899	1,660,812	24.6	228,929	1.0	13,020,027	87.5	0.71	-	-	2.3	-
10	長岡京市	81,169	38,238,184	35,817,220	2,036,371	24.6	294,406	0.8	18,270,172	90.2	0.79	-	-	2.6	1.4
11	八幡市	69,952	31,031,706	30,157,778	829,538	31.4	280,756	0.9	15,932,749	91.5	0.70	-	-	3.6	-
12	京田辺市	70,848	29,881,653	28,710,449	837,307	35.1	222,796	0.8	16,504,399	90.1	0.78	-	-	0.5	-
13	京丹後市	52,845	38,612,778	37,420,626	1,026,431	24.7	237,559	0.6	20,961,069	90.1	0.29	-	-	12.5	120
14	南丹市	30,781	26,710,813	25,668,526	947,044	23.2	203,374	0.8	14,441,403	88.9	0.31	-	-	11.6	57.5
15	木津川市	79,707	35,002,152	33,536,199	968,650	22.0	194,274	0.6	19,001,926	89.4	0.63	-	-	9.3	11.2
	平均	158,867	103,564,181	102,259,004	960,035	26.6	367,443	0.7	45,294,452	90.4	0.61	-	-	8.4	86.2
	京都市除く平均	71,014	35,478,148	34,265,880	1,000,900	26.2	251,231	0.8	18,216,730	90.1	0.59	-	-	8.1	77.8

府内の各市の財政状況（R3年度普通会計決算）その2

	市	地方税 (千円)	歳入に 占める 割合 (%)	個人市民税			法人市民税			固定資産税			都市計画税			
				(千円)	地方税 に占める 割合 (%)	歳入に 占める 割合 (%)	市民一 人あたり (千円)	(千円)	地方税 に占める 割合 (%)	歳入に 占める 割合 (%)	(千円)	地方税 に占める 割合 (%)	歳入に 占める 割合 (%)	(千円)	地方税 に占める 割合 (%)	歳入に 占める 割合 (%)
1	宇治市	24,154,088	33.4	9,797,482	40.6	13.5	53.4	1,963,261	8.1	2.7	9,443,770	39.1	13.0	1,658,757	6.9	2.3
2	京都市	301,943,411	28.6	115,179,778	38.1	10.9	82.9	33,942,586	11.2	3.2	108,241,004	35.8	10.2	24,037,022	8.0	2.3
3	福知山市	11,608,284	25.0	3,741,741	32.2	8.0	48.9	1,120,631	9.7	2.4	5,634,659	48.5	12.1	247,527	2.1	0.5
4	舞鶴市	11,736,299	27.6	4,095,627	34.9	9.6	51.5	498,903	4.3	1.2	6,245,108	53.2	14.7	-	-	-
5	綾部市	4,450,656	23.8	1,330,237	29.9	7.1	41.1	314,843	7.1	1.7	2,385,163	53.6	12.8	75,640	1.7	0.4
6	宮津市	2,430,068	19.6	692,772	28.5	5.6	40.7	152,466	6.3	1.2	1,328,988	54.7	10.7	71,182	2.9	0.6
7	亀岡市	10,082,350	22.3	3,938,503	39.1	8.7	45.0	567,996	5.6	1.3	4,511,620	44.7	10.0	219,048	2.2	0.5
8	城陽市	9,024,662	26.3	3,568,298	39.5	10.4	47.4	465,389	5.2	1.4	3,735,894	41.4	10.9	634,687	7.0	1.9
9	向日市	8,557,875	33.8	3,501,822	40.9	13.8	61.3	504,839	5.9	2.0	3,542,036	41.4	14.0	637,837	7.5	2.5
10	長岡京市	12,512,550	32.7	5,218,583	41.7	13.6	64.3	739,348	5.9	1.9	5,098,955	40.8	13.3	976,759	7.8	2.6
11	八幡市	9,465,194	30.5	3,515,353	37.1	11.3	50.3	625,130	6.6	2.0	3,869,586	40.9	12.5	798,208	8.4	2.6
12	京田辺市	11,381,631	38.1	4,181,527	36.7	14.0	59.0	653,037	5.7	2.2	5,150,439	45.3	17.2	924,176	8.1	3.1
13	京丹後市	4,986,438	12.9	1,949,127	39.1	5.0	36.9	256,575	5.1	0.7	2,215,468	44.4	5.7	-	-	-
14	南丹市	4,268,542	16.0	1,199,094	28.1	4.5	39.0	212,890	5.0	0.8	2,468,489	57.8	9.2	100,985	2.4	0.4
15	木津川市	10,250,250	29.3	4,216,224	41.1	12.0	52.9	406,076	4.0	1.2	4,670,060	45.6	13.3	431,619	4.2	1.2
	平均	29,123,487	26.7	11,075,078	36.5	9.9	51.6	2,828,265	6.4	1.7	11,236,083	45.8	12.0	2,370,265	5.3	1.6
	京都市除く平均	9,636,349	26.5	3,639,028	36.4	9.8	49.4	605,813	6.0	1.6	4,307,160	46.5	12.1	564,702	5.1	1.5

類似団体の各市の状況（特別職の給料月額）

	都道府県	市	人口 (人)	職員数 (人)	ラスパイ レス指数	給料月額(円)			
						本則の給料月額			減額 措置
						市長	副市長	教育長	
1	京都府	宇治市	181,616	1,420	101.7	1,075,000	895,000	785,000	有
2	北海道	釧路市	159,073	2,500	99.5	1,035,000	835,000	725,000	-
3		苫小牧市	167,503	1,904	98.3	980,000	800,000	680,000	-
4	茨城県	ひたちなか市	156,144	935	98.2	963,000	778,000	710,000	-
5	埼玉県	新座市	165,611	893	99.6	918,000	767,000	702,000	-
6		久喜市	150,740	964	97.0	957,000	805,000	737,000	-
7	千葉県	市川市	492,489	3,110	101.5	1,016,000	837,000	744,000	有
8		松戸市	497,342	4,245	101.1	1,050,000	860,000	760,000	-
9		野田市	153,600	1,036	98.7	972,000	831,000	750,000	-
10		佐倉市	171,037	1,005	99.0	940,000	800,000	720,000	-
11		習志野市	175,043	1,442	101.2	950,000	810,000	730,000	-
12		市原市	269,643	2,037	100.5	998,000	821,000	720,000	-
13		流山市	209,237	1,123	102.3	926,500	800,000	741,300	-
14		八千代市	204,818	1,329	103.4	946,000	804,000	737,000	-
15		浦安市	170,406	1,387	101.6	1,000,000	830,000	750,000	-
16	東京都	立川市	185,552	1,072	98.7	1,041,000	901,000	799,000	-
17		府中市	259,572	1,345	99.3	1,080,000	930,000	830,000	-
18		三鷹市	190,173	1,046	99.4	1,030,000	870,000	810,000	-
19		調布市	238,952	1,315	99.0	1,035,000	895,000	830,000	-
20		町田市	431,018	2,904	99.4	1,060,000	900,000	820,000	-
21		小平市	196,543	955	100.1	1,050,000	900,000	810,000	-
22		東村山市	151,598	788	100.2	943,000	801,000	740,000	-
23		西東京市	205,943	1,046	98.8	970,000	860,000	763,000	-
24	神奈川県	鎌倉市	171,914	1,305	99.0	961,000	814,000	716,000	-
25		藤沢市	444,860	3,872	101.1	1,064,000	893,000	766,000	-
26		秦野市	161,279	1,098	101.9	938,000	768,000	684,000	-
27	三重県	津市	271,758	2,575	99.4	1,130,000	870,000	740,000	-
28	大阪府	和泉市	183,214	1,147	97.4	990,000	850,000	760,000	-
29	兵庫県	伊丹市	201,858	2,201	99.4	1,036,000	857,000	725,000	有
30		川西市	155,517	1,143	96.9	982,000	796,000	695,000	有
31	山口県	宇部市	159,608	1,150	100.1	940,000	755,000	684,000	-
32		山口市	187,674	1,705	99.7	990,000	810,000	712,000	-
33	徳島県	徳島市	247,818	2,752	99.3	1,118,000	896,000	740,000	-
平均			223,308	1,659	99.8	1,002,561	837,545	745,918	-

類似団体の各市の状況（特別職の期末手当・年収）

	都道府県	市	期末手当		地域 手当 (%)	年収(円)		
			支給月数	加算率(%)		市長	副市長	教育長
1	京都府	宇治市	3.30	30	0.0	17,511,750	14,579,550	12,787,650
2	北海道	釧路市	3.30	45	0.0	17,372,474	14,015,474	12,169,124
3		苫小牧市	4.40	15	0.0	16,718,800	13,648,000	11,600,800
4	茨城県	ひたちなか市	3.30	15	0.0	15,210,584	12,288,510	11,214,450
5	埼玉県	新座市	3.30	20	10.0	16,116,408	13,465,452	12,324,312
6		久喜市	4.40	20	0.0	16,536,960	13,910,400	12,735,360
7	千葉県	市川市	4.40	20	12.0	19,663,256	16,198,962	14,399,078
8		松戸市	4.40	15	10.0	19,704,300	16,138,760	14,262,160
9		野田市	4.25	20	0.0	16,621,200	14,210,100	12,825,000
10		佐倉市	4.35	20	9.2	17,675,984	15,043,392	13,539,052
11		習志野市	4.40	20	0.0	16,416,000	13,996,800	12,614,400
12		市原市	4.40	20	10.0	18,969,984	15,605,568	13,685,760
13		流山市	4.35	20	7.3	17,118,990	14,781,648	13,697,037
14		八千代市	4.00	15	8.0	16,959,888	14,414,112	13,212,936
15		浦安市	4.40	20	12.0	19,353,600	16,063,488	14,515,200
16	東京都	立川市	4.35	20	0.0	17,926,020	15,515,220	13,758,780
17		府中市	4.55	20	0.0	18,856,800	16,237,800	14,491,800
18		三鷹市	4.50	20	0.0	17,922,000	15,138,000	14,094,000
19		調布市	4.30	20	0.0	17,760,600	15,358,200	14,242,800
20		町田市	4.55	20	0.0	18,507,600	15,714,000	14,317,200
21		小平市	3.75	20	0.0	17,325,000	14,850,000	13,365,000
22		東村山市	3.95	20	0.0	15,785,820	13,408,740	12,387,600
23		西東京市	4.45	20	0.0	16,819,800	14,912,400	13,230,420
24	神奈川県	鎌倉市	3.55	20	10.0	17,188,446	14,559,204	12,806,376
25		藤沢市	3.10	40	12.0	19,379,696	16,265,102	13,951,924
26		秦野市	4.20	20	6.0	16,942,530	13,871,922	12,354,680
27	三重県	津市	4.40	20	0.0	19,526,400	15,033,600	12,787,200
28	大阪府	和泉市	4.40	20	6.0	18,133,632	15,569,280	13,920,768
29	兵庫県	伊丹市	3.30	45	10.0	18,613,314	15,574,912	13,326,226
30		川西市	4.35	20	10.0	15,956,439	13,685,174	12,333,295
31	山口県	宇部市	4.40	20	0.0	16,243,200	13,046,400	11,819,520
32		山口市	3.30	50	0.0	16,780,500	13,729,500	12,068,400
33	徳島県	徳島市	3.20	20	0.0	17,709,120	14,192,640	11,721,600
平均			4.05	23	4.0	17,555,367	14,697,646	13,107,876

類似団体の各市の状況（特別職の退職手当）

	都道府県	市	退職手当(教育長は任期3年。市長、副市長は任期4年。)						
			算定式	支給率			支給額(円)		
				市長	副市長	教育長	市長	副市長	教育長
1	京都府	宇治市	年	390/100	280/100	225/100	16,770,000	10,024,000	5,298,750
2	北海道	釧路市	年	467.7/100	374/100	273/100	19,362,780	12,491,600	5,937,750
3		苫小牧市	年	480/100	400/100	280/100	18,816,000	12,800,000	5,712,000
4	茨城県	ひたちなか市	月	550/100	310/100	240/100	21,186,000	9,647,200	5,112,000
5	埼玉県	新座市	月	483/100	289.8/100	276/100	17,735,760	8,891,064	5,812,560
6		久喜市	月	483/100	289.8/100	276/100	18,489,240	9,331,560	6,102,360
7	千葉県	市川市	月	540/100	348/100	228/100	21,945,600	11,651,040	5,088,960
8		松戸市	月	564/100	312/100	228/100	23,688,000	5,366,400	5,198,400
9		野田市	月	540/100	300/100	240/100	20,995,200	9,972,000	5,400,000
10		佐倉市	月	420/100	300/100	240/100	15,792,000	9,600,000	5,184,000
11		習志野市	月	540/100	300/100	240/100	20,520,000	9,720,000	5,256,000
12		市原市	月	420/100	300/100	240/100	16,766,400	9,852,000	5,184,000
13		流山市	月	350/100	25/100	20/100	15,565,200	9,600,000	5,337,360
14		八千代市	月	350/100	250/100	200/100	15,892,800	9,648,000	5,306,400
15		浦安市	月	420/100	300/100	240/100	16,800,000	9,960,000	7,200,000
16	東京都	立川市	年	350/100	300/100	200/100	14,574,000	10,812,000	4,794,000
17		府中市	年	350/100	300/100	200/100	15,120,000	11,160,000	4,980,000
18		三鷹市	月	380/100	300/100	250/100	15,656,000	10,440,000	6,075,000
19		調布市	月	400/100	300/100	250/100	16,560,000	10,740,000	6,225,000
20		町田市	年	341/100	287/100	200/100	14,458,400	10,332,000	4,920,000
21		小平市	年	400/100	300/100	250/100	16,800,000	10,800,000	8,100,000
22		東村山市	年	310/100	270/100	180/100	11,693,200	8,650,800	3,996,000
23		西東京市	年	350/100	300/100	250/100	13,580,000	10,320,000	5,722,500
24	神奈川県	鎌倉市	年	400/100	320/100	240/100	15,376,000	10,419,200	5,155,200
25		藤沢市	月	384/100	276/100	216/100	16,343,040	9,858,720	4,963,680
26		秦野市	年	400/100	300/100	200/100	15,008,000	9,216,000	4,104,000
27	三重県	津市	月	660/100	420/100	300/100	29,832,000	14,616,000	6,660,000
28	大阪府	和泉市	月	516/100	336/100	240/100	20,433,600	11,424,000	5,472,000
29	兵庫県	伊丹市	月	480/100	288/100	216/100	18,299,904	9,477,734	4,698,000
30		川西市	月	480/100	288/100	216/100	18,854,400	9,169,920	4,503,600
31	山口県	宇部市	月	600/100	480/100	100/100	22,560,000	14,496,000	2,052,000
32		山口市	月	648/100	432/100	324/100	25,660,800	13,996,800	6,920,640
33	徳島県	徳島市	月	481/100	384.8/100	192.4/100	25,253,384	16,791,040	6,129,420
平均			-	452.4/100	310.9/100	226.4/100	18,375,385	10,644,699	5,412,169

※支給率は年率にそろえている。

類似団体の各市の状況（議員の報酬月額）

	都道府県	市	人口(人) R5.4.1現在	職員数 (人) (R5.4)	議員定数(人)		報酬月額(円)			
					条例定数	実数	議長	副議長	議員	減額 措置
1	京都府	宇治市	181,616	1,420	28	28	635,000	585,000	535,000	-
2	北海道	釧路市	159,073	2,500	28	28	600,000	540,000	490,000	-
3		苫小牧市	167,503	1,904	28	28	520,000	480,000	440,000	-
4	茨城県	ひたちなか市	156,144	935	25	25	541,000	504,000	470,000	-
5	埼玉県	新座市	165,611	893	26	26	463,000	420,000	400,000	-
6		久喜市	150,740	964	27	27	483,000	433,000	410,000	-
7	千葉県	市川市	492,489	3,110	42	42	724,000	652,000	604,000	-
8		松戸市	497,342	4,245	44	44	720,000	660,000	590,000	-
9		野田市	153,600	1,036	28	28	547,000	492,000	450,000	-
10		佐倉市	171,037	1,005	28	28	520,000	480,000	460,000	-
11		習志野市	175,043	1,442	30	30	540,000	500,000	480,000	-
12		市原市	269,643	2,037	32	32	648,000	581,000	562,000	-
13		流山市	209,237	1,123	28	25	547,900	488,100	458,250	-
14		八千代市	204,818	1,329	28	28	520,000	480,000	460,000	-
15		浦安市	170,406	1,387	21	21	630,000	560,000	520,000	-
16	東京都	立川市	185,552	1,072	28	28	662,000	599,000	555,000	-
17		府中市	259,572	1,345	30	26	650,000	570,000	550,000	-
18		三鷹市	190,173	1,046	28	28	640,000	580,000	550,000	-
19		調布市	238,952	1,315	28	28	640,000	580,000	550,000	-
20		町田市	431,018	2,904	36	36	640,000	580,000	550,000	-
21		小平市	196,543	955	28	28	650,000	580,000	550,000	-
22		東村山市	151,598	788	25	25	558,000	506,000	485,000	-
23		西東京市	205,943	1,046	28	28	614,000	549,000	517,000	-
24	神奈川県	鎌倉市	171,914	1,305	26	26	579,000	520,000	479,000	-
25		藤沢市	444,860	3,872	36	36	690,000	610,000	565,000	-
26		秦野市	161,279	1,098	24	21	556,000	484,000	444,000	-
27	三重県	津市	271,758	2,575	34	32	670,000	610,000	550,000	-
28	大阪府	和泉市	183,214	1,147	24	24	660,000	630,000	600,000	-
29	兵庫県	伊丹市	201,858	2,201	28	21	720,000	646,000	584,000	-
30		川西市	155,517	1,143	24	24	701,000	629,000	570,000	-
31	山口県	宇部市	159,608	1,150	28	28	551,000	498,000	470,000	-
32		山口市	187,674	1,705	34	33	557,000	480,000	449,000	-
33	徳島県	徳島市	247,818	2,752	30	30	714,000	647,000	606,000	-
平均			223,308	1,659	29	29	608,815	550,094	513,735	-

類似団体の各市の状況（議員の期末手当・年収）

	都道府県	市	期末手当		年収(円)		
			支給月数	加算率(%)	議長	副議長	議員
1	京都府	宇治市	3.30	30	10,344,150	9,529,650	8,715,150
2	北海道	釧路市	3.30	45	10,071,000	9,063,900	8,224,650
3		苫小牧市	4.40	15	8,871,200	8,188,800	7,506,400
4	茨城県	ひたちなか市	3.30	15	8,545,095	7,960,680	7,423,650
5	埼玉県	新座市	3.30	20	7,389,480	6,703,200	6,384,000
6		久喜市	4.40	20	8,346,240	7,482,240	7,084,800
7	千葉県	市川市	4.40	20	12,510,720	11,266,560	10,437,120
8		松戸市	4.40	15	12,283,200	11,259,600	10,065,400
9		野田市	4.25	20	9,353,700	8,413,200	7,695,000
10		佐倉市	4.35	20	8,954,400	8,265,600	7,921,200
11		習志野市	4.40	20	9,331,200	8,640,000	8,294,400
12		市原市	4.40	20	11,197,440	10,039,680	9,711,360
13		流山市	4.20	20	9,336,216	8,317,224	7,808,580
14		八千代市	4.00	15	8,632,000	7,968,000	7,636,000
15		浦安市	4.40	20	10,886,400	9,676,800	8,985,600
16	東京都	立川市	4.35	20	11,399,640	10,314,780	9,557,100
17		府中市	4.55	20	11,349,000	9,952,200	9,603,000
18		三鷹市	4.50	20	11,136,000	10,092,000	9,570,000
19		調布市	4.30	20	10,982,400	9,952,800	9,438,000
20		町田市	4.90	20	11,443,200	10,370,400	9,834,000
21		小平市	3.85	20	10,803,000	9,639,600	9,141,000
22		東村山市	4.15	0	9,011,700	8,171,900	7,832,750
23		西東京市	4.45	20	10,646,760	9,519,660	8,964,780
24	神奈川県	鎌倉市	4.40	20	10,005,120	8,985,600	8,277,120
25		藤沢市	3.40	45	11,681,700	10,327,300	9,565,450
26		秦野市	4.20	20	9,474,240	8,247,360	7,565,760
27	三重県	津市	4.00	20	11,256,000	10,248,000	9,240,000
28	大阪府	和泉市	4.40	20	11,404,800	10,886,400	10,368,000
29	兵庫県	伊丹市	3.30	45	12,085,200	10,843,110	9,802,440
30		川西市	4.40	6	11,681,464	10,481,656	9,498,480
31	山口県	宇部市	3.30	20	8,793,960	7,948,080	7,501,200
32		山口市	3.30	20	8,889,720	7,660,800	7,166,040
33	徳島県	徳島市	3.10	20	11,224,080	10,170,840	9,526,320
平均			4.05	21	10,282,437	9,290,534	8,677,114

類似団体の各市の状況（特別職・議員の任期内収入）

任期：教育長3年。その他4年。（万円）

	都道府県	市	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
1	京都府	宇治市	8,681.7	6,834.2	4,366.2	4,137.7	3,811.9	3,486.1
2	北海道	釧路市	8,885.3	6,855.3	4,244.5	4,028.4	3,625.6	3,289.9
3		苫小牧市	8,569.1	6,739.2	4,051.4	3,548.5	3,275.5	3,002.6
4	茨城県	ひたちなか市	8,202.8	5,880.1	3,875.5	3,418.0	3,184.3	2,969.5
5	埼玉県	新座市	8,220.1	6,275.3	4,278.5	2,955.8	2,681.3	2,553.6
6		久喜市	8,463.7	6,497.3	4,430.8	3,338.5	2,992.9	2,833.9
7	千葉県	市川市	10,059.9	7,644.7	4,828.6	5,004.3	4,506.6	4,174.8
8		松戸市	10,250.5	6,992.1	4,798.5	4,913.3	4,503.8	4,026.2
9		野田市	8,748.0	6,681.2	4,387.5	3,741.5	3,365.3	3,078.0
10		佐倉市	8,649.6	6,977.4	4,580.1	3,581.8	3,306.2	3,168.5
11		習志野市	8,618.4	6,570.7	4,309.9	3,732.5	3,456.0	3,317.8
12		市原市	9,264.6	7,227.4	4,624.1	4,479.0	4,015.9	3,884.5
13		流山市	8,404.1	6,872.7	4,642.8	3,734.5	3,326.9	3,123.4
14		八千代市	8,373.2	6,730.4	4,494.5	3,452.8	3,187.2	3,054.4
15		浦安市	9,421.4	7,421.4	5,074.6	4,354.6	3,870.7	3,594.2
16	東京都	立川市	8,627.8	7,287.3	4,607.0	4,559.9	4,125.9	3,822.8
17		府中市	9,054.7	7,611.1	4,845.5	4,539.6	3,980.9	3,841.2
18		三鷹市	8,734.4	7,099.2	4,835.7	4,454.4	4,036.8	3,828.0
19		調布市	8,760.2	7,217.3	4,895.3	4,393.0	3,981.1	3,775.2
20		町田市	8,848.9	7,318.8	4,787.2	4,577.3	4,148.2	3,933.6
21		小平市	8,610.0	7,020.0	4,819.5	4,321.2	3,855.8	3,656.4
22		東村山市	7,483.6	6,228.6	4,115.9	3,604.7	3,268.8	3,133.1
23		西東京市	8,085.9	6,997.0	4,541.4	4,258.7	3,807.9	3,585.9
24	神奈川県	鎌倉市	8,413.0	6,865.6	4,357.4	4,002.0	3,594.2	3,310.8
25		藤沢市	9,386.2	7,491.9	4,681.9	4,672.7	4,130.9	3,826.2
26		秦野市	8,277.8	6,470.4	4,116.8	3,789.7	3,298.9	3,026.3
27	三重県	津市	10,793.8	7,475.0	4,502.2	4,502.4	4,099.2	3,696.0
28	大阪府	和泉市	9,296.8	7,370.1	4,723.4	4,561.9	4,354.6	4,147.2
29	兵庫県	伊丹市	9,275.3	7,177.7	4,467.7	4,834.1	4,337.2	3,921.0
30		川西市	8,268.0	6,391.1	4,150.3	4,672.6	4,192.7	3,799.4
31	山口県	宇部市	8,753.3	6,668.2	3,751.1	3,517.6	3,179.2	3,000.5
32		山口市	9,278.3	6,891.5	4,312.6	3,555.9	3,064.3	2,866.4
33	徳島県	徳島市	9,609.0	7,356.2	4,129.4	4,489.6	4,068.3	3,810.5
平均			8,859.7	6,943.5	4,473.6	4,113.0	3,716.2	3,470.8

府内の各市の状況（特別職の給料月額・期末手当・年収・退職手当・任期内収入）

	市	給料月額(円)			減額 措置	期末手当		地域 手当 (%)	年収(千円)			退職手当(千円)			任期内収入(千円)・順位					
		本則の給料月額				支給 月数	加算率 (%)		市長	副市長	教育長	市長	副市長	教育長	市長(4年)		副市長(4年)		教育長(3年)	
		市長	副市長	教育長											市長(4年)	副市長(4年)	教育長(3年)			
1	宇治市	1,075,000	895,000	785,000	有	3.30	30	0.0	17,512	14,580	12,788	16,770	10,024	5,299	86,818	4	68,344	2	43,663	1
2	京都市	1,390,000	1,100,000	573,100	有	3.25(4.30)※1	45(43)※2	10.0	25,553	20,222	11,441	34,027	20,803	6,353	136,239	1	101,691	1	40,676	5
3	福知山市	935,000	760,000	685,000	-	3.35	15	0.0	14,822	12,048	10,859	15,259	8,026	4,439	74,547	12	56,218	11	37,016	11
4	舞鶴市	949,000	781,000	688,000	-	3.30	15	0.0	14,989	12,336	10,867	20,878	11,465	6,254	80,834	7	60,809	6	38,855	9
5	綾部市	880,000	720,000	640,000	-	3.30	15	0.0	13,900	11,372	10,109	18,656	9,072	5,184	74,256	13	54,560	13	35,511	13
6	宮津市	900,000	730,000	660,000	有	3.30	15	0.0	14,216	11,530	10,425	19,080	9,198	5,346	75,944	10	55,318	12	36,621	12
7	亀岡市	985,000	787,000	694,000	-	3.30	15	6.0	16,492	13,177	11,619	21,670	10,231	5,830	87,638	3	62,939	4	40,687	4
8	城陽市	946,000	780,000	701,000	-	3.30	15	3.0	15,390	12,690	11,404	20,055	9,828	5,678	81,615	5	60,588	7	39,890	6
9	向日市	874,000	722,000	651,000	-	3.30	30	6.0	15,092	12,467	11,241	18,529	9,097	5,273	78,897	9	58,965	9	38,996	8
10	長岡京市	930,000	770,000	686,000	有	3.30	15	12.0	16,452	13,622	12,136	22,320	10,780	6,174	88,128	2	65,268	3	42,582	2
11	八幡市	848,700	721,300	654,700	-	3.25	15	6.0	14,158	12,033	10,922	18,671	9,377	5,499	75,303	11	57,509	10	38,265	10
12	京田辺市	875,000	730,000	680,000	-	3.80	15	10.0	15,756	13,145	12,245	18,550	9,198	5,508	81,574	6	61,778	5	42,243	3
13	京丹後市	863,000	697,000	628,000	有	3.30	15	0.0	13,631	11,009	9,919	18,296	8,782	5,087	72,820	14	52,818	14	34,844	14
14	南丹市	736,000	647,800	579,200	-	3.30	15	0.0	11,625	10,232	9,148	15,603	8,162	4,692	62,103	15	49,090	15	32,136	15
15	木津川市	880,000	730,000	660,000	-	3.30	35	6.0	15,349	12,733	11,512	18,656	9,198	5,346	80,052	8	60,130	8	39,882	7
	平均	937,780	771,407	664,333	-	3.33	20	4	15,662	12,880	11,109	19,801	10,216	5,464	82,451	-	61,735	-	38,791	-
	京都市除く平均	905,479	747,936	670,850	-	3.34	19	4	14,956	12,355	11,085	18,785	9,460	5,401	78,609	-	58,881	-	38,657	-

※1…市長・副市長(3.25月)、教育長(4.3月)

※2…市長・副市長(45%)、教育長(43%)

府内の各市の状況（議員の報酬月額・期末手当・年収・任期内収入）

	市	議員定数(人)		報酬月額(円)				期末手当		年収(千円)			退職手当(千円)			任期内収入(千円)・順位					
		条例定数	実数	本則の報酬月額			減額措置	支給月数	加算率(%)	議長	副議長	議員	議長	副議長	議員	議長	副議長	議員			
				議長	副議長	議員															
1	宇治市	28	28	635,000	585,000	535,000	-	3.30	30	10,344	9,530	8,715	-	-	-	41,376	2	38,120	2	34,860	2
2	京都市	67	67	1,120,000	1,030,000	960,000	有	3.25	45	18,718	17,214	16,044	-	-	-	74,872	1	68,856	1	64,176	1
3	福知山市	24	24	495,000	440,000	410,000	-	3.35	15	7,847	6,975	6,500	-	-	-	31,388	9	27,900	8	26,000	8
4	舞鶴市	25	25	570,000	480,000	440,000	-	3.30	15	9,003	7,582	6,950	-	-	-	36,012	3	30,328	7	27,800	6
5	綾部市	18	18	450,000	400,000	365,000	-	3.30	15	7,108	6,318	5,765	-	-	-	28,432	13	25,272	12	23,060	12
6	宮津市	14	13	430,000	370,000	350,000	-	3.30	15	6,792	5,844	5,528	-	-	-	27,168	14	23,376	15	22,112	14
7	亀岡市	24	24	560,000	490,000	440,000	-	3.30	15	8,845	7,740	6,950	-	-	-	35,380	4	30,960	5	27,800	6
8	城陽市	20	20	560,000	495,000	445,000	-	3.30	15	8,845	7,819	7,029	-	-	-	35,380	4	31,276	4	28,116	5
9	向日市	18	20	475,000	440,000	400,000	-	3.30	15	7,503	6,950	6,318	-	-	-	30,012	10	27,800	9	25,272	9
10	長岡京市	22	22	520,000	490,000	450,000	-	3.30	15	8,213	7,740	7,108	-	-	-	32,852	7	30,960	5	28,432	4
11	八幡市	21	21	550,000	500,000	470,000	-	3.25	15	8,656	7,869	7,397	-	-	-	34,624	6	31,476	3	29,588	3
12	京田辺市	20	20	515,000	430,000	400,000	-	3.30	15	8,134	6,792	6,318	-	-	-	32,536	8	27,168	10	25,272	9
13	京丹後市	20	20	430,000	380,000	360,000	-	3.30	15	6,792	6,002	5,686	-	-	-	27,168	14	24,008	13	22,744	13
14	南丹市	20	20	470,000	415,000	380,000	-	3.30	15	7,424	6,555	6,002	-	-	-	29,696	11	26,220	11	24,008	11
15	木津川市	20	20	470,000	380,000	350,000	-	3.30	15	7,424	6,002	5,528	-	-	-	29,696	11	24,008	13	22,112	14
平均		24	24	550,000	488,333	450,333	-	3.30	18	8,777	7,795	7,189	-	-	-	35,106	-	31,182	-	28,757	-
京都市除く平均		21	21	509,286	449,643	413,929	-	3.30	16	8,066	7,123	6,557	-	-	-	32,266	-	28,491	-	26,227	-

類似団体の主要項目の順位

順位	人口(人)			職員数(人)			議員定数			順位
	R5.4.1現在			R5.4.1現在			実数(人)			
1	千葉県	松戸市	497,342	千葉県	松戸市	4,245	千葉県	松戸市	44	1
2	千葉県	市川市	492,489	神奈川県	藤沢市	3,872	千葉県	市川市	42	2
3	神奈川県	藤沢市	444,860	千葉県	市川市	3,110	神奈川県	藤沢市	36	3
4	東京都	町田市	431,018	東京都	町田市	2,904	東京都	町田市	36	4
5	三重県	津市	271,758	徳島県	徳島市	2,752	山口県	山口市	33	5
6	千葉県	市原市	269,643	三重県	津市	2,575	三重県	津市	32	6
7	東京都	府中市	259,572	北海道	釧路市	2,500	千葉県	市原市	32	7
8	徳島県	徳島市	247,818	兵庫県	伊丹市	2,201	徳島県	徳島市	30	8
9	東京都	調布市	238,952	千葉県	市原市	2,037	千葉県	習志野市	30	9
10	千葉県	流山市	209,237	北海道	苫小牧市	1,904	北海道	釧路市	28	10
11	東京都	西東京市	205,943	山口県	山口市	1,705	北海道	苫小牧市	28	11
12	千葉県	八千代市	204,818	千葉県	習志野市	1,442	京都府	宇治市	28	12
13	兵庫県	伊丹市	201,858	京都府	宇治市	1,420	千葉県	八千代市	28	13
14	東京都	小平市	196,543	千葉県	浦安市	1,387	東京都	調布市	28	14
15	東京都	三鷹市	190,173	東京都	府中市	1,345	山口県	宇部市	28	15
16	山口県	山口市	187,674	千葉県	八千代市	1,329	東京都	立川市	28	16
17	東京都	立川市	185,552	東京都	調布市	1,315	東京都	西東京市	28	17
18	大阪府	和泉市	183,214	神奈川県	鎌倉市	1,305	東京都	三鷹市	28	18
19	京都府	宇治市	181,616	山口県	宇部市	1,150	千葉県	野田市	28	19
20	千葉県	習志野市	175,043	大阪府	和泉市	1,147	千葉県	佐倉市	28	20
21	神奈川県	鎌倉市	171,914	兵庫県	川西市	1,143	東京都	小平市	28	21
22	千葉県	佐倉市	171,037	千葉県	流山市	1,123	埼玉県	久喜市	27	22
23	千葉県	浦安市	170,406	神奈川県	秦野市	1,098	東京都	府中市	26	23
24	北海道	苫小牧市	167,503	東京都	立川市	1,072	神奈川県	鎌倉市	26	24
25	埼玉県	新座市	165,611	東京都	西東京市	1,046	埼玉県	新座市	26	25
26	神奈川県	秦野市	161,279	東京都	三鷹市	1,046	千葉県	流山市	25	26
27	山口県	宇部市	159,608	千葉県	野田市	1,036	茨城県	ひたちなか市	25	27
28	北海道	釧路市	159,073	千葉県	佐倉市	1,005	東京都	東村山市	25	28
29	茨城県	ひたちなか市	156,144	埼玉県	久喜市	964	大阪府	和泉市	24	29
30	兵庫県	川西市	155,517	東京都	小平市	955	兵庫県	川西市	24	30
31	千葉県	野田市	153,600	茨城県	ひたちなか市	935	兵庫県	伊丹市	21	31
32	東京都	東村山市	151,598	埼玉県	新座市	893	千葉県	浦安市	21	32
33	埼玉県	久喜市	150,740	東京都	東村山市	788	神奈川県	秦野市	21	33
	平均		223,307.7	平均		1,659.06	平均		28.5	
	宇治市を除く平均		224,610.5	宇治市を除く平均		1,666.53	宇治市を除く平均		28.6	

類似団体の主要項目の順位

順位	ラスパイレス指数 (R4)			財政力指数 (1.0を超えれば地方交付税の不交付団体になる。)			経常収支比率 (比率が高いほど財政の自由度が少ない)			順位
	県	市	指数	県	市	指数	県	市	比率	
1	千葉県	八千代市	103.4	千葉県	浦安市	1.46	神奈川県	鎌倉市	99.9	1
2	千葉県	流山市	102.3	東京都	府中市	1.18	大阪府	和泉市	95.8	2
3	神奈川県	秦野市	101.9	東京都	調布市	1.17	兵庫県	川西市	94.8	3
4	京都府	宇治市	101.7	東京都	三鷹市	1.14	神奈川県	藤沢市	92.7	4
5	千葉県	浦安市	101.6	東京都	立川市	1.14	三重県	津市	92.7	5
6	千葉県	市川市	101.5	千葉県	市川市	1.08	千葉県	八千代市	92.2	6
7	千葉県	習志野市	101.2	神奈川県	鎌倉市	1.07	徳島県	徳島市	92.0	7
8	神奈川県	藤沢市	101.1	神奈川県	藤沢市	1.06	京都府	宇治市	92.0	8
9	千葉県	松戸市	101.1	千葉県	市原市	1.05	茨城県	ひたちなか市	91.9	9
10	千葉県	市原市	100.5	東京都	小平市	0.95	東京都	三鷹市	91.5	10
11	東京都	東村山市	100.2	東京都	町田市	0.95	北海道	釧路市	91.0	11
12	東京都	小平市	100.1	茨城県	ひたちなか市	0.95	千葉県	市川市	90.5	12
13	山口県	宇部市	100.1	千葉県	八千代市	0.94	千葉県	浦安市	89.9	13
14	山口県	山口市	99.7	千葉県	流山市	0.94	東京都	調布市	89.8	14
15	埼玉県	新座市	99.6	千葉県	習志野市	0.92	千葉県	習志野市	89.8	15
16	北海道	釧路市	99.5	千葉県	佐倉市	0.91	山口県	山口市	89.8	16
17	東京都	三鷹市	99.4	埼玉県	新座市	0.90	東京都	西東京市	89.5	17
18	東京都	町田市	99.4	東京都	西東京市	0.89	兵庫県	伊丹市	89.2	18
19	三重県	津市	99.4	千葉県	松戸市	0.88	千葉県	野田市	88.9	19
20	兵庫県	伊丹市	99.4	神奈川県	秦野市	0.85	千葉県	市原市	88.8	20
21	東京都	府中市	99.3	千葉県	野田市	0.84	神奈川県	秦野市	88.2	21
22	徳島県	徳島市	99.3	埼玉県	久喜市	0.84	埼玉県	新座市	88.1	22
23	神奈川県	鎌倉市	99.0	兵庫県	伊丹市	0.81	千葉県	佐倉市	87.9	23
24	東京都	調布市	99.0	徳島県	徳島市	0.80	千葉県	松戸市	87.9	24
25	千葉県	佐倉市	99.0	東京都	東村山市	0.78	北海道	苫小牧市	87.8	25
26	東京都	西東京市	98.8	北海道	苫小牧市	0.77	山口県	宇部市	87.5	26
27	東京都	立川市	98.7	京都府	宇治市	0.74	東京都	立川市	86.8	27
28	千葉県	野田市	98.7	大阪府	和泉市	0.73	東京都	町田市	86.7	28
29	北海道	苫小牧市	98.3	山口県	宇部市	0.72	東京都	東村山市	86.7	29
30	茨城県	ひたちなか市	98.2	三重県	津市	0.70	東京都	府中市	85.1	30
31	大阪府	和泉市	97.4	兵庫県	川西市	0.69	埼玉県	久喜市	83.6	31
32	埼玉県	久喜市	97.0	山口県	山口市	0.63	東京都	小平市	83.1	32
33	兵庫県	川西市	96.9	北海道	釧路市	0.45	千葉県	流山市	81.2	33
	平均		99.8	平均		0.91	平均		89.5	
	宇治市を除く平均		99.7	宇治市を除く平均		0.91	宇治市を除く平均		89.4	

※宇治市は全国自治体別・公務員(一般職)年収ランキング(R4) 56位/1741団体中(東洋経済調べ)。

類似団体の主要項目の順位

順位	個人市民税 市民一人あたり(千円)			個人市民税 地方税に占める割合(%)			個人市民税 歳入に占める割合(%)			順位
	1	千葉県	浦安市	101.2	千葉県	松戸市	47.8	神奈川県	鎌倉市	
2	東京都	三鷹市	96.3	東京都	三鷹市	47.8	東京都	三鷹市	22.8	2
3	神奈川県	鎌倉市	94.1	東京都	西東京市	47.6	千葉県	浦安市	22.6	3
4	東京都	調布市	89.4	千葉県	流山市	47.4	千葉県	市川市	21.9	4
5	千葉県	市川市	82.3	千葉県	市川市	46.7	東京都	調布市	19.7	5
6	東京都	府中市	79.5	東京都	小平市	46.0	千葉県	習志野市	19.0	6
7	神奈川県	藤沢市	77.2	千葉県	佐倉市	45.7	千葉県	八千代市	18.8	7
8	東京都	西東京市	76.0	東京都	東村山市	45.7	神奈川県	藤沢市	18.6	8
9	千葉県	習志野市	74.3	神奈川県	鎌倉市	45.6	千葉県	佐倉市	18.5	9
10	東京都	小平市	73.0	東京都	調布市	45.4	東京都	西東京市	18.4	10
11	東京都	立川市	72.7	兵庫県	川西市	45.2	千葉県	松戸市	17.2	11
12	千葉県	流山市	71.9	千葉県	八千代市	44.9	東京都	小平市	17.2	12
13	東京都	町田市	71.5	千葉県	習志野市	44.8	千葉県	流山市	17.0	13
14	千葉県	松戸市	67.3	東京都	町田市	44.7	埼玉県	新座市	16.0	14
15	千葉県	八千代市	65.2	神奈川県	藤沢市	42.1	茨城県	ひたちなか市	15.5	15
16	千葉県	佐倉市	63.3	埼玉県	新座市	42.0	東京都	町田市	15.3	16
17	埼玉県	新座市	63.2	大阪府	和泉市	41.1	神奈川県	秦野市	14.7	17
18	東京都	東村山市	62.8	京都府	宇治市	40.6	東京都	府中市	14.7	18
19	茨城県	ひたちなか市	61.9	茨城県	ひたちなか市	40.5	埼玉県	久喜市	14.3	19
20	千葉県	市原市	59.8	神奈川県	秦野市	40.4	東京都	立川市	13.9	20
21	三重県	津市	58.1	千葉県	浦安市	39.9	兵庫県	川西市	13.8	21
22	兵庫県	伊丹市	57.4	東京都	府中市	39.6	千葉県	市原市	13.7	22
23	埼玉県	久喜市	57.1	三重県	津市	38.3	京都府	宇治市	13.5	23
24	兵庫県	川西市	56.4	埼玉県	久喜市	37.8	東京都	東村山市	13.5	24
25	徳島県	徳島市	56.2	山口県	山口市	37.1	三重県	津市	12.9	25
26	神奈川県	秦野市	55.7	兵庫県	伊丹市	36.9	大阪府	和泉市	12.8	26
27	山口県	宇部市	53.4	千葉県	野田市	36.1	千葉県	野田市	12.7	27
28	京都府	宇治市	53.4	山口県	宇部市	36.0	兵庫県	伊丹市	12.1	28
29	千葉県	野田市	53.0	北海道	釧路市	35.2	徳島県	徳島市	12.1	29
30	大阪府	和泉市	52.9	徳島県	徳島市	34.7	山口県	山口市	10.5	30
31	山口県	山口市	52.8	東京都	立川市	33.7	山口県	宇部市	10.2	31
32	北海道	苫小牧市	49.5	千葉県	市原市	32.4	北海道	苫小牧市	9.3	32
33	北海道	釧路市	45.4	北海道	苫小牧市	30.0	北海道	釧路市	6.9	33
	平均		66.8	平均		41.2	平均		15.6	
	宇治市を除く平均		67.2	宇治市を除く平均		41.2	宇治市を除く平均		15.6	

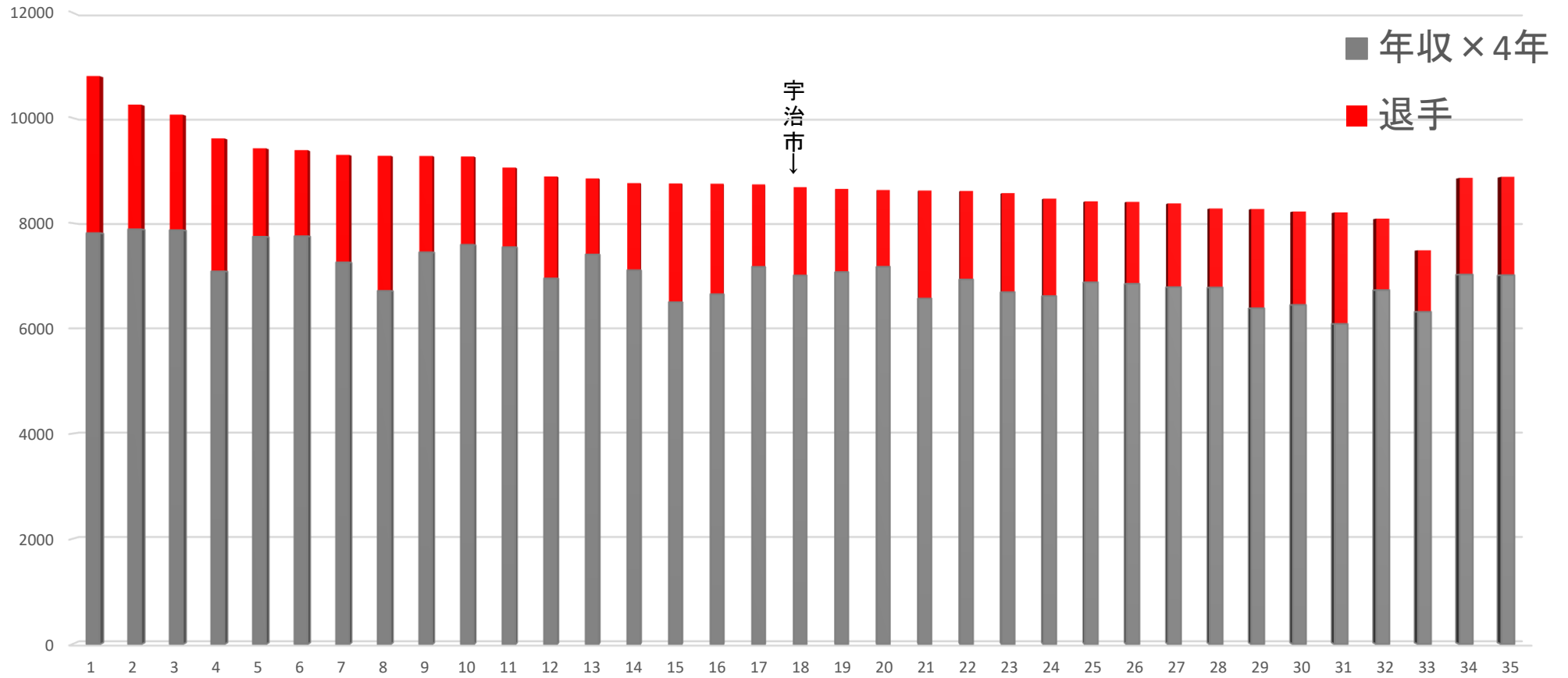
類似団体の主要項目の順位

順位	議長 報酬月額(万円)			副議長 報酬月額(万円)			議員 報酬月額(万円)			順位
	県	市	報酬月額(万円)	県	市	報酬月額(万円)	県	市	報酬月額(万円)	
1	千葉県	市川市	72.4	千葉県	松戸市	66.0	徳島県	徳島市	60.6	1
2	兵庫県	伊丹市	72.0	千葉県	市川市	65.2	千葉県	市川市	60.4	2
3	千葉県	松戸市	72.0	徳島県	徳島市	64.7	大阪府	和泉市	60.0	3
4	徳島県	徳島市	71.4	兵庫県	伊丹市	64.6	千葉県	松戸市	59.0	4
5	兵庫県	川西市	70.1	大阪府	和泉市	63.0	兵庫県	伊丹市	58.4	5
6	神奈川県	藤沢市	69.0	兵庫県	川西市	62.9	兵庫県	川西市	57.0	6
7	三重県	津市	67.0	神奈川県	藤沢市	61.0	神奈川県	藤沢市	56.5	7
8	東京都	立川市	66.2	三重県	津市	61.0	千葉県	市原市	56.2	8
9	大阪府	和泉市	66.0	東京都	立川市	59.9	東京都	立川市	55.5	9
10	東京都	府中市	65.0	京都府	宇治市	58.5	三重県	津市	55.0	10
11	東京都	小平市	65.0	千葉県	市原市	58.1	東京都	小平市	55.0	11
12	千葉県	市原市	64.8	東京都	小平市	58.0	東京都	三鷹市	55.0	12
13	東京都	三鷹市	64.0	東京都	三鷹市	58.0	東京都	調布市	55.0	13
14	東京都	調布市	64.0	東京都	調布市	58.0	東京都	町田市	55.0	14
15	東京都	町田市	64.0	東京都	町田市	58.0	東京都	府中市	55.0	15
16	京都府	宇治市	63.5	東京都	府中市	57.0	京都府	宇治市	53.5	16
17	千葉県	浦安市	63.0	千葉県	浦安市	56.0	千葉県	浦安市	52.0	17
18	東京都	西東京市	61.4	東京都	西東京市	54.9	東京都	西東京市	51.7	18
19	北海道	釧路市	60.0	北海道	釧路市	54.0	北海道	釧路市	49.0	19
20	神奈川県	鎌倉市	57.9	神奈川県	鎌倉市	52.0	東京都	東村山市	48.5	20
21	東京都	東村山市	55.8	東京都	東村山市	50.6	千葉県	習志野市	48.0	21
22	山口県	山口市	55.7	茨城県	ひたちなか市	50.4	神奈川県	鎌倉市	47.9	22
23	神奈川県	秦野市	55.6	千葉県	習志野市	50.0	茨城県	ひたちなか市	47.0	23
24	山口県	宇部市	55.1	山口県	宇部市	49.8	山口県	宇部市	47.0	24
25	千葉県	流山市	54.8	千葉県	野田市	49.2	千葉県	八千代市	46.0	25
26	千葉県	野田市	54.7	千葉県	流山市	48.8	千葉県	佐倉市	46.0	26
27	茨城県	ひたちなか市	54.1	神奈川県	秦野市	48.4	千葉県	流山市	45.8	27
28	千葉県	習志野市	54.0	山口県	山口市	48.0	千葉県	野田市	45.0	28
29	千葉県	八千代市	52.0	千葉県	八千代市	48.0	山口県	山口市	44.9	29
30	千葉県	佐倉市	52.0	千葉県	佐倉市	48.0	神奈川県	秦野市	44.4	30
31	北海道	苫小牧市	52.0	北海道	苫小牧市	48.0	北海道	苫小牧市	44.0	31
32	埼玉県	久喜市	48.3	埼玉県	久喜市	43.3	埼玉県	久喜市	41.0	32
33	埼玉県	新座市	46.3	埼玉県	新座市	42.0	埼玉県	新座市	40.0	33
	平均		60.9	平均		55.0	平均		51.4	
	宇治市を除く平均		60.8	宇治市を除く平均		54.9	宇治市を除く平均		51.3	

類似団体の主要項目の順位

順位	市長 年収(万円)			市長 退職手当(万円)			市長 任期4年総収入(万円)			順位
	県	市	年収	県	市	退職手当	県	市	総収入	
1	千葉県	松戸市	1,970.4	三重県	津市	2,983.2	三重県	津市	10,793.8	1
2	千葉県	市川市	1,966.3	山口県	山口市	2,566.1	千葉県	松戸市	10,250.5	2
3	三重県	津市	1,952.6	徳島県	徳島市	2,525.3	千葉県	市川市	10,059.9	3
4	神奈川県	藤沢市	1,938.0	千葉県	松戸市	2,368.8	徳島県	徳島市	9,609.0	4
5	千葉県	浦安市	1,935.4	山口県	宇部市	2,256.0	千葉県	浦安市	9,421.4	5
6	千葉県	市原市	1,897.0	千葉県	市川市	2,194.6	神奈川県	藤沢市	9,386.2	6
7	東京都	府中市	1,885.7	茨城県	ひたちなか市	2,118.6	大阪府	和泉市	9,296.8	7
8	兵庫県	伊丹市	1,861.3	千葉県	野田市	2,099.5	山口県	山口市	9,278.3	8
9	東京都	町田市	1,850.8	千葉県	習志野市	2,052.0	兵庫県	伊丹市	9,275.3	9
10	大阪府	和泉市	1,813.4	大阪府	和泉市	2,043.4	千葉県	市原市	9,264.6	10
11	東京都	立川市	1,792.6	北海道	釧路市	1,936.3	東京都	府中市	9,054.7	11
12	東京都	三鷹市	1,792.2	兵庫県	川西市	1,885.4	北海道	釧路市	8,885.3	12
13	東京都	調布市	1,776.1	北海道	苫小牧市	1,881.6	東京都	町田市	8,848.9	13
14	徳島県	徳島市	1,770.9	埼玉県	久喜市	1,848.9	東京都	調布市	8,760.2	14
15	千葉県	佐倉市	1,767.6	兵庫県	伊丹市	1,830.0	山口県	宇部市	8,753.3	15
16	京都府	宇治市	1,751.2	埼玉県	新座市	1,773.6	千葉県	野田市	8,748.0	16
17	北海道	釧路市	1,737.2	千葉県	浦安市	1,680.0	東京都	三鷹市	8,734.4	17
18	東京都	小平市	1,732.5	東京都	小平市	1,680.0	京都府	宇治市	8,681.7	18
19	神奈川県	鎌倉市	1,718.8	京都府	宇治市	1,677.0	千葉県	佐倉市	8,649.6	19
20	千葉県	流山市	1,711.9	千葉県	市原市	1,676.6	東京都	立川市	8,627.8	20
21	千葉県	八千代市	1,696.0	東京都	調布市	1,656.0	千葉県	習志野市	8,618.4	21
22	神奈川県	秦野市	1,694.3	神奈川県	藤沢市	1,634.3	東京都	小平市	8,610.0	22
23	東京都	西東京市	1,682.0	千葉県	八千代市	1,589.3	北海道	苫小牧市	8,569.1	23
24	山口県	山口市	1,678.1	千葉県	佐倉市	1,579.2	埼玉県	久喜市	8,463.7	24
25	北海道	苫小牧市	1,671.9	東京都	三鷹市	1,565.6	神奈川県	鎌倉市	8,413.0	25
26	千葉県	野田市	1,662.1	千葉県	流山市	1,556.5	千葉県	流山市	8,404.1	26
27	埼玉県	久喜市	1,653.7	神奈川県	鎌倉市	1,537.6	千葉県	八千代市	8,373.2	27
28	千葉県	習志野市	1,641.6	東京都	府中市	1,512.0	神奈川県	秦野市	8,277.8	28
29	山口県	宇部市	1,624.3	神奈川県	秦野市	1,500.8	兵庫県	川西市	8,268.0	29
30	埼玉県	新座市	1,611.6	東京都	立川市	1,457.4	埼玉県	新座市	8,220.1	30
31	兵庫県	川西市	1,595.6	東京都	町田市	1,445.8	茨城県	ひたちなか市	8,202.8	31
32	東京都	東村山市	1,578.6	東京都	西東京市	1,358.0	東京都	西東京市	8,085.9	32
33	茨城県	ひたちなか市	1,521.1	東京都	東村山市	1,169.3	東京都	東村山市	7,483.6	33
		平均	1,755.5		平均	1,837.5		平均	8,859.7	
		宇治市を除く平均	1,759.1		宇治市を除く平均	1,842.6		宇治市を除く平均	8,866.2	

市長の任期4年総収入比較

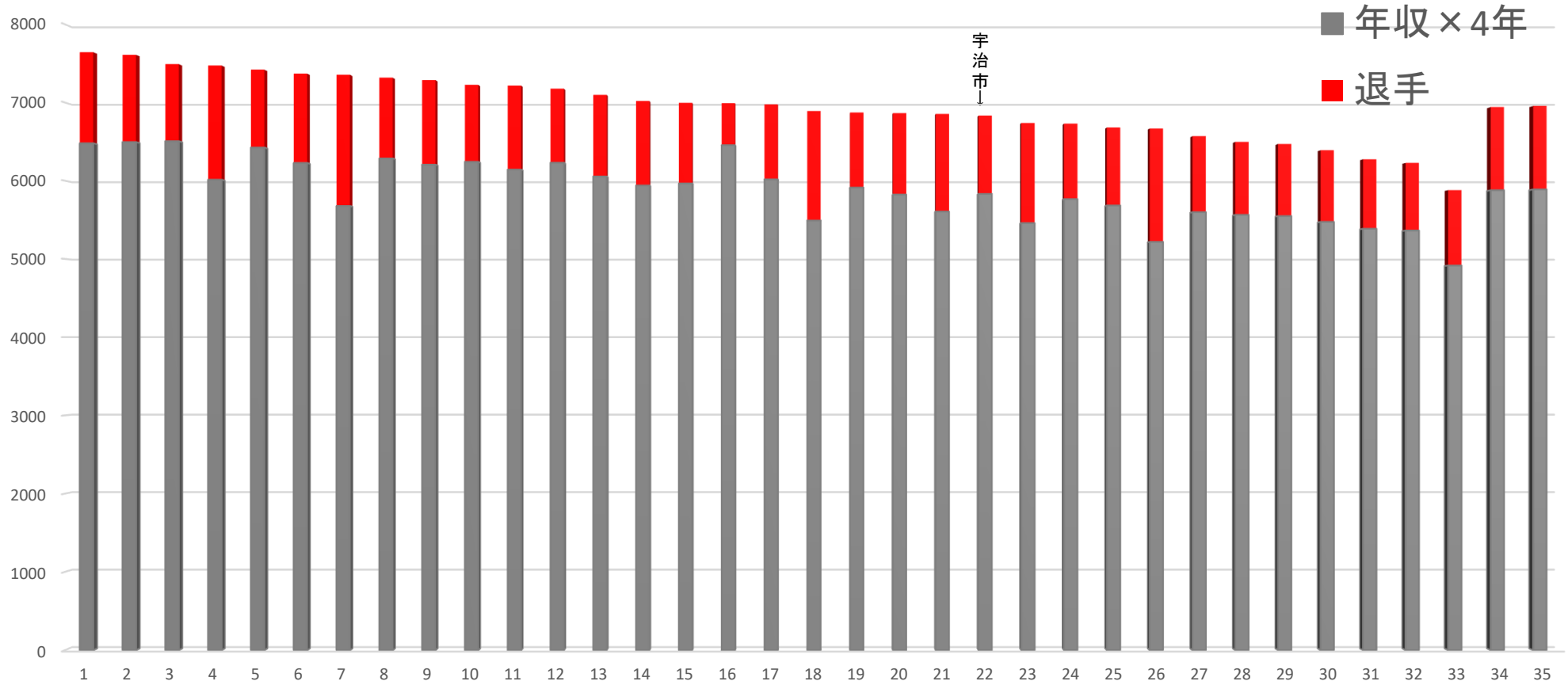


順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
	三重県	千葉県	千葉県	徳島県	千葉県	神奈川県	大阪府	山口県	兵庫県	千葉県	東京都	北海道	東京都	東京都	山口県	千葉県	東京都	京都府	千葉県	東京都	千葉県	東京都	北海道	埼玉県	神奈川県	千葉県	千葉県	神奈川県	兵庫県	埼玉県	茨城県	東京都	東京都	平均	宇治市を除く平均
	津市	松戸市	市川市	徳島市	浦安市	藤沢市	和泉市	山口市	伊丹市	市原市	府中市	釧路市	町田市	調布市	宇部市	野田市	三鷹市	宇治市	佐倉市	立川市	習志野市	小平市	苫小牧市	久喜市	鎌倉市	流山市	八千代市	秦野市	川西市	新座市	ひたちなか市	西東京市	東村山市		

類似団体の主要項目の順位

順位	副市長 年収(万円)			副市長 退職手当(万円)			副市長 任期4年総収入(万円)			順位
	都道府県	市	年収	都道府県	市	退職手当	都道府県	市	総収入	
1	神奈川県	藤沢市	1,626.5	徳島県	徳島市	1,679.1	千葉県	市川市	7,644.7	1
2	東京都	府中市	1,623.8	三重県	津市	1,461.6	東京都	府中市	7,611.1	2
3	千葉県	市川市	1,619.9	山口県	宇部市	1,449.6	神奈川県	藤沢市	7,491.9	3
4	千葉県	松戸市	1,613.9	山口県	山口市	1,399.7	三重県	津市	7,475.0	4
5	千葉県	浦安市	1,606.3	北海道	苫小牧市	1,280.0	千葉県	浦安市	7,421.4	5
6	東京都	町田市	1,571.4	北海道	釧路市	1,249.2	大阪府	和泉市	7,370.1	6
7	千葉県	市原市	1,560.6	千葉県	市川市	1,165.1	徳島県	徳島市	7,356.2	7
8	兵庫県	伊丹市	1,557.5	大阪府	和泉市	1,142.4	東京都	町田市	7,318.8	8
9	大阪府	和泉市	1,556.9	東京都	府中市	1,116.0	東京都	立川市	7,287.3	9
10	東京都	立川市	1,551.5	東京都	立川市	1,081.2	千葉県	市原市	7,227.4	10
11	東京都	調布市	1,535.8	東京都	小平市	1,080.0	東京都	調布市	7,217.3	11
12	東京都	三鷹市	1,513.8	東京都	調布市	1,074.0	兵庫県	伊丹市	7,177.7	12
13	千葉県	佐倉市	1,504.3	東京都	三鷹市	1,044.0	東京都	三鷹市	7,099.2	13
14	三重県	津市	1,503.4	神奈川県	鎌倉市	1,041.9	東京都	小平市	7,020.0	14
15	東京都	西東京市	1,491.2	東京都	町田市	1,033.2	東京都	西東京市	6,997.0	15
16	東京都	小平市	1,485.0	東京都	西東京市	1,032.0	千葉県	松戸市	6,992.1	16
17	千葉県	流山市	1,478.2	京都府	宇治市	1,002.4	千葉県	佐倉市	6,977.4	17
18	京都府	宇治市	1,458.0	千葉県	野田市	997.2	山口県	山口市	6,891.5	18
19	神奈川県	鎌倉市	1,455.9	千葉県	浦安市	996.0	千葉県	流山市	6,872.7	19
20	千葉県	八千代市	1,441.4	神奈川県	藤沢市	985.9	神奈川県	鎌倉市	6,865.6	20
21	千葉県	野田市	1,421.0	千葉県	市原市	985.2	北海道	釧路市	6,855.3	21
22	徳島県	徳島市	1,419.3	千葉県	習志野市	972.0	京都府	宇治市	6,834.2	22
23	北海道	釧路市	1,401.5	千葉県	八千代市	964.8	北海道	苫小牧市	6,739.2	23
24	千葉県	習志野市	1,399.7	茨城県	ひたちなか市	964.7	千葉県	八千代市	6,730.4	24
25	埼玉県	久喜市	1,391.0	千葉県	佐倉市	960.0	千葉県	野田市	6,681.2	25
26	神奈川県	秦野市	1,387.2	千葉県	流山市	960.0	山口県	宇部市	6,668.2	26
27	山口県	山口市	1,373.0	兵庫県	伊丹市	947.8	千葉県	習志野市	6,570.7	27
28	兵庫県	川西市	1,368.5	埼玉県	久喜市	933.2	埼玉県	久喜市	6,497.3	28
29	北海道	苫小牧市	1,364.8	神奈川県	秦野市	921.6	神奈川県	秦野市	6,470.4	29
30	埼玉県	新座市	1,346.5	兵庫県	川西市	917.0	兵庫県	川西市	6,391.1	30
31	東京都	東村山市	1,340.9	埼玉県	新座市	889.1	埼玉県	新座市	6,275.3	31
32	山口県	宇部市	1,304.6	東京都	東村山市	865.1	東京都	東村山市	6,228.6	32
33	茨城県	ひたちなか市	1,228.9	千葉県	松戸市	536.6	茨城県	ひたちなか市	5,880.1	33
	平均		1,469.8	平均		1,064.5	平均		6,943.5	
	宇治市を除く平均		1,472.8	宇治市を除く平均		1,068.1	宇治市を除く平均		6,957.5	

副市長の任期4年総収入比較

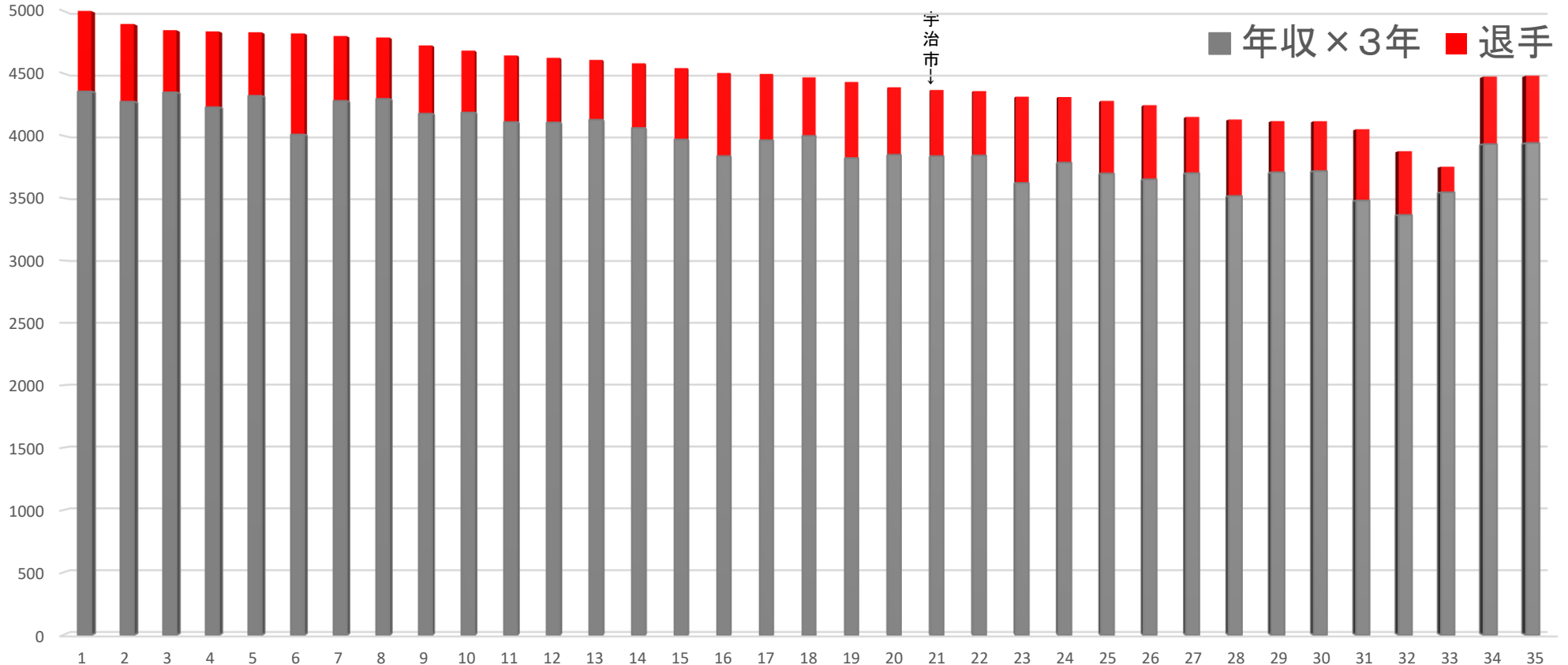


順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
	千葉県	東京都	神奈川県	三重県	千葉県	大阪府	徳島県	東京都	東京都	千葉県	東京都	兵庫県	東京都	東京都	東京都	千葉県	千葉県	山口県	千葉県	神奈川県	北海道	京都府	北海道	千葉県	千葉県	山口県	千葉県	埼玉県	神奈川県	兵庫県	埼玉県	東京都	茨城県	平均	宇治市を除く平均
	市川市	府中市	藤沢市	津市	浦安市	和泉市	徳島市	町田市	立川市	市原市	調布市	伊丹市	三鷹市	小平市	西東京市	松戸市	佐倉市	山口市	流山市	鎌倉市	釧路市	宇治市	苫小牧市	八千代市	野田市	宇部市	習志野市	久喜市	秦野市	川西市	新座市	東村山市	ひたちなか市		

類似団体の主要項目の順位

順位	教育長 年収(万円)			教育長 退職手当(万円)			教育長 任期3年総収入(万円)			順位
	都道府県	市町村	年収(万円)	都道府県	市町村	退職手当(万円)	都道府県	市町村	任期3年総収入(万円)	
1	千葉県	浦安市	1,451.5	東京都	小平市	810.0	千葉県	浦安市	5,074.6	1
2	東京都	府中市	1,449.2	千葉県	浦安市	720.0	東京都	調布市	4,895.3	2
3	千葉県	市川市	1,439.9	山口県	山口市	692.1	東京都	府中市	4,845.5	3
4	東京都	町田市	1,431.7	三重県	津市	666.0	東京都	三鷹市	4,835.7	4
5	千葉県	松戸市	1,426.2	東京都	調布市	622.5	千葉県	市川市	4,828.6	5
6	東京都	調布市	1,424.3	徳島県	徳島市	612.9	東京都	小平市	4,819.5	6
7	東京都	三鷹市	1,409.4	埼玉県	久喜市	610.2	千葉県	松戸市	4,798.5	7
8	神奈川県	藤沢市	1,395.2	東京都	三鷹市	607.5	東京都	町田市	4,787.2	8
9	大阪府	和泉市	1,392.1	北海道	釧路市	593.8	大阪府	和泉市	4,723.4	9
10	東京都	立川市	1,375.9	埼玉県	新座市	581.3	神奈川県	藤沢市	4,681.9	10
11	千葉県	流山市	1,369.7	東京都	西東京市	572.3	千葉県	流山市	4,642.8	11
12	千葉県	市原市	1,368.6	北海道	苫小牧市	571.2	千葉県	市原市	4,624.1	12
13	千葉県	佐倉市	1,353.9	大阪府	和泉市	547.2	東京都	立川市	4,607.0	13
14	東京都	小平市	1,336.5	千葉県	野田市	540.0	千葉県	佐倉市	4,580.1	14
15	兵庫県	伊丹市	1,332.6	千葉県	流山市	533.7	東京都	西東京市	4,541.4	15
16	東京都	西東京市	1,323.0	千葉県	八千代市	530.6	三重県	津市	4,502.2	16
17	千葉県	八千代市	1,321.3	京都府	宇治市	529.9	千葉県	八千代市	4,494.5	17
18	千葉県	野田市	1,282.5	千葉県	習志野市	525.6	兵庫県	伊丹市	4,467.7	18
19	神奈川県	鎌倉市	1,280.6	千葉県	松戸市	519.8	埼玉県	久喜市	4,430.8	19
20	京都府	宇治市	1,278.8	千葉県	市原市	518.4	千葉県	野田市	4,387.5	20
21	三重県	津市	1,278.7	千葉県	佐倉市	518.4	京都府	宇治市	4,366.2	21
22	埼玉県	久喜市	1,273.5	神奈川県	鎌倉市	515.5	神奈川県	鎌倉市	4,357.4	22
23	千葉県	習志野市	1,261.4	茨城県	ひたちなか市	511.2	山口県	山口市	4,312.6	23
24	東京都	東村山市	1,238.8	千葉県	市川市	508.9	千葉県	習志野市	4,309.9	24
25	神奈川県	秦野市	1,235.5	東京都	府中市	498.0	埼玉県	新座市	4,278.5	25
26	兵庫県	川西市	1,233.3	神奈川県	藤沢市	496.4	北海道	釧路市	4,244.5	26
27	埼玉県	新座市	1,232.4	東京都	町田市	492.0	兵庫県	川西市	4,150.3	27
28	北海道	釧路市	1,216.9	東京都	立川市	479.4	徳島県	徳島市	4,129.4	28
29	山口県	山口市	1,206.8	兵庫県	伊丹市	469.8	神奈川県	秦野市	4,116.8	29
30	山口県	宇部市	1,182.0	兵庫県	川西市	450.4	東京都	東村山市	4,115.9	30
31	徳島県	徳島市	1,172.2	神奈川県	秦野市	410.4	北海道	苫小牧市	4,051.4	31
32	北海道	苫小牧市	1,160.1	東京都	東村山市	399.6	茨城県	ひたちなか市	3,875.5	32
33	茨城県	ひたちなか市	1,121.4	山口県	宇部市	205.2	山口県	宇部市	3,751.1	33
	平均		1,310.8	平均		541.2	平均		4,473.6	
	宇治市を除く平均		1,313.7	宇治市を除く平均		541.6	宇治市を除く平均		4,480.7	

教育長の任期3年総収入比較



順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
	千葉県	東京都	東京都	東京都	千葉県	東京都	千葉県	東京都	大阪府	神奈川県	千葉県	千葉県	東京都	千葉県	東京都	三重県	千葉県	兵庫県	埼玉県	千葉県	京都府	神奈川県	山口県	千葉県	埼玉県	北海道	兵庫県	徳島県	神奈川県	東京都	北海道	茨城県	山口県	平均	宇治市を除く平均
	浦安市	調布市	府中市	三鷹市	市川市	小平市	松戸市	町田市	和泉市	藤沢市	流山市	市原市	立川市	佐倉市	西東京市	津市	八千代市	伊丹市	久喜市	野田市	宇治市	鎌倉市	山口市	習志野市	新座市	釧路市	川西市	徳島市	秦野市	東村山市	苫小牧市	ひたちなか市	宇部市		

地方自治法の一部を改正する法律の概要〈議会関連部分〉

(令和5年法律第19号 令和5年5月8日公布)

地方議会の活性化を図るため地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を行う。

1 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化

○多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、地方議会の役割や議員の職務等について、法律上明確化する。

法律の新旧対照表（抜粋）

旧	新
第89条 普通地方公共団体に <u>議会を置く。</u>	第89条 普通地方公共団体に、 <u>その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。</u>
(新設)	② <u>普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。</u>
(新設)	③ <u>前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。</u>

2 請願書の提出等のオンライン化

○地方議会に対する住民からの請願書の提出や国会に対する地方議会からの意見書の提出など地方議会に係る手続（※）について、一括してオンライン化を可能とする。

※現行法上、住民と議会、議会と国会等の間の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の適用対象外。

施行期日 1は令和5年5月8日、2は令和6年4月1日

特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について

○当審議会の設置について

「宇治市附属機関設置条例」

→執行機関(市長)の附属機関についての条例。組織、運営等は別に定める。

「宇治市特別職報酬等審議会規則」

→組織及び運営に関し必要な事項を定める。

○「地方自治法」の議員、特別職に関する条文

第二百三条

→議員に関する条文

第二百四条

→市長等に関する条文

第二百四条の二

→給与条例主義に関する条文

○特別職の給与について

「特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例」

→特別職の給料、通勤手当及び期末手当について定める。

※市長等の退職手当については、別に定めると明記(第6条)。

※この条例のいう特別職とは、1)市長 2)副市長 3)教育長である(第1条)。

「特別職の職員で常勤のものゝ退職手当に関する条例」

→特別職の退職手当について定める。

○議員の報酬について

「宇治市議会基本条例」

→宇治市議会の基本となる事項を定める ※議員報酬を別の条例で定めると明記(第14条)

「宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」

→議員報酬、期末手当について定める。

○宇治市附属機関設置条例

昭和 28 年 10 月 31 日
条例第 32 号

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、執行機関の附属機関を別表のとおり設置する。

第2条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、附属機関が属する執行機関が別に定める。

(以下の附則等は省略)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	宇治市土地買収評価委員会	土地買収に関する重要事項について市長の諮問に応じ、意見を答申する事務
	宇治市特別職報酬等審議会	宇治市議会議員の議員報酬の額並びに宇治市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例案を市長が議会に提出しようとするときに、あらかじめその議員報酬及び給料の額について市長の諮問に応じ、意見を答申する事務

以下、省略

○宇治市特別職報酬等審議会規則

昭和40年2月15日
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇治市附属機関設置条例(昭和28年宇治市条例第32号)第2条の規定に基づき、宇治市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されている者で、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 本市の区域内の公共的団体等の代表者

(2) 学識経験を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

3 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市長公室人事課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続き、その他審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

○地方自治法（抜粋）

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

第一次吉田内閣

○議員に関する条文

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○市長に関する条文

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○給与条例主義に関する条文

第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の者及び前条第一項の者に支給することができない。

○特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例（抜粋）

昭和31年12月19日

条例第31号

（目的）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる常勤の特別職の職員の給与について定めることを目的とする。

- （1） 市長
- （2） 副市長
- （3） 教育長

（市長等の給与）

第2条 前条に掲げる特別職の職員（以下「市長等」という。）の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

第3条 市長等の給料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 市長 月額1,075,000円
- （2） 副市長 月額895,000円
- （3） 教育長 月額785,000円

第4条 市長等の通勤手当の支給は、宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

第5条 期末手当は、市長等で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対し、支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応

じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項に規定する在職期間の計算及び期末手当の支給制限、支給の一時差止めその他の支給方法は、一般職の職員の例による。

第6条 市長等の退職手当については、別に定めるところによる。

第7条 新たに市長等に就任した者には、その日から給与を支給する。ただし、退職し、又は罷免された地方公務員が即日市長等になったときは、その翌日から給与を支給する。

2 市長等が退職したときは、その日まで、死亡により退職したときは、その日の属する月まで給与を支給する。

3 前2項の規定により給与を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

第8条 市長等の給与の支給期日は、一般職の職員に支給する給与の例による。

附 則

(間の附則、省略)

18 平成30年4月1日から当分の間、支給されるべき市長等の給料の月額は、第3条各号の規定により支給されるべき額から、市長にあつてはその100分の10の額を、副市長にあつてはその100分の8の額を、教育長にあつてはその100分の7の額を減じて得た額とする。

19 前項の規定は、市長等の期末手当の額を算定する場合においては、適用しない。

(以下、省略)

○特別職の職員で常勤のもの退職手当に関する条例（抜粋）

昭和61年3月31日

条例第6号

（趣旨）

第1条 この条例は、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の退職手当に関する事項を定めるものとする。

（退職手当の支給）

第2条 市長等が任期満了による退職その他の退職（以下「退職」という。）をしたときは、その者の在職期間について、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し退職手当を支給する。ただし、その者の在職期間が6月未満であるときは、この限りでない。

（退職手当の額）

第3条 退職手当の額は、退職をした日における市長等の給料月額に、その者の在職期間1年につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1） 市長 100分の390

（2） 副市長 100分の280

（3） 教育長 100分の225

2 前項の規定は、市長等の在職期間に1年未満の端数がある場合又は在職期間が6月以上1年未満である場合における退職手当の額について準用する。この場合において、同項中「1年」とあるのは「1月」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）」と読み替えるものとする。

（在職期間の計算）

第4条 市長等の在職期間は、市長等となつた日の属する月から退職をした日の属する月までとする。

2 前項の規定により計算した在職期間が4年を超えるときは、これを4年とする。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、市長等の退職手当については、一般職の職員の例による。この場合において、市長に係る宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第42号）第11条第2号に規定する退職手当管理機関は、市長とする。

附 則

(間の附則、省略)

(平成30年4月1日以後における退職手当の額を算定する場合における給料月額の特例)

6 平成30年4月1日から当分の間、第3条に規定する市長等の給料月額は、特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例附則第18項の規定にかかわらず、同条例第3条各号の規定により定められる額とする。

(以下、省略)

○宇治市議会基本条例

平成 23 年 3 月 31 日

条例第 8 号

改正 平成 25 年 2 月 26 日 条例第 18 号

平成 27 年 3 月 31 日 条例第 19 号

平成 30 年 10 月 17 日 条例第 56 号

目次

前文

第 1 章 目的（第 1 条）

第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 2 条—第 4 条）

第 3 章 市民と議会の関係（第 5 条—第 8 条）

第 4 章 市長等と議会の関係（第 9 条・第 10 条）

第 5 章 自由討議の拡大（第 11 条）

第 6 章 政務活動費（第 12 条）

第 7 章 議員の定数及び議員報酬（第 13 条・第 14 条）

第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備（第 15 条・第 16 条）

第 9 章 最高規範性（第 17 条・第 18 条）

附則

宇治市民から選挙で選ばれた議員により構成される宇治市議会は、議事機関として、同じく市民から選挙で選ばれた宇治市長とともに、宇治市の代表機関を構成する。

宇治市議会及び議員は、二元代表制の下、真の地方自治を実現するために、その権能を十分に発揮し市民の信託にこたえる責務がある。

ここに、宇治市議会及び議員は、日本国憲法を遵守する義務を負うことを自覚し、地方自治の本旨に基づき、宇治市議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、市民から選ばれた市民全体の奉仕者であることの誇りを持ち、市民の意向を的確に反映し、市民に開かれ信頼される宇治市議会を築き、全力を挙げて市民福祉の向上及び市政の発展に寄与するために、この条例を制定する。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、宇治市議会（以下「議会」という。）の基本となる事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営の監視、評価及び調査を行い、必要な議決をするものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員の自由な論議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、宇治市議会会議規則（昭和32年宇治市議会規則第1号）、宇治市議会委員会条例（昭和32年宇治市条例第12号）及び議会内での申し合わせ事項等について絶えず見直しを行うものとする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であることを認識し、議員の自由な論議を尊重しなければならない。

2 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めることとし、政治倫理の基準、政治倫理審査会の設置等については、別に定める。

- 3 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表にふさわしい活動をしなければならない。
- 4 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動をしなければならない。
- 5 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加と情報の共有)

第5条 議会は、その透明性を高めるために、市民へ議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。

- 2 議会は、すべての委員会及び全員協議会を始め宇治市議会会議規則に定める協議等の場を原則として公開するものとする。
- 3 議会は、請願の審議においては、請願者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。
- 4 議会は、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するものとする。

(公聴会制度及び参考人制度)

第6条 議会は、必要に応じて、公聴会制度及び参考人制度を活用するよう努めるものとする。

(議会活動の報告及び市民との意見交換)

第7条 議会は、市民と議会のつどい等の開催により市民への議会活動の報告及び市民との意見交換をするよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第8条 議会は、議会広報紙の発行、インターネット配信等の多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等と議会及び議員の関係)

第9条 議会及び議員は、市長等と常に緊張ある関係を維持し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

(市長等による提案説明等)

第10条 議会は、市長等から政策、計画、施策、事業等(以下「政策等」という。)を含む議案が提案されたときは、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 財源措置
- (5) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、議会で議決すべきものを条例で定めることができる。

第5章 自由討議の拡大

(自由討議の拡大)

第11条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員の自由な論議を尽くさなければならない。

2 議長及び委員長は、論議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

3 議長及び委員長は、議員相互の自由討議を必要に応じて行うことができる。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付、公開、報告)

第12条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行わなければならない。

2 政務活動費の交付、公開及び報告については、別に条例等で定める。

第7章 議員の定数及び議員報酬

(議員定数)

第13条 議員の定数は、効率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

2 議会は、議員の定数の改定に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

3 議員の定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第14条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案しつつ、議員の議員活動及び社会生活が保障されるものでなければならない。

2 議会は、議員報酬の改定に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮しなければならない。

3 議員報酬は、別に条例で定める。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会の体制整備)

第15条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等に調査させることができる。

2 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修等の充実強化に努めるものとする。

3 議会は、議員の調査研究に資するために、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実を努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議長は、議会及び議員活動等を補助する組織として、議会事務局の機能強化に努めなければならない。

第9章 最高規範性

(最高規範性)

第17条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(議会及び議員の責務)

第18条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の信託にこたえなければならない。

2 議会は、議員の任期期間中にこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

3 議会は、この条例の目的に従い、必要な関係条例等の充実に努めなければならない。

4 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第18号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第19号)

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (平成30年条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

○宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和31年12月19日

条例第30号

(議員報酬)

第1条 議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 議長 月額635,000円

(2) 副議長 月額585,000円

(3) 議員 月額535,000円

第2条 議長及び副議長には、その選挙された日から、議員にはその職についた日からそれぞれ議員報酬を支給する。

2 前項の規定により議員報酬を支給する場合において、その職についた日が月の途中である場合は、日割によつて計算した額を支給する。

第3条 議長等が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散（以下「任期満了等」という。）によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して議員報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として宇治市職員旅費条例（昭和26年宇治市条例第55号）の適用を受ける職員の例により特級に相当する旅費額を支給する。

(期末手当)

第5条 期末手当は、議長等で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対し、支給する。これらの基準日前1箇月以内の任期満了等によりその職を離れた者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項に規定する在職期間の計算及び期末手当の支給制限、支給の一時差止めその他の支給方法は、特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和31年宇治市条例第31号）の適用を受ける職員の例による。

（規則への委任）

第6条 この条例の実施に関して必要な事項は、規則で定める。

（以下、附則省略）